

272

238



0055913000

0055913-000

272-238


国民学校の防空


徳島県撫養町国民学校・編

東洋経済新報社

昭和19

AJB





三也 N-69

272

238

國民學校之防空

德島縣撫養町國民學校著

東京
大阪

東洋經濟新報社刊



要 亞 東

德島縣撫養町國民學校編著

國民學校の防空

東洋經濟新報社刊

決勝

天初卷之二



購入

371-6

758083

表紙の書名「決勝下國民學校の防空」並題字「決勝」
は本校出身前情報局總裁天羽英二閣下の御揮毫にかゝ
るものである。
茲に謹んで深謝の意を表する次第である。

寫

表彰狀

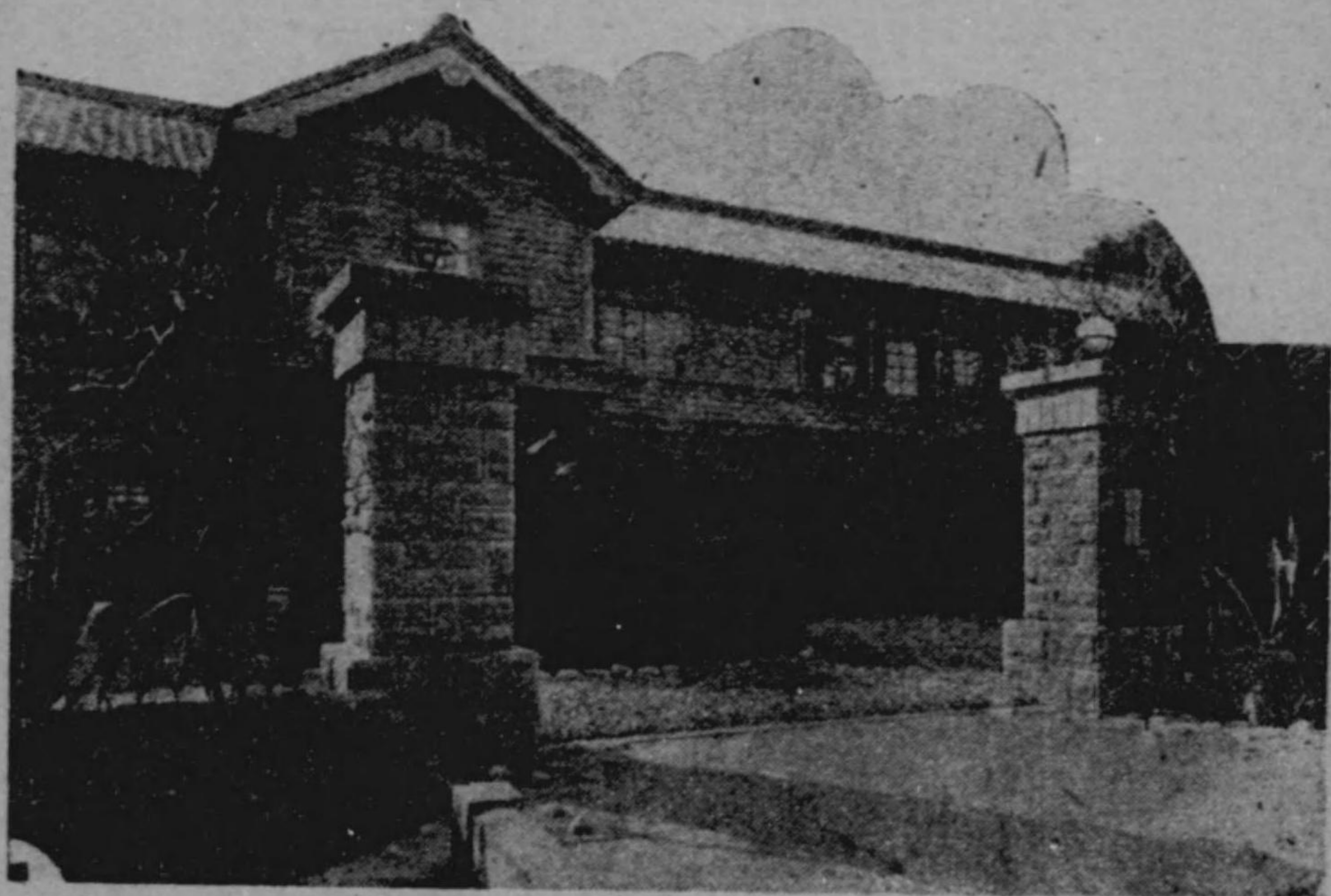
撫養國民學校

防空業務ニ關シ一致團結能ク技能
ノ鍊成ト施設ノ整備強化ニ努メ其
ノ成績優秀ニシテ他ノ模範トスル
ニ足ル仍テ之ヲ表彰ス

昭和十九年一月四日

大日本防空協會徳島縣支部長

正五位 野田清武



—校學民國養撫町養撫—

本書を謹みて

昭和十七年四月十八日

鬼畜米英の銃撃に斃れたる

國民學校兒童〇〇名の

今は亡き御靈に捧ぐ。

序

防空は戦闘である。

戦闘に對する必勝の要諦は千磨必死の訓練と、待つあるを待む精密周到なる準備に在る。

從來家庭に、工場に、興行場に、將又學校に、その防空態勢に、就ては、夫々銳意準備と訓練が進められて來たものではあるが、學校特に國民學校に於ける防空に關しては、尙一應も二應も再檢討を必要とする部面尠なからざる憾なしとしないのである。

蓋し、廣大なる校地校舍を擁し、多數の兒童を收容する國民學校は好個の爆撃目標となり得るのみならず、防護要領に於て一般家庭防空又は他の特設防護團とは著く趣を異にするからである。幸にして這般中央に於て學校防空指針の制定を見、その進むべき方途の大綱が明かにされたのではあるが、これとても各地方、各學校の特殊性の上に立つて如何に適用實施すべきかに就ては、直接學校防空に従事する者の齊しく苦心せる所であらうと存ず

るのである。

然る所、徳島縣板野郡撫養町撫養國民學校が、曩なほに同郡内に於ける防空指定校として委囑され、爾來加賀見校長以下全職員方の總力的御研究により極めて適切なる防空態勢完成を見るに至り、茲に、その研究結果を集録して本書の出版を見たのであるが、その内容は學校防空の要所を衝いて餘す所なく、まさに學校防空當事者にとつて絶好の參考資料と謂ふべきである。

本書を參考として、更に各國民學校の特性に基づく適切強力なる防空態勢の確立の速かならんを希求し、敢て之を江湖に推奨す。

昭和拾九年壹月八日

徳島縣警防課長 谷 脇 芳 雄

自序

聖戰茲に第三春を迎へ、仇敵米英の焦躁せる反攻により、戦局愈々苛烈を極め、殊に南太平洋方面に於ける航空決戦は、晝夜を分たぬ激闘を連続し、彼の豊富なる航空機生産力を以て大なる犠牲をもちへりみず、寸地尺土を進めつゝ島傳ひに我が本土空襲を目ざして進撃しつゝある。

我が第一線の將兵各位は、愈々澄澗たる銳氣と必死撃滅の闘魂をもつて、随時に敵の反攻を邀へ、その人的物的戦力の撃碎をはかり、一意戰爭目的の完遂に邁進せられつゝあるは、洵に感謝に堪へない所である。

然し乍ら何時如何なる時に、我が本土上空に敵機の來襲あるやも圖り難い。吾々銃後國民は、總力を擧げて防空鐵壁の陣を固め、神州日本を護らねばならぬ。

殊に御影の奉護は申す迄もなく多數の兒童を預かる私共は、兒童保護の爲校舍防護の爲、細心の注意と最大の努力を致して防護の完壁を期せなければならぬ。さて、學校防空指針に依れば、私共國民學校に於ける防空は、其の時期の如何を問はず、教職員及傭員を以て擔任するを原則とせられ兒童は待避避

難のみとなつてゐる。従て國民學校に於ては、特設防護團員以外は防空従事者たるの訓練はもとより、防空一般の諸訓練は行はざる事と定められてゐる。

然し乍ら、兒童の決戦生活への分野として、將又緊急止むなき空襲措置を必要と認むる場合はもとより、兒童の將來性を考察する時、防空教育の必要なるは申す迄もなく、適當なる教育訓練は是非共實施徹底しておくを必要なりと考へるものである。

防空教育は防空訓練によつて徹底せられ、防空訓練は反復熟練によりて、技術の熟達は期し得られ、防空に對する認識は高められ、仇敵必滅の闘魂は涵養せられ、必勝信念は昂揚せられ、更に兒童の戦時意識は愈々旺盛となると信するのである。

更に私共は、いたいけなる兒童の千磨必死の訓練を行ふ事に依りて、校下父兄の防空意識を昂揚し防空技術の向上を認むるものである。

此意味に於て、我が校の防空は、學校防空指針に基づき待避難の訓練を徹底すると共に、教育的なる防空訓練はあく迄其の徹底を圖り技術の熟達を期し、本校防空の完璧を期するはもとより郷土防空に貢献せんとするものである。

大東亞戰勃發以來私共は、常に如上の信念を以て、隨時不斷の訓練を積み、立案實施反省檢討以て改

善を加ふる事茲に二年有餘、昨年十月板野郡教育會の依頼により本校防空教育研究發表會を機にまとめたものが本書である。企畫の拙劣、研究内容の貧弱は勿論、記述に於ても繁簡その宜しきを得ぬものなきを保し難く、校正に於ても亦粗漏多き事と思ふ。この點は切に讀者の寛恕をお願いすると共に、多數の御叱正を得て更に完璧を期したいと思つてゐる。

終りに本書出版にあたり、御激務中の情報局總裁天羽英二閣下より題字を谷脇徳島縣警防課長殿より序文を賜はつた事は非常な光榮であり、本校防空計畫並に訓練にあたり、今日迄直接間接御指導賜はりし縣警防課喜多警部補殿、船奥撫養警察署長殿、撫養警察署中平警防主任殿に深く感謝の意を表する次第である。

尙二ヶ年有餘、絶えざる研究と熱誠訓練に努力せられ、更に本書完成に努められし、我校左記同人に對して感謝の誠を捧げ記して以て其の勞をねぎらふ次第である。

尙同人中、山田茂君は明敏なる頭腦と、豊富なる航空知識を基として、周到綿密なる計畫を立て、熱心訓練に挺身せられ、本書編輯にあたりては寢食を忘れて努力せられたるは、特に記して感謝の意を表するものである。

加賀見忠平

吉田源市

林五郎

石井保

高橋峻二

木村勳樹

黒田治夫

撫佐敏夫

中島政雄

木内麻重

尾形恒一

北島貞一

喜田正憲

齋賀篤行

金森幸夫

新宮重雄

同人

兼松義遠

中谷宏

奥野博之

山田茂

中村登

尾崎徳太郎

吉成武夫

千葉壽恵

山田隆子

前田妙子

加藤ヨシエ

貴志節子

秋本スエ

柴田博子

稲室ヨシ子

南ツネ子

柏信子

麻植美音

吉川綱子

元木弘子

平野壽々子

龜井良子

矢野勝子

谷美代子

天野政子

齋藤ヒサエ

大橋智子

田中善子

高麗トリエ

松山文子

「註」 本書所載にかゝる寫眞資料は凡て由良要塞司令部許可濟なり。

目次

題 字 情報局總裁天羽英二閣下

序 文

自 序

第一篇 本校教育の概要

第一章 本校教員調

第二章 本校教員調詳説

第三章 本校經營の大綱

第二篇 我が校の防空

第一章 空襲判斷

第二章 國民學校防空の特異性

一
三
三
四
五
一三
一五
一九

第一節	國民學校防空の地位	一九
第二節	國民學校防空の特異點	二〇
第三章	防空に對する我校の態度	二三
第四章	本校防空計畫	二六
第一節	計畫設定の基礎的要件	二六
第二節	本校防空の方針	二九
第三節	本校の防空體制	三〇
第四節	特設防護團活動基準並に兒童及び幼兒の措置	三六
第五節	團員配置計畫	三七
第六節	常置防空要員業務書	三七
第七節	防空通信連絡實施計畫	三九
第八節	訓練實施計畫	四〇
第九節	文書報告其他	四六
第三篇	防空教育	一〇一

第一章	國民學校教育と決勝教育	一〇三
第二章	決勝教育と防空教育	一〇四
第三章	學校防空指針と防空教育	一〇五
第四章	國民學校に於ける防空教育の意義	一〇六
第五章	本校防空教育の實際	一〇九
第一節	防空教育の構想	一〇九
第二節	防空教育と精神鍊成	一一四
第三節	防空教育と教科經營	一二五
第四節	防空教育施設	一二七
第五節	防空教育訓練	一二四
第四篇	防空關係資料	一二七
第一章	學校關係防空法規	一二九
第一節	防空法抜抄	一二九

第二節	防空法施行規則抜抄	三三
第三節	防空従事者扶助令抄	三三
第四節	燈火管制規則抜抄	三七
第二章	時局防空必携	三九
第一節	時局防空必携抄	三九
第二節	學校防空の重點	三四
第三章	學校防空指針抄	三七
第四章	徳島縣國民學校防空指針抄	六二
第五章	幼兒防空對策資料	四四
第五篇	本校防空教育の經過	三三

第一篇 撫養校教育の概要

第一章 本校教員訓

一、決戦下其の重責を自覺し

教育報國に挺身すべし。

一、親和協力克く責務を完遂し

不動の校風を樹立すべし。

一、撫養校教員たるの矜持を堅持し

他校教員の範たるべし。

第二章 教員訓詳説

一、吾等の生命は吾等の職域奉公によりて向上す。第一線に戦ふ皇軍の精神を精神とし、全力を捧げて尙足らざるを憂へ、日毎に精進すべきなり。職域殉公、鍊磨挺身の極致は一死以て教壇を護るにあり。

畏くも大詔渙發あらせられ、茲に決戦の年を迎ふ。太平洋上怒濤澎湃として無盡の劫を爲す、眞に重大なり。吾等身命を賭して教育報國に挺身せざるべからざる所以のもの實に茲に在り。

一、嚴たる校風存して教育興り、殉國の師道立ちて皇國民は鍊成せらる。校風樹立の方途他なし、宜しく國民學校教育の本旨に徹し、本校の實態を考覈して其の嚮ふ所を謬らず、各々其の個性を修理し、犠牲奉公、親和協同の果を展べ、秒時寸刻と雖も奉じて以て責務を完遂し、更に進んで經營に參畫し、協心戮力、壯志一團鐵石の總力を發揮して聖職を奉行せざるべからず。

斯くて始めて不動の校風は樹立せられ、不變の學風は全校を光被し、生々發展一兒一童と雖も、陛下の赤子、軍國の固め、以て負荷の大任を全ふし、よく皇國を荷ふに足らん。

一、創立茲に七十餘年校歴燦として全縣に遍照す。輝く傳統と剛健醇美なる本校に職を奉じ、皇民鍊成を擔當す。何たる光榮ぞや、吾等の責務や重大なり。

宜しく大撫養校教員たるの衿持を堅持し、身を修むるに謹、己れを持するに嚴、苟も他の指彈を受くるが如きことあるべからず、共勵切磋、俱學俱行以て教育力を鍊成し、晝夜兼行、拳々謹勵、不動の信念、烈々たる師魂を振起して教壇死守の決意を固め、日進の實蹟を收めて衆望に答へ、進んで垂範薰化の實を擧げ、以て撫養校教員たるの面目を發揮すべきなり。

第三章 本校經營大綱

第一節 教育の根本方針

皇國の道に則り、皇運を扶翼し奉り、唯一途 大君に生命を奉還せんとする皇民を鍊成する事であり、忠に徹する死の教育である。

第二節 教育の根本綱領

皇國の道に則りて教育し

1. 天壤無窮の皇運を扶翼し奉る皇國民の基礎的鍊成。
2. 大東亞戰完遂に沒我奉仕する皇國民の鍊成。
3. 世界民族指導者たるの大國民的教養訓練。

第三節 學校經營の基調

一、校風の刷新

1. 國體觀念を明徴にし臣民道の體得に努む。
國體自覺、肇國精神確把、聖德奉仰、臣節奉行。
2. 時局を確認し聖戰完遂に沒我奉仕せしむ。
時局確認、思想強化、生活刷新、資源愛護、貯蓄勵行。
3. 強固なる心身鍊成を圖り大國民たる資質の向上に努む。
堅忍持久、豪氣果斷、雄渾壯大、大和協力、實力と徳望、強健なる身體。

二、師道の振肅

1. 聖職を自覺し精神並に個性に残存する舊弊を芟除し教育信念の確立に努む。
聖旨奉體、國民精神體得、自我功利心の排除、無私の奉仕、國策協力、精神生活昂揚、聖職恪循。
2. 窮行垂範以て徳化の實を擧ぐ。
臣民道體得、行的生活、生活純化。
3. 修養研鑽以て教育力の鍊磨に努む。
學藝研鑽、指導力鍊達、持續徹底、積極敢爲。
4. 協同心を鍊成し學校協同社會の完成。
個性修理、遵法窮行、犠牲奉仕、協同親和。

三、父兄の協力

1. 兒童觀を改め皇民として鍊成。
陛下の赤子、國家の寶、精神教育の徹底、身體の鍊成。
2. 家庭及社會教育の改善を圖り教育効果の深徹向上に努む。
家庭敎化の覺醒、社會的敎化的協力、母の再教育、社會教育の調査、學校家庭の連絡。

第四節 教授

一、方針

精神と身體を一體として教授し知能教育の徹底技能の修練情意の涵養を圖り教育の實際化に努め以て國民的人格の鍊成を期す。

二、綱領

1. 知能を鍊磨し、確度の向上に努む。
教材の精査嚴選、簡明強力なる指導、學習訓練深化、反覆鍊成、結果省察。
2. 科學心を啓培し科學教育の振興に努む。
科學精神涵養、科學智識確把、科學的訓練。
3. 文科技能科の修鍊を重んじ豐醇なる情操陶冶に努む。
生活觀照、豐醇なる日本の情操、創作表現力、趣味生活、生活深化。
4. 教科の綜合脈絡に留意し實際的人物の育成に努む。
教科教材の連絡統合、教科の特色發揮、職業的訓練、生活力の充實。
5. 教育的教授に努め人格の修鍊に努む。
教授訓練養護の一元的取扱、全人陶冶。

第五節 訓育

一、方針

精神と身體とを一體として窮行實踐を指導し以て大國民たる人格の鍊成を期す。

二、綱領

1. 訓育を中核とする經營に努め校風刷新を圖る。
必要事項はあくまで徹底、他律より自律、一事完遂、個別訓練、反覆鍊成、繼續努力。
2. 教育營爲の全野に亘り意志鍛鍊に努む。
皇道歸一、大權隨順、信仰心涵養、實踐意志鍛鍊。
3. 訓育の實績は全校教師の心構と努力にあり、我隨順學校目標の徹底に努むること。
教師の和、愛、協力一致、熱意、根、不良の徳化、全學級を擔任せる心構と努力。

第六節 養護

一、方針

精神と身體とを一體として強靱なる體力旺盛なる意志の涵養を圖り以て強固なる心身の鍊成を期す。

二、綱領

1. 健康と衛生に留意し體育の自覺化趣味化に努む。
衛生知識の涵養、衛生訓練の徹底、運動趣味涵養、病弱兒異常兒の指導、教授衛生の徹底。
2. 身體各部の均齊な發育、強靱な體力の鍊成に努む。
體操の徹底、遊戯競技の徹底、鍛鍊的指導、課外運動奨勵。
3. 運動精神の涵養、意志訓練の鍊成に努む。
快活、剛毅、規律、忍耐、果斷、協同。

第七節 教科外教育

一、方針

儀式學校行事等を重視し鍊成を期し教科と併せ一體として教育の實を擧ぐるに努む。

二、綱領

1. 行事を精選し重點に全力を傾注徹底に努む。
國家的儀式重視、組織化。
2. 教授事項並に行事相互の連繫を保ち發展的に鍊成す。
組織化系統化、連絡。

第八節 施設

一、本質化

1. 崇高なる臣民道の實踐道場とす。
皇國精神の發揮顯現、維持存續發展、活用鍊成。
2. 學園淨化を圖り神聖なる寮圍氣を醸成す。
清楚純朴、敬虔、神聖なる寮圍氣。

第九節 事務

一、本質化

合理的統合を圖り能率本質化に努む。
整理統合、簡捷、價値化、正確迅速。

第一〇節 學校學級經營の根本方針

一、和と誠

1. 國體並に家族的精神により經營。
總親和、總努力。
2. 教兒一體經營に參畫し各々其の分を得しめ明朗にして潑刺たる經營に努む。
人格尊重、規律秩序、自治と統制、禮儀と社交、總意活動。
之を要するに教育振否の源泉は 陛下の大御心を奉體して殉教的精神に燃えひたすらに、皇道の道を行する校長訓導の存在することである。

第二篇 我が校の防空

第一章 空襲判断

敵英軍司令官ガロードは「海軍の指揮官及陸軍の指揮官の心得なければならないのは、先づ陸海軍其自身の配置と將兵の士氣である。次に彼等の戰闘計畫の擊滅である。空軍指揮官の目的は、もつと大切なものがある。それは敵の銃後を混亂させるといふことである。」と豪語してゐる。今日空襲必至の態勢下に於て空襲目標が奈邊にあるかについて認識することは、國民の常識であり、それが戦ふ日本人の心構へである。

近代戦に於ける空襲目標が大都市即重點的であることは當然であるが、中小都市の如きも戦争遂行上の要點となるべきものの空襲必至であることは、今次大東亞戦争及歐洲戦線の空爆の實相に學ぶ所である。否山間僻地と雖も空襲の危険災禍を免れることは出来ない。このことたるや近代戦の特質が生産戦の破壊乃至は銃後人心の攪亂にあることによつて、うなづかれるところである。然して空襲目標が軍事的施設生産設備等の物的破壊より人的絶滅へ移りつゝあることも亦見逃すことが出来ない事實である。鬼畜米英が大和民族の根絶を怒號し、非人道振りを發揮してゐることよりして窺ひ知る所

である。更に敵が數と量とに依存してあくまで大量的、徹底的に破壊せんとする企圖も窺知し得る點である。

然もその人的破壊に於て最近では戦闘員と非戦闘員の區別なきことは勿論、幼き子供を目標の主力とし、一層銃後人心の攪亂を効果的ならしめんとしてゐる様である。彼等は空襲による恐怖戦慄により銃後國民の戦意を喪失せしめ、厭戦思想を醸成し、國內崩壊を惹起せしめ、敗戦に導かんとする謀略戦術の常道を夢見てゐる様である。米英空軍が伊本土空襲に際し左の如き女子供を狙ふ巧妙な爆發物を使用した事實は、このことを如實に物語つてゐる。

○拾ひ上げてその一部を廻すと同時に爆發するもの。

萬年筆、シャープペンシル、懐中電燈、口紅、コンパクト、爪切、日除眼鏡、ナイフ、懐中時計、紙入、墓口等。

○口に入れると同時に爆發するもの。

キヤラメル、チョコレート等。

○摩擦と同時に高熱を發するもの。

櫛、刷子による衣服の焼失、身體の糜爛。

右の被害者は女、子供であり、親心の心理作用を極度に利用した、卑劣極まる戦術であり、人心攪亂の用具である。明らかに子供は狙はれてゐる。單的に言ふならば國民學校は、それ自體子供を擁してゐることにより、且集團生活であることより空襲は必至であると言はねばならない。

空襲の時刻が夜の明け方乃至月明の夜を多くの場合選ぶであらうことは、我が國土の地理的條件に基き明らかである。然し必ずしも晝間兒童在校時の空襲がないといふ公算が成立つものではない。昭和十七年四月十八日の例にあつた如く、不慮の空襲は必ずあるものと覺悟せねばならぬ。

航空機の性能の急激なる進歩は、高高度飛行による肉眼肉耳は勿論あらゆる科學兵器を以てするも、聽界視界の限外にまで達せんとし、速度航続距離に於ても之又敵基地と空襲目標を壓縮し近接せしめた。今米空軍の四發超重爆コンソリデーターB二九に就いてみるに、爆彈搭載量十噸航続距離五千、時速三百軒で、東京南島島間約二千軒とすれば、南島島から一足伸ばせば三時間で東京に達する。敵は超重爆増産へ必死の努力を試みてゐることであり、然も敵は大型機的大量生産を目的し、青少年群に對する科學教育、航空知識教育と相俟つて乗員養成に大奮となつてゐる。

吾等は戰略的の事に關しては不知であるが、同時多數機を以て繰返的に、數と量による大空襲は豫想せられる所であり、日本國土が海國日本として海の護りを固めねばならない。不利と、近代戰に於

ける地理的不利缺陷に乘じ「空を制するものは海を制す」との公式に當はめんとしてゐる。
 要は空襲が時と所とその對稱に區別なく行はれ、特に保護さるべき兒童がねらはれてゐる。實に學校こそ爆撃目標であると言ひ得るのであつて、こゝから學校防空乃至國民學校に於ける防空教育の立場から、凡ゆる計畫施設、訓練、教育の必要性が生れ、急速にして適確然も強力に實施されねばならないのである。

以下學校防空として學校自衛上の對策と防空教育上の問題とを夫々考究して見たい。
 尙支那事變以來行はれた對日空襲の狀況は次の如くである。

對日空襲狀況

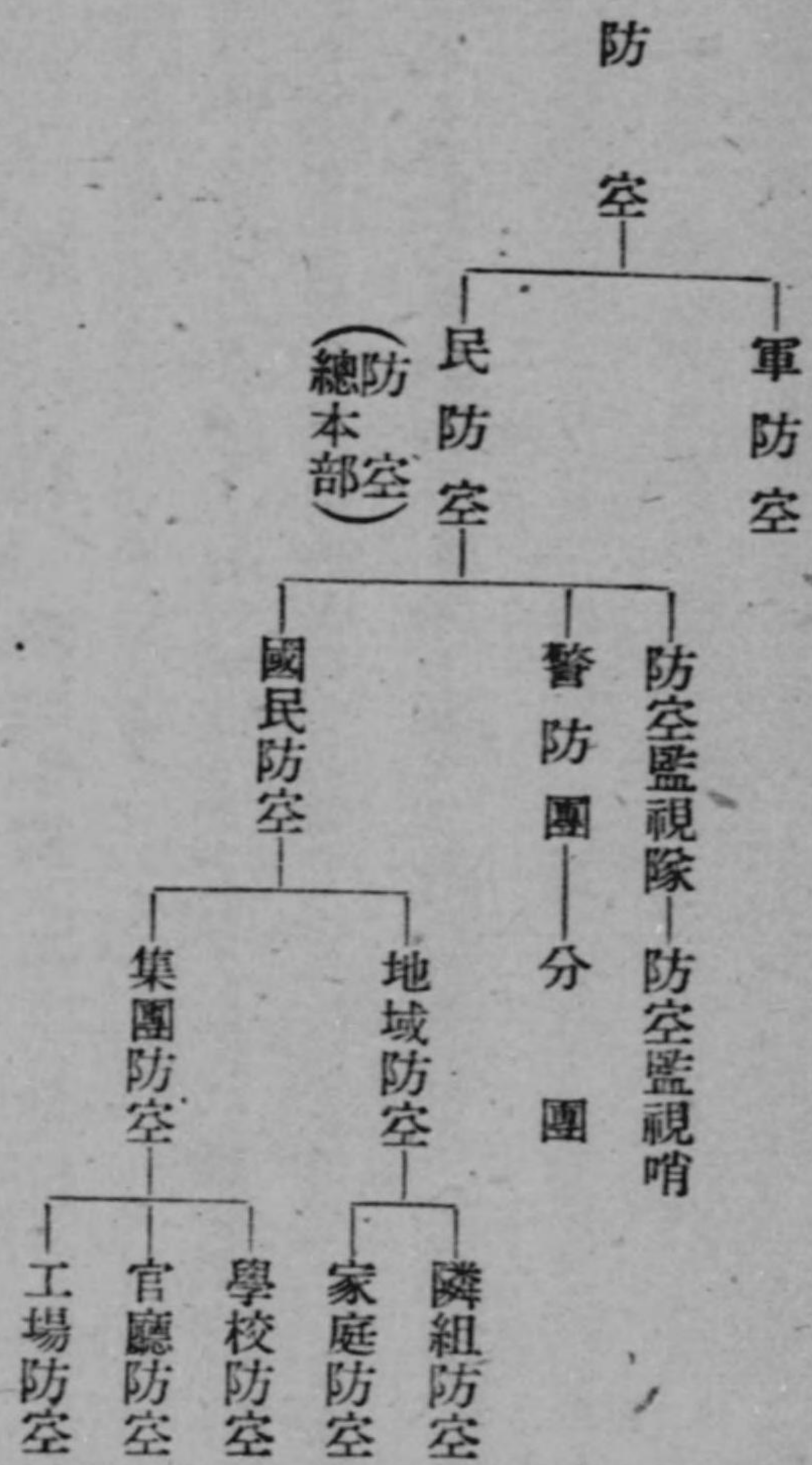
日時	年・月	場所	來襲機種機數	高度(米)	種類個數ノ	被害狀況
23 (1100)	昭二三・二	臺 松七臺 北星北 州郡州	爆(支) 二	四、〇〇〇	三三(發不) 一三(發不)	死一五 傷四三 住宅小破 一三
23 (1300)	昭二三・二	灣 新松 東東竹 庄街州	爆(支) 八	四、〇〇〇	一五(發不) 七(發不)	死二 傷一三
20 (夜)	昭二三・九	九州南 宮熊 崎本縣郡 市附郡内	(支) 一—二	約一、〇〇〇	宣傳ビラ	—

第二章 國民學校防空の特異性

第一節 國民學校防空の地位

防空を大別して軍防空とこれに即應する民防空となる。國民學校に於て行ふ防空は即ち民防空であつて、然も集團防空であり、中等學校等の如き校外防空を含まざる自衛防空である。今これを表解して國民學校に於ける防空の地位を明らかにする。

4 (明末)	昭二七・三	南 島 島	(米) 約三	—	爆 夷 彈	我(建物一棟炎上) 敵機七、擊墜八
18	昭二七・四	東京・名古屋・神戸	リカンス・アマ 型中爆 若干	—	機爆 夷 彈	輕 微



第二節 國民學校防空の特異點

- 國民學校に於ける防空が各種の學校及他の集團と異なる一般的な特異性及本校の特殊性は、
- 一、御眞影、勅語詔書の謄本を奉置せること故にあくまで之を奉護せねばならぬ。
 - 二、校地校舎の構造
 1. 校地校舎が廣大なること、従つて防護上開隙を生じ易い。故に極度に強度の防護監視が要請され

るわけである。

2. 校舎(建物)が消防戰術的に觀て脆弱なること。随つて資材器材、水、人的配置に充分考慮せねばならぬ。

三、兒童の收容

多數の兒童を收容せること。而も之等は防空活動能力なき、要保護者なること。随つて他の學校と異り待避、避難の時機が異なる。

四、防空要員の少數

防護に當るべき要員が少數の職員及備員に限られて居ること。但し學校報國隊防空補助員の協力を受くることを得るも、空襲警報發令後なること。

五、授業の措置

授業の繼續を本旨する。随つて全面的に防空活動體勢への轉移は空襲警報發令後なること。

六、我校の特異性

斯くの如き一般的特異性のもとに於て、我撫養校が如何なる特異性を有するか。

1. 他府縣と異なる點

防空實施の地域的特異性より觀て、防空指定地等の重要性を持たない本縣としては警戒警報發令と同時に授業を中止せず、空襲警報發令時に於て之を行ふ事と定められ、且防空補助員も亦空襲警報下に於て防空活動に入る如く定められてゐる。随つて學校防空指針に示されたる所とその取扱に於て異なるのである。

2. 他の防空と異なる點

工場事業場又は官廳に於ける特設防護團乃至は家庭隣組に於ける防空と異なる點は、待避、避難がその重點であり、防護監視が極めて重要である事である。

3. 他の學校との差異

中等學校は別として、本校が千三百名の児童及び一五〇名の幼児と、〇〇坪の校地、〇〇坪の校舎を僅か四十六名の職員——内女教員二六名——と四人の備員を以て防護することである。而して環境として五分以内に全児童を避難せしめ得る距離に、山を背負ふも、校地の四方は全く狹隘にして、且三方夫々溝池を以て隔てられ家屋蟻集するは、防空活動上甚だ不利である。然も他地方、他の學校に於けるが如く警防團本部乃至分團本部等が學校に併設又は近接せず、隨つて之等の機關との連絡に不備缺陷がある。

又防空補助員の配置は距離的に言へば近接するも、之が出勤を待ち、且常に之に依存する事は不可能である。

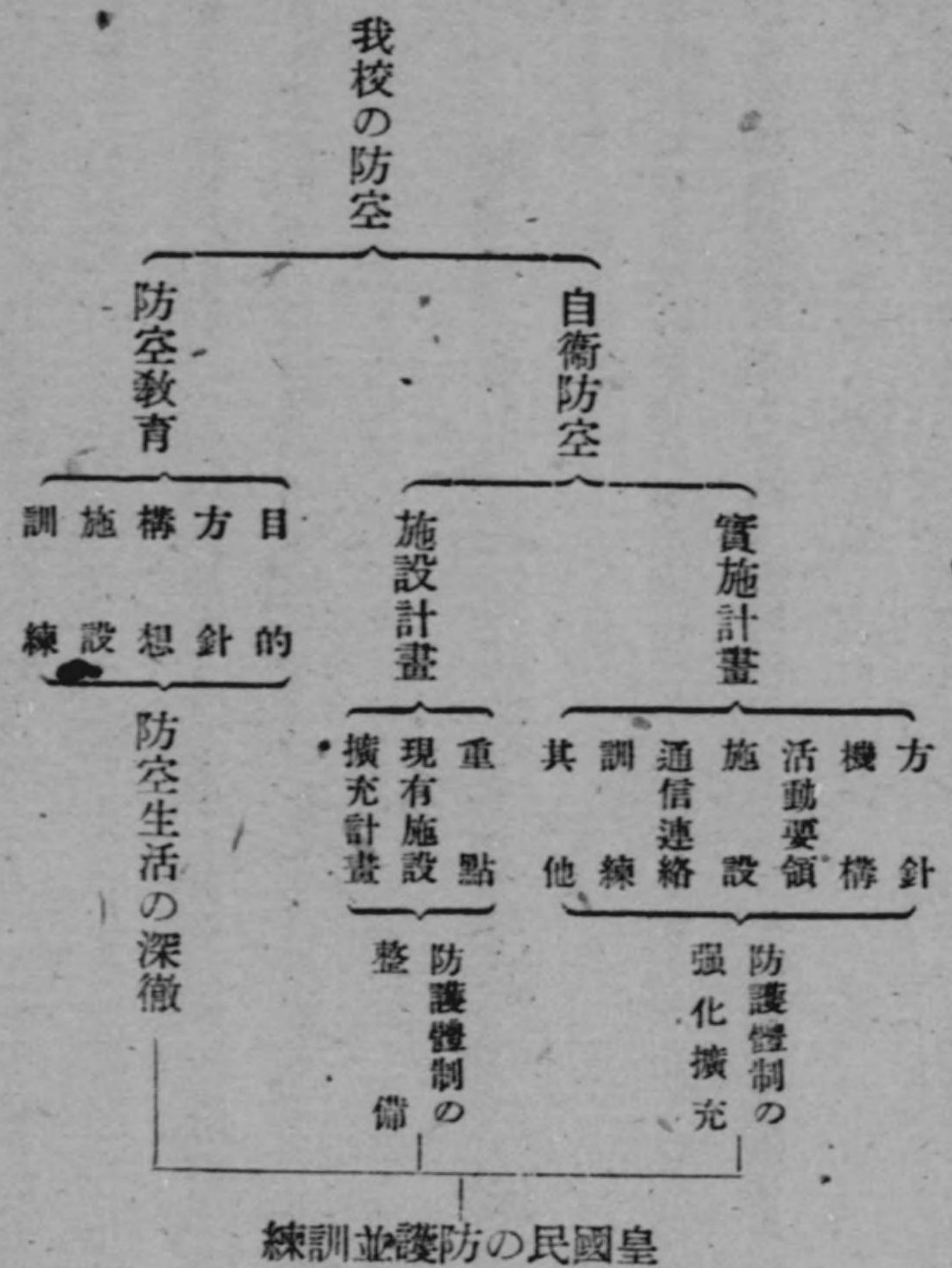
更に又運動場の狹隘、校地内に於ける遮蔽物の貧弱、水源の貧困、校舎の分散による連絡上の不利、校舎内廊下の狹隘等の不備缺陷を認むることが出来る。

第三章 防空に對する我校の態度

國民學校防空は學校防空指針に示されたる自衛防空を主體とするものである。之が爲には人的物的防空體制の整備及防空實施上の基準を明確ならしめ、その上に立脚せる計畫的防空教育訓練を必要とする。

隨つて國民學校に於ける防空の體系には、防空教育が一應自衛防空の中に包含さるべきも、教育としての所謂防空教育體系として、切離して考へて見ることにした。然し教育の分野と防空の分野から、何程の相關性を把み得るか、又防空教育として取上げたものが果して、適切なりや否やは今後の研究に俟つ外はない。唯結論的に言ひ得る事は、一つは學校防空と防空教育が不可分のものであり、今一

つは、學校防空乃至所謂防空教育の分野が學校教育と不可離の關係にある事である。而して計畫と施設を活かすものは一に訓練の精到に外ならない。今本校に於ける防空を體系づけると次の様になる。



然らば本校に於ける防空上の行き方如何、防空必勝の要諦は果敢鞏強なる防空精神の涵養並に防空計畫の周密と、之に基く準備の完備、及常時不斷の教育訓練にあるのであつて、學校防空が兒童の防護を立前とし、防護擔當者が職員及備員に限定されてゐる所から、本校に於ける防空は先づ、自衛防空を本體とすると共に、學校防空指針の精神に則り、兒童に對する防空教育訓練をも重視するものである。

即ち兒童の防空生活の深徹を期することは、決勝段階に於ける戰時國民教育の一翼を荷ふものであり、戰ふ兒童の生活を觀察する時、緊急事態に即應する爲の必要性より、兒童に對する教育訓練は重要である。或は、彼等の家庭乃至社會生活を考へる時、或は、彼等の今後に於ける團體人として、或は又現に有する家庭の教化影響力を考察する時容易に確認する所である。従つて兒童に對しても特設防護團員同様教育訓練の徹底を期すべきである。以下本校の防空計畫に就いて詳述する。

第四章 本校防空計畫

第一節 計畫設定の基礎的要件

一、本計畫の基準を學校防空指針並に徳島國民學校防空計畫による。

二、本校の現況

1. 校地校舎の配置及構造

第一圖による。

2. 人的要件

イ、職員

男 二〇名
女 二六名
計 四十六名

ロ、備員

男 二名
女 二名
計 四名

ハ、児童及學級數

初 三	初 二	初 一	學 年	第一學級 三二	員 數	四七名
九 八 七	六 五 四	四 三	第一學級	四九	四八	四七名
初 六	初 五	初 四	學 年	第一〇學級 一一	員 數	四一名
一 八	一 七 一 六	一 五 四 三	第一〇學級	一一	一一	四一名
四 一	四 〇 三 九	四 一 四 三 四 二	第一〇學級	一一	一一	四一名

計	高二		高一		第一九學級	
	三〇	三〇	二九	二八	二七	二六
合計	其他		青學	計	幼	
	九	四	三	二	第一組	二
一六五六			一〇九	三八	三五	三六名

3. 環境

- イ、校地及校舎に家屋近接す。
- ロ、校地外東、西、北の三方に幅一米内外の溝あり、沼多し。

ハ、校舎より約百米にして、棒杭山あり、全員谷間に收容する事を得。——自然の待避所として

可——

ニ、直距離五百米北方に縣立撫養中學あり。

4. 物的要件

第四章第三節二の物的體制に詳述す。

第二節 本校防空の方針

本校自衛防空の方針を定むること次の如し。

一、本校特設防護團員は團長の下、一致協力相率ゐて、航空機の來襲に依り生起する危害の防止、被害の軽減をなす。

二、本校自衛防空の重點左の如し。

- 1. 御眞影、勅語謄本、詔書謄本の奉護
- 2. 兒童及び幼兒の保護
- 3. 校舎及重要物件の防護

- 三、本校防空計畫に計畫すべき範圍を國民學校、幼稚園、青年學校とす。
- 四、兒童は本計畫中に要員として豫め含めざるものとす。
- 五、空襲警報發令され、或は臨機授業を中止する場合の外、授業は繼續するものとす。校舎の破壊焼失、徵用等の爲使用し得ざる場合と雖も、授業は繼續し得らるゝ如く計畫するものとす。
- 六、自衛防空上の必要に基く防空教育訓練と兒童に對する防空教育の訓練を一元的ならしむる如く著意するものとす。
- 七、防空教育訓練實施に當つては、盡忠殉國の至誠より發する敢闘精神の振起昂揚を圖るを主眼とし、之が爲には特設防護團員に對する教育訓練のみならず兒童に對しても亦、戰時國民教育の一翼として必ず之を併行し、同時に徒らに華かなる綜合訓練に奪るは嚴に之を戒め、基本訓練の徹底に努め、以て防空識能の徹底的向上を期するものとす。
- 八、學校長は毎年度始本計畫を特設防護團員に周知徹底し、別に實施計畫の細部につき夫々計畫、訓練するものとす。

第一編成——兒童在校時

第二編成——兒童不在校時

第三編成——團員不在校時

第三節 本校の防空體制

一、人的體制

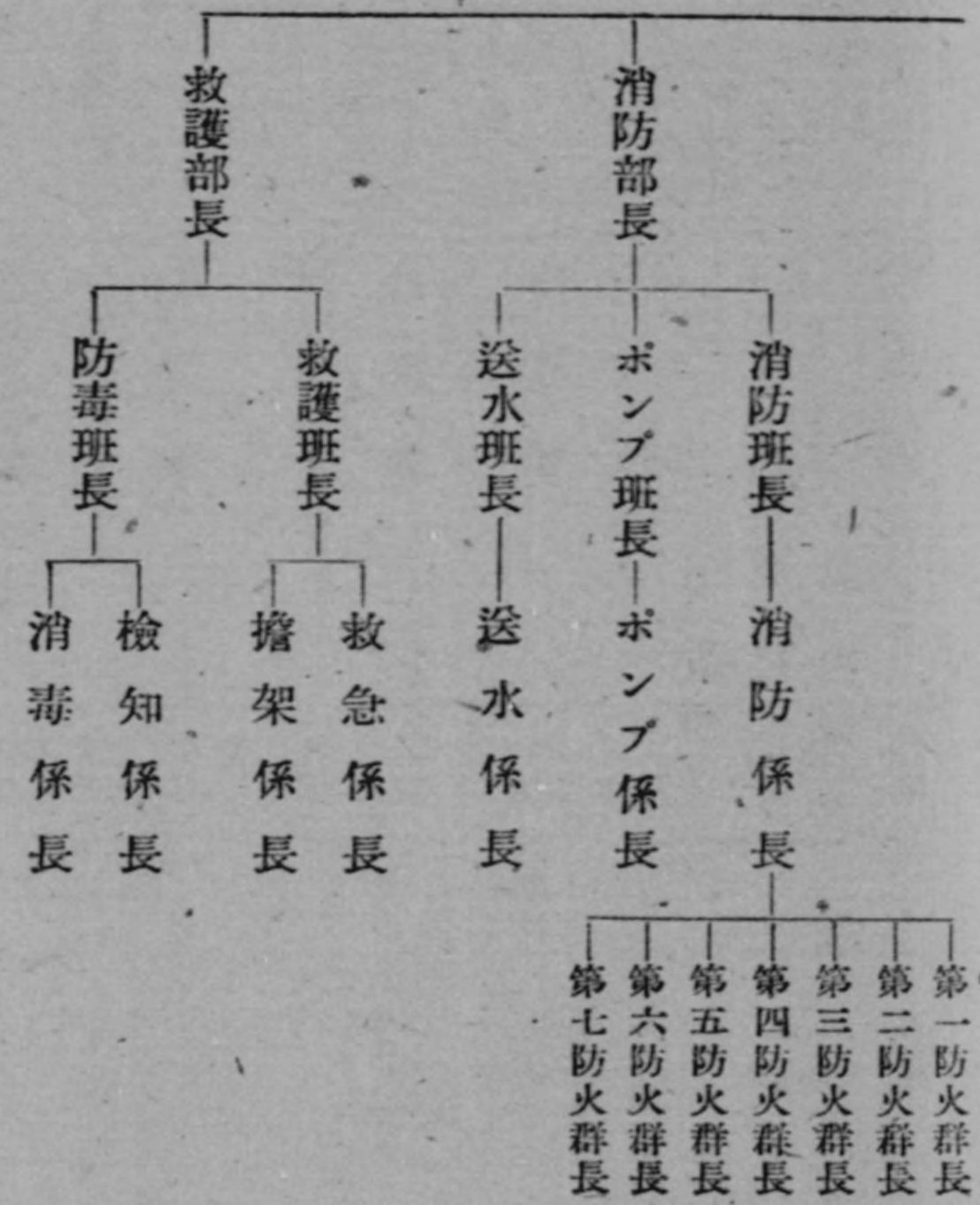
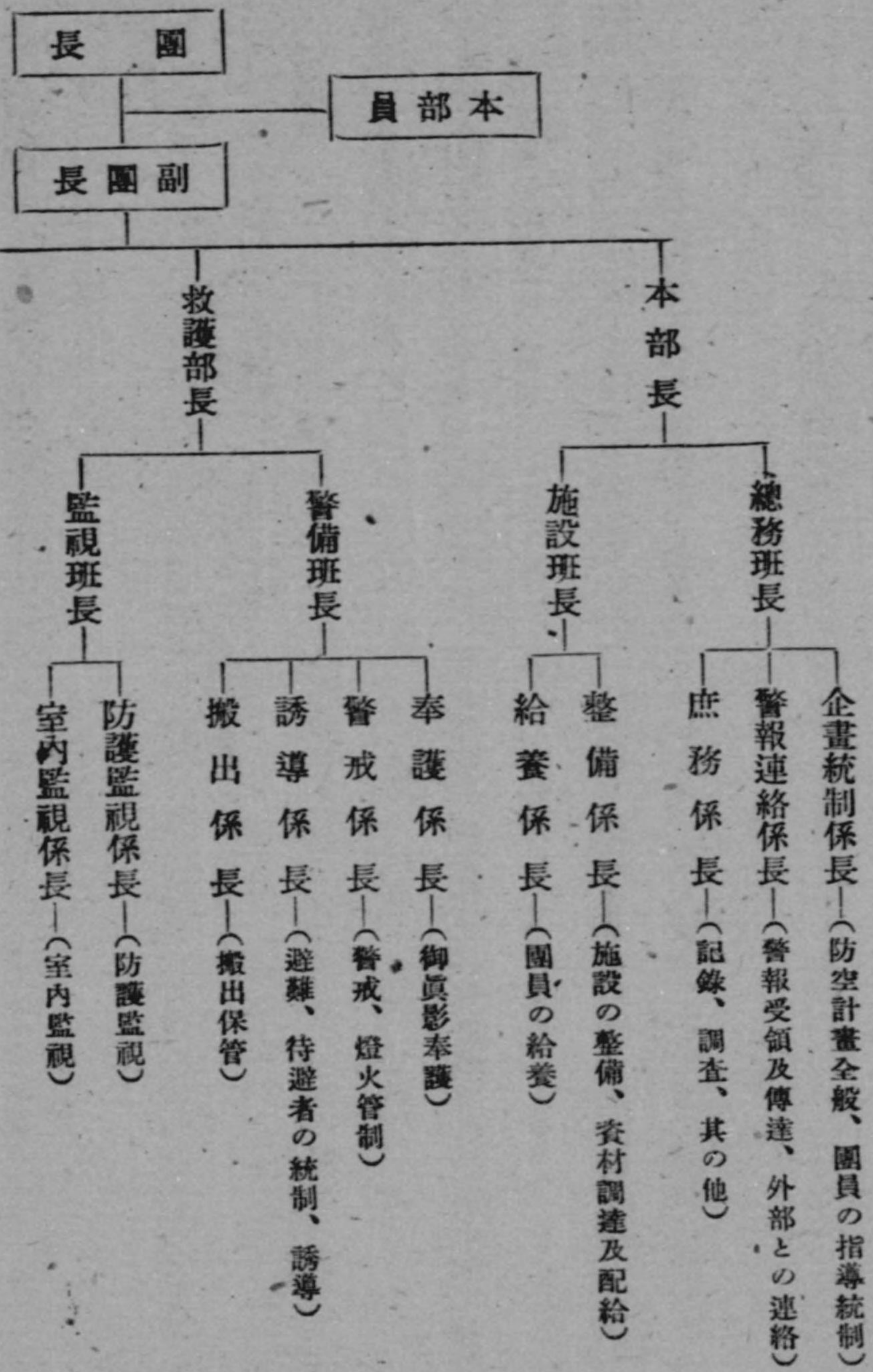
1. 特設防護團整備の方針

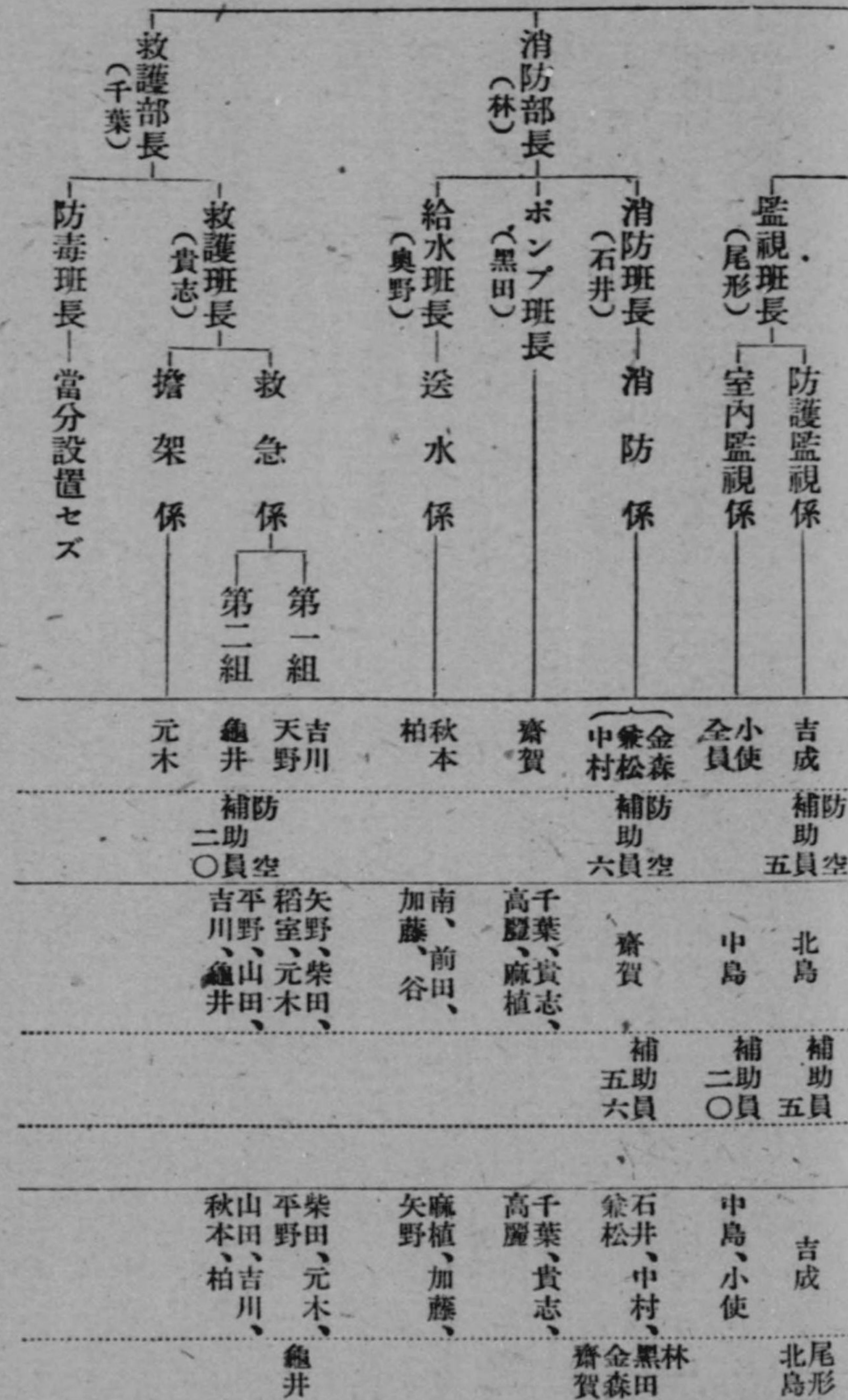
- イ、學校長は學校防空實施の爲青年學校、國民學校、幼稚園の職員及傭員の全員を以て撫養校特設防護團を編成し、原則として兒童は要員として計畫に含めざるものとす。
 - ロ、兒童及要員の在校、不在校時に依り、又は警報の種類に應じて編成を別にす。
 - ハ、緊急止むを得ざる場合に限り、最少の人員にして、最も優秀なる兒童を補助的且一時的に従事せしむる事あり。
- 但し防護團員、防空補助員到着するか、警防團の赴援ありたる場合、又は危険増大したる時は直ちに待避せしむるものとす。

2. 編成及任務

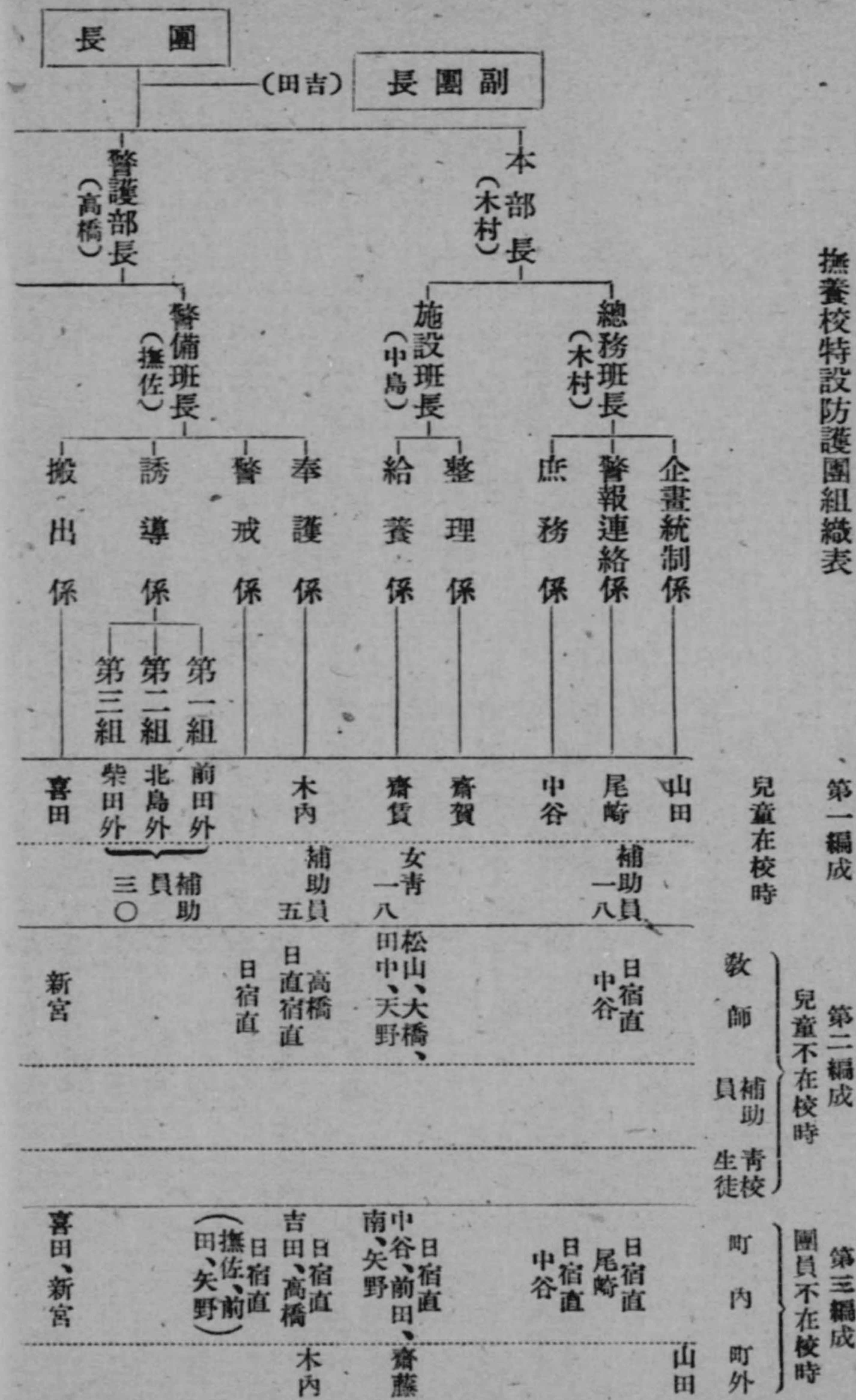
第四章 本校防空計畫

撫養校特設防護團組織及任務





撫養校特設防護團組織表



二、物的體制

1. 方針

- イ、奉護施設の完備
- ロ、待避所の設定
- ハ、防火消防資材の整備

2. 現有施設

(1) 奉護施設

- イ、奉遷所の決定
 - 第一奉遷所 岩崎神社々殿
 - 第二奉遷所 撫中校
 - 第三奉遷所 撫養町役場
- 奉遷所は赤土、石灰がらよりなる混土を以て設置す。
- ロ、奉安所鍵箱
- ハ、奉遷器材

① 非常奉遷用包装及背負紐

② 御眞影たることの標識

③ 提灯及電池

④ 防雨用具（防雨外套、カッパ）

(2) 監視通信施設

イ、防護監視所

防弾防爆風壓の防護壁を巡らせるもの
及地下式掩蓋壕を設く。

ロ、屋上見張臺

校舎要所屋上に三ヶ所見張位置を決定す。

ハ、校内連絡網

校内放送設備により、各學年主任又は
各防火群長への指揮連絡を便にす。



奉護 御影奉遷訓練 (奉遷)

ニ、風向観測器

屋上電鳴器上に取付く。

(3) 警報施設

イ、防空警報

① 警報受領施設

○ラヂオの備付

校内各教室

宿直室

本部

○電話

② 警報傳達施設

○傳令要員の選定

○校内放送

○メガホン

○サイレン

小使室に時報用として設けあるものによる。

○半鐘

○打鈴

③ 警報の種類

中央廊下揭示

ロ、防護警報

防空警報施設の外

バケツ、拍子木、古罐を各防火群に配備す。

(4) 燈火管制施設

イ、燈火管制用暗幕

① 講堂 映寫用暗幕兼用

② 本部 四間半

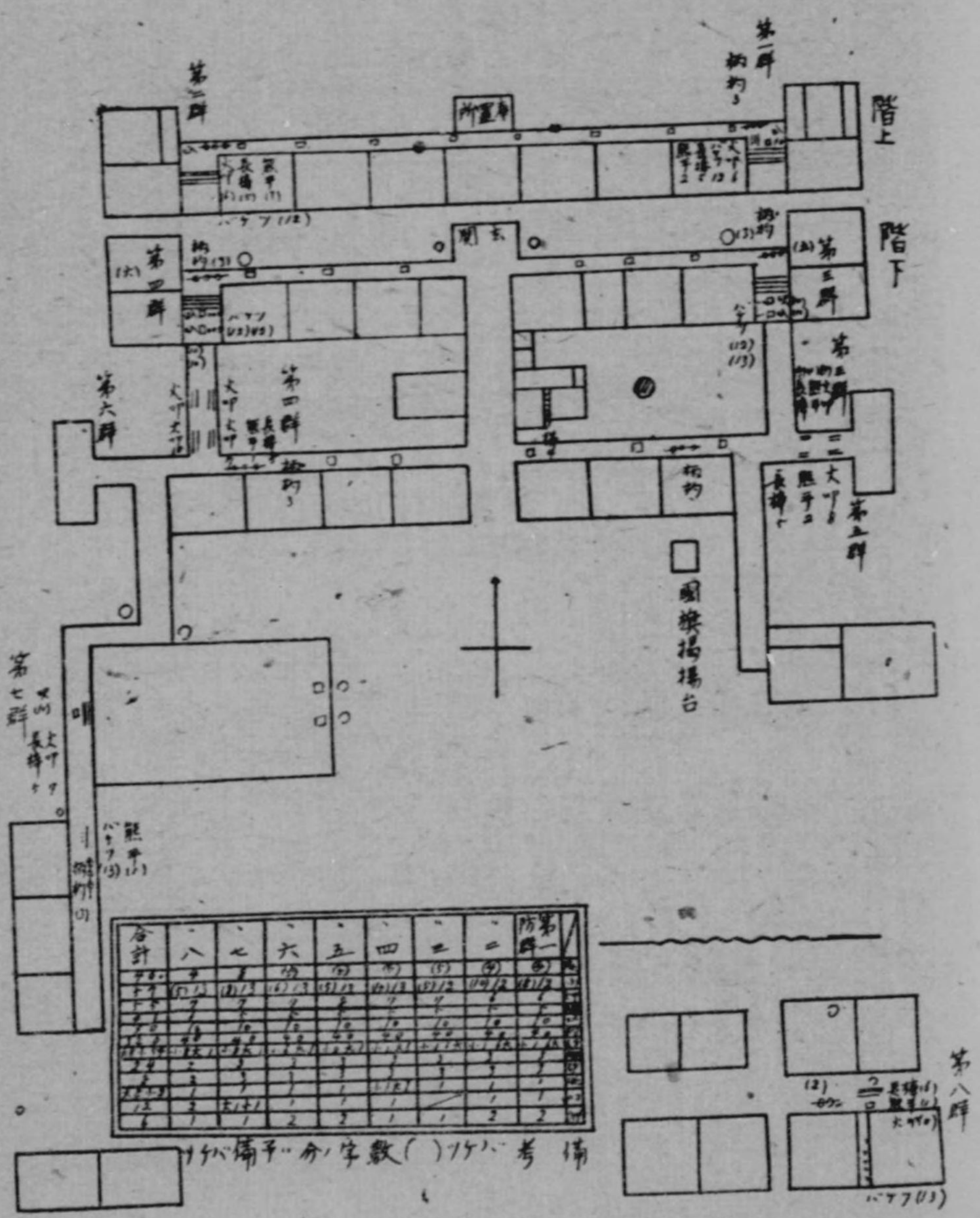
③ 宿直室 二間

第四章 本校防空計畫

各群防火資材保管位置圖

第四章 本校防空計畫

四一



第二篇 我が校の防空

⊙小使室 二間

ロ、管制器材器具

○電燈點滅器取付(各燈毎に)

○遮蔽幕常置

ハ、遮光器材

電池カバー

電燈用カバー

ニ、其他

電池 十個

、ロソク 一箱常置

マツチ 若干

(5)防火消防施設

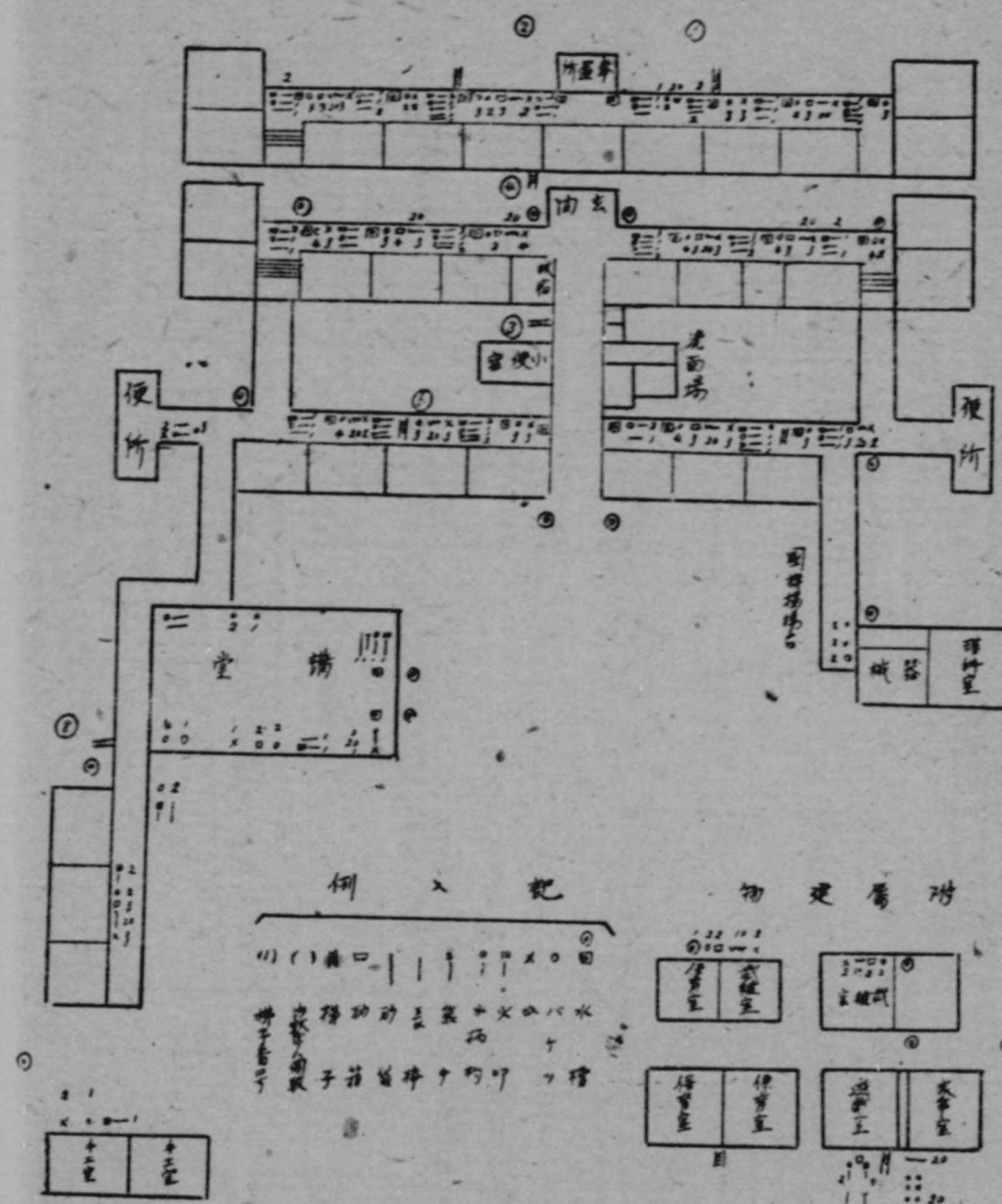
イ、貯水槽

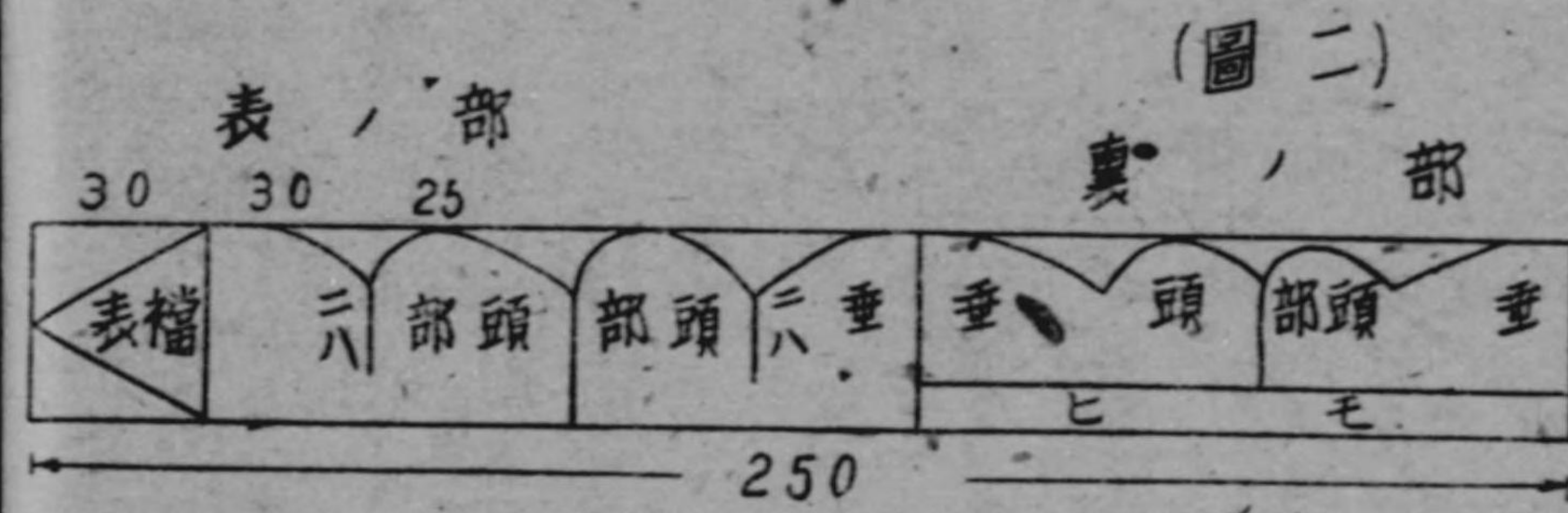
四〇

品目	水	バケツ	火	長	筵	水	砂	メ
防火群一	四	二〇	六	五	一〇	三	四〇	一
防火群二	四	二二	六	五	一〇	三	四〇	一
防火群三	五	一七	七	五	一〇	三	四〇	一
防火群四	五	二三	七	五	一〇	三	四〇	一
防火群五	五	一八	八	五	一〇	三	四〇	一
防火群六	五	一九	七	五	一〇	三	四〇	一
防火群七	八	二一	七	五	一〇	三	四〇	一
防火群八	四	一八	七	六	一〇	三	四〇	一
計	四六	一九八	五五	四一	八〇	二二	三二〇	三八

校地校舎内要所に配置す、その現況第四一頁、四二頁の圖表の如し。
 ロ、ポンプ
 三臺（四人用手押）
 ハ、防火消防資材器材
 左表の員數を夫々第四一、四二頁圖表の如く保管又は配備す。

各群防火資材配備位置圖



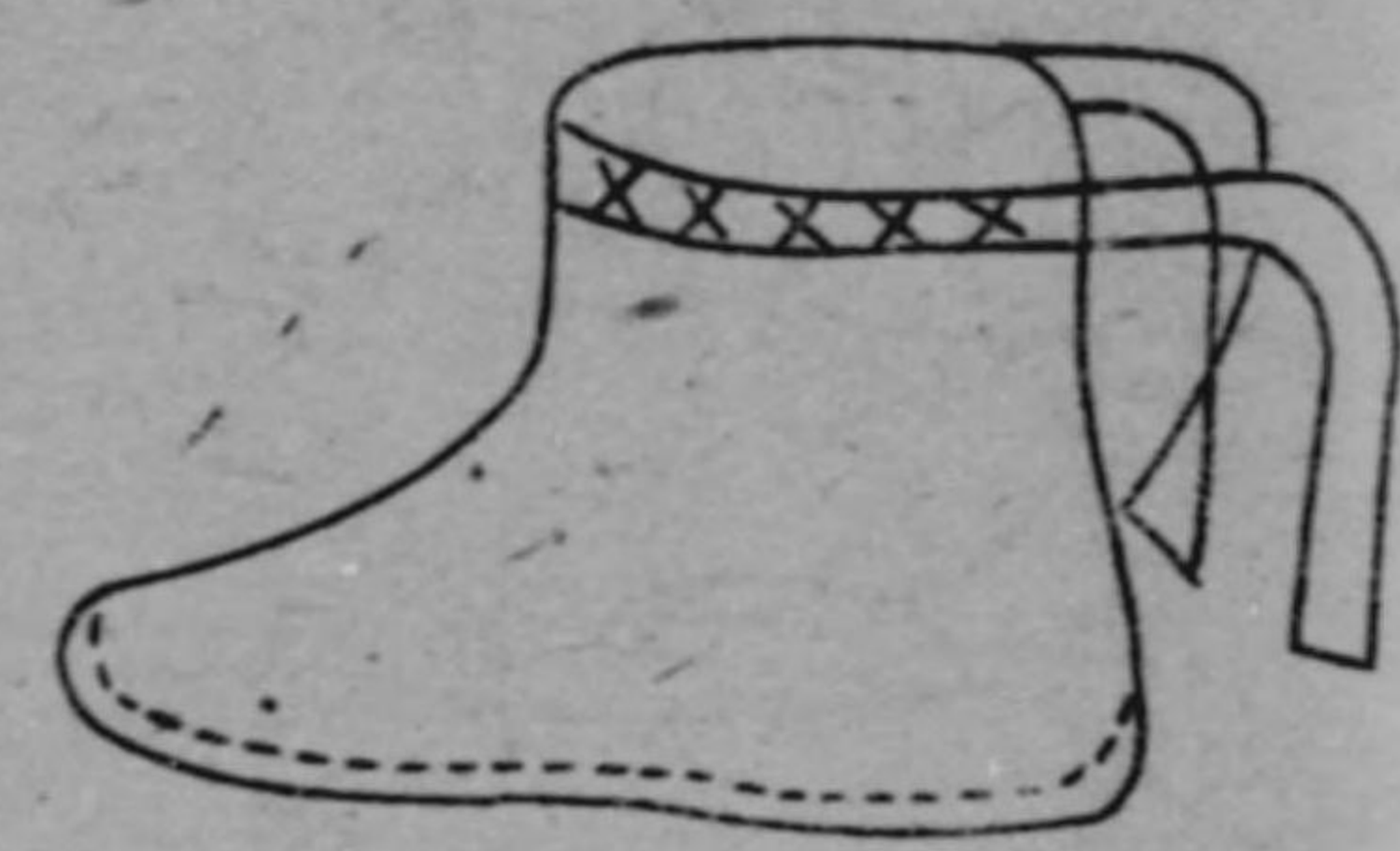


- ロ、裏 裁切寸法ハ表ニ同ジ
但シ幅ニテ幅六種ノ紐布ヲ裁ツコト
- ハ、襠 丈ハ垂部ノ長サト同ジ
幅ハ表襠ガワサニナル様ニ並巾ノ中央ヘ兩端ヨリ斜ニ裁ツ
- 但シ低學年ニハ襠ヲ入レナクテモヨイ

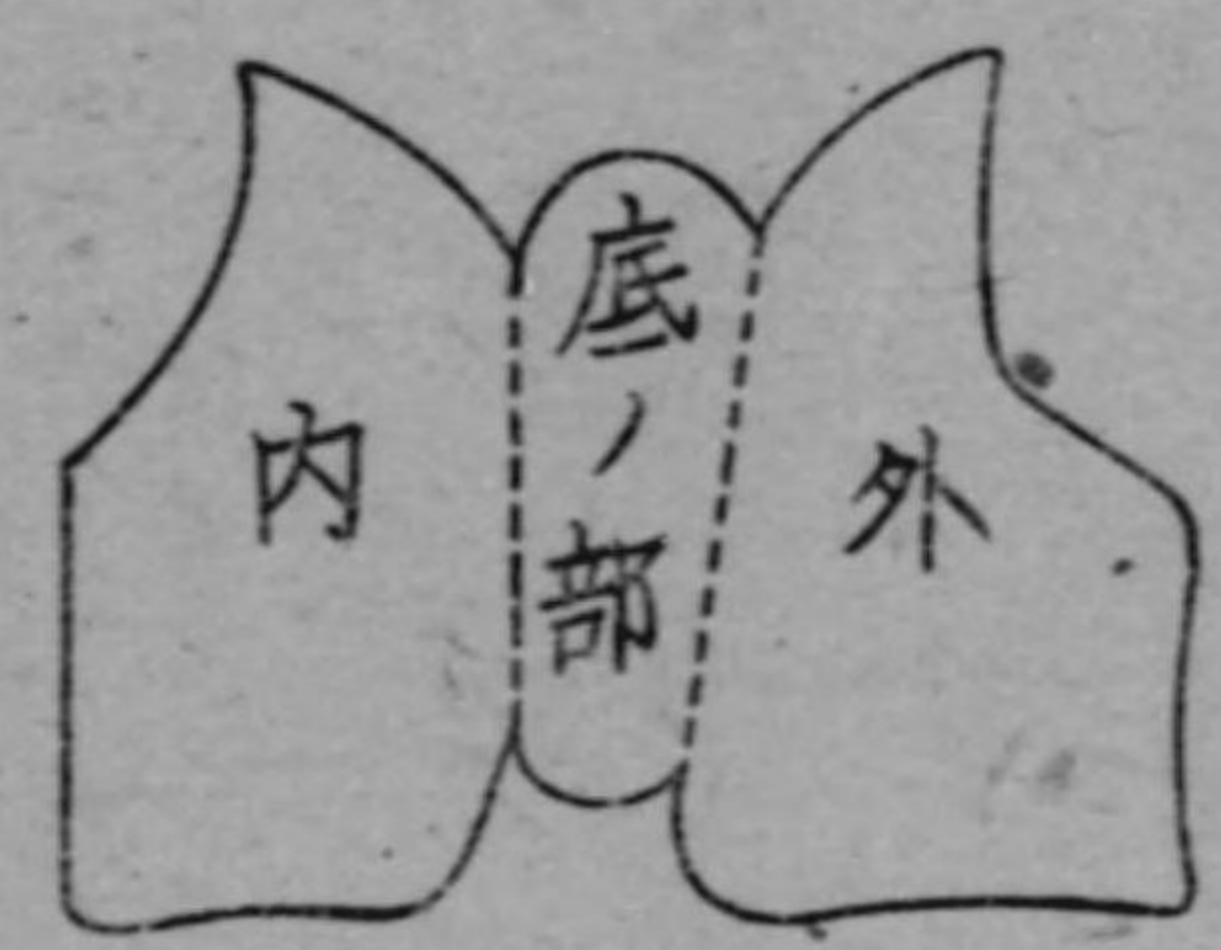
3. 縫方

- イ、表裏各襠付 (裏ハ中央ニテ接ギ合セル)
- ロ、表裏各頭部ノ縫合セ (襠ノ頂點ヨリ上部ヘ)
- ハ、表裏ノ縫合セ縫代ハ表裏共ニ一糎トス
表ヨリ裏ノ幅ノセマキハ仕上リタル時ニ裏ノ表ニ出ザル様ノタメ
- ニ、棉入レ全面ヘ三糎程度ノ厚ミトナル様特ニ棉ノ接ギ合セノ切レザル様注意スル、入レ終リタレバ表ニ返シテヨク整ヘルコト
- ホ、拾口ノ始末 裏ヲ少シ控メテ表ニ結ケ合セル
- ヘ、面部及裾口ニ二糎ノ深サニ縫フナス

(圖一)



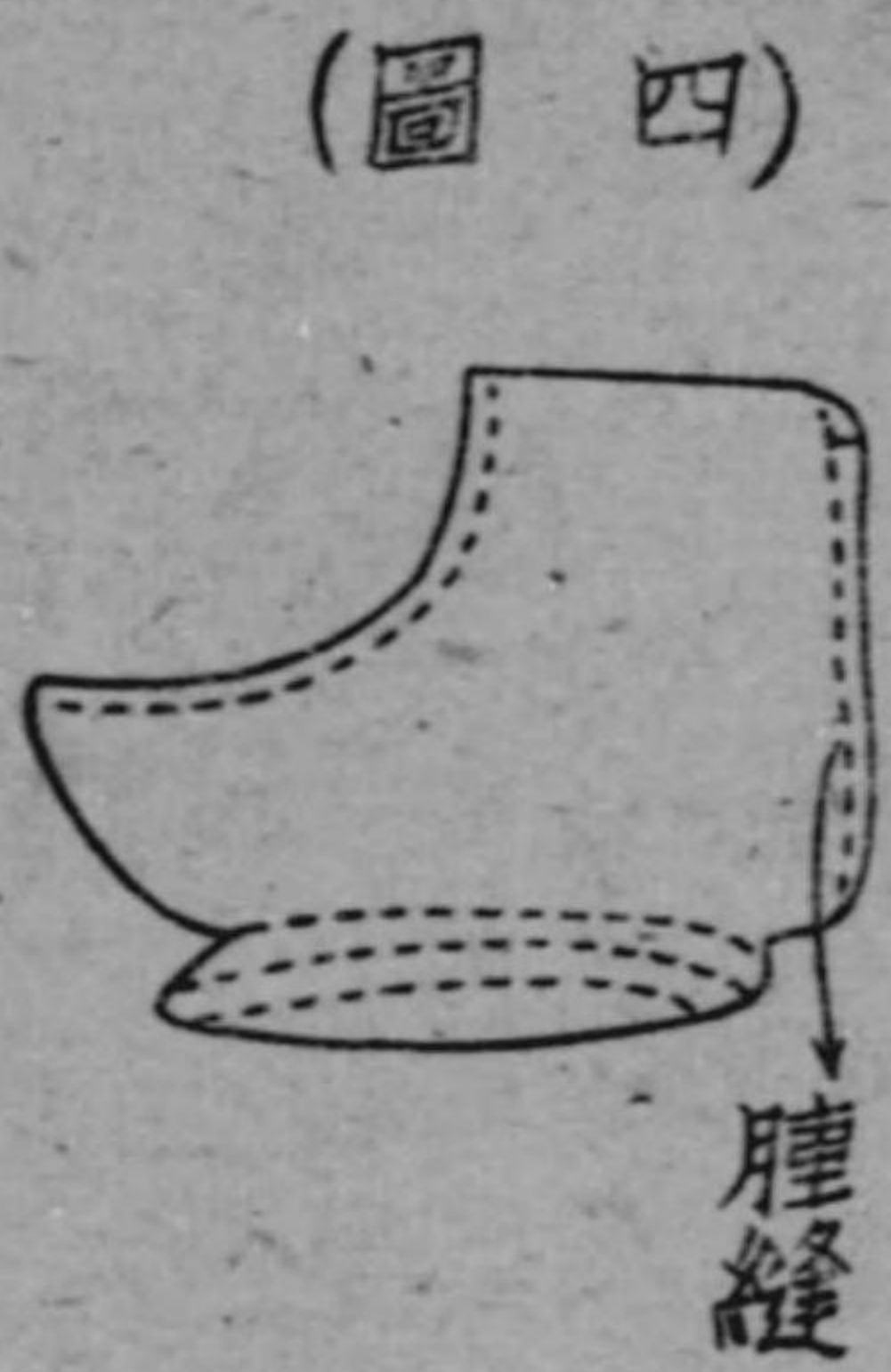
(圖二)



②防空靴

1. 材料

- ト、紐付 着用者ノ適當ナル位置ニ後中央ヨリ兩側ヘ一方ハ七〇糎一方ハ四〇糎ノ割合ニシテ十五糎程ツケル
コレハ長イ方ヲ一度廻シテ前デ結ブ爲
- ◎圖解ハ高學年ノ基準寸法ナルタメ中學年或ハ身體ノ大小ニヨリ適當ニ加減ノコト
- イ、用布 單仕立ナレバ表布三七糎
袷仕立ナレバコレト同寸ノ裏用布ヲ要ス
何レモ有合セノ特ニ地厚ナモノヲ可トス
- (例) 古カバン、古洋服、帆布等
相當部厚ナルモノヲ要ス
- ロ、底 (例) 古草履ノタイヤノゴム裏、古靴ノ底、フェルト帽
子、ヘチマ等廢物利用
又ハ布ヲ幾枚モ重ネテ強ク刺シタモノ
足首ヲ二マワリシテ結ベル程度ノモノ、長スギル
ハ不可



2. 裁方

イ、型紙 七文ヨリ十文マデノ各自ノ文數ニ合セテ型紙使用
ロ、底布 型紙ノ點線通りニ折リテ底ノ部トシテ裁ツ

3. 縫方

イ、底拵へ 底ノ型ニ合セテ布ナレバ幾枚モ合セテ刺子ニシ
別底ノ場合ハ最後ニ取付ケラレル様用意ス
ロ、底付 布ヲ入レル場合ニハ刺子ニシタ底布ヲ表裏ノ底部
ニハサンデ表ヨリ又シツカリト糸ニテ刺ス(三圖

参照)

ハ、踵縫 表裏ノ踵ノ部ヲ中表ニ縫合ス

ニ、甲縫 表ニ返シテ甲ヲ四ツ縫トナス(四圖参照)

ホ、爪先 裏側ニ返シテ爪先ヲ底ノ型ニ合セテ縫ツケル(細

カク半返シトナス、表布ノユルミハ適當ニ縫縮ル)

ハ、踵 次ニ其ノマ、ニテ踵ノ部分モ外側ヲ下ニ内側ヲ上

ニ重ネテ爪先同様ニ踵ノ底ニ合セテ縫合セル

表ニ返シテ爪先踵ヲヨク整ヘル

ト、紐付 足首ノ位置へ前掛ノ紐付ト同様ニシテツケル

チ、別底 別底ノ場合ハ最後ニ表ノ裏へ取リツケル

⑧ 防空手袋

1. 材料 木綿類

イ、用布 並巾 六十八糎

外ニ肩カラ兩前ニ下ツテ兩手ノ自由ニ活動ノ出來

ルダケノ紐ヲ要ス

ロ、型紙 各自ハ手ノ甲ヲ上ニシテ拇指ト人指指ヲ離シテ手

首ノ中央位ヨリ取り全體ニユルミ(二糎)ヲツケ

テ裁ツ

2. 裁方 用布ハ並巾ヲ丈ニ使用スル

表裏共ニ四枚ツツヲ取ル

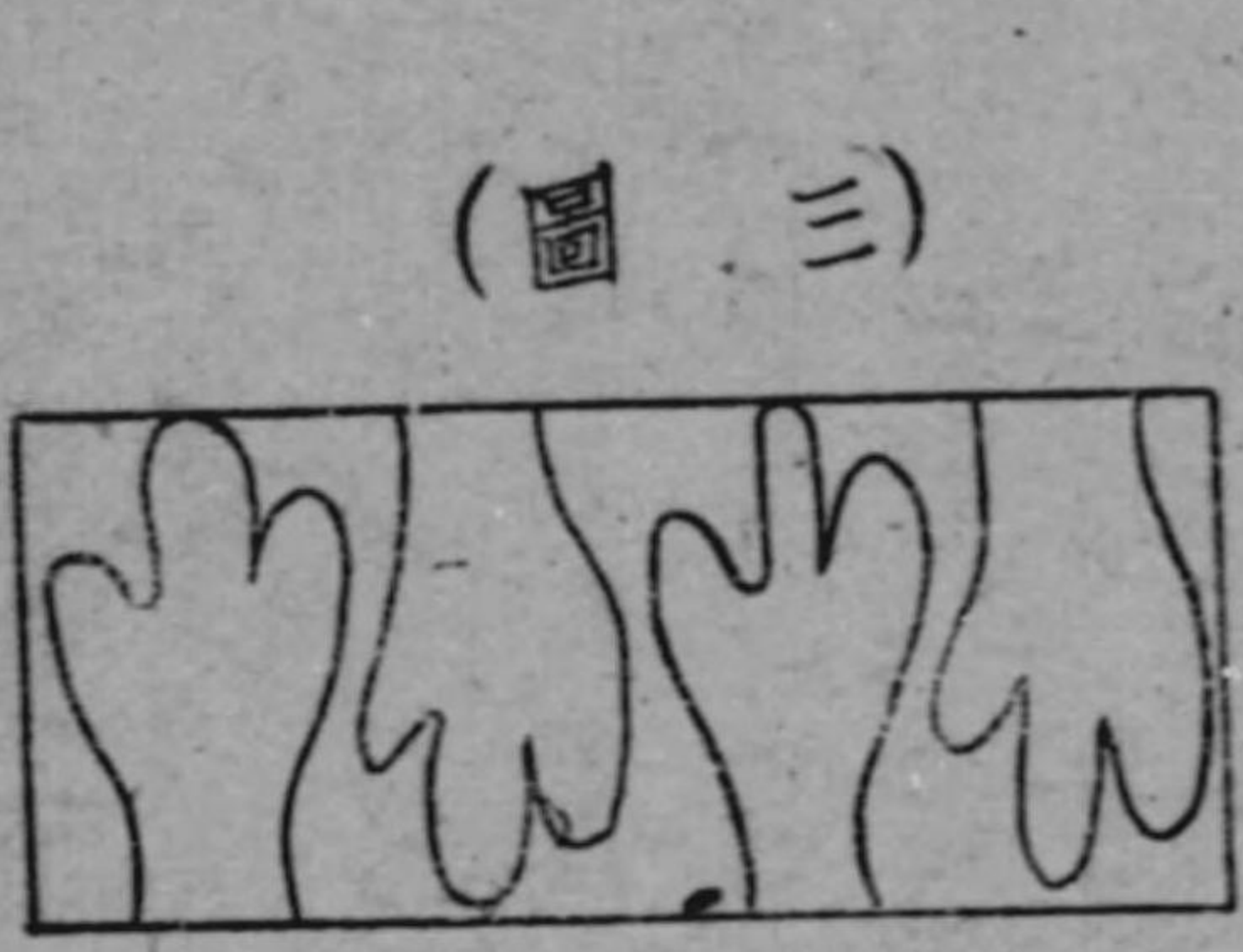
3. 縫方

イ、手首ノ部分ヲ表中ニシテ手ノ甲掌ノ部ト兩部ヲ縫合セル

ロ、表ニ返シテ兩面ノ表布ヲ中ニシテ手首ヨリ指先ノ方へ半

返シニ縫合セル

ハ、表ニ返シテ紐ヲ付ケル



(圖一) 出糸上リ

第二篇 我が校の防空

ロ、救急看護施設

①救護所

本部 内島病院

學校よりの距離約百米

電話及傳令を以て連絡する。

第一 幼稚園前松の下

第二 岩崎神社

第三 坂田家前庭

②救急材料

救急箱 四

三角布 六〇

寢臺 一

藥品棚 一

救急靴 各自毎

副木材料 若干

⑧運搬器材

擔架 一二

長棒 一〇

戸板 適宜

ハ、其他

①防毒器材

鐵兜 二

防毒面 一〇

防毒服 一

②埋没者救出用具

鋏 一七

シヤベル 四

鳶口 四

第四章 本校防空計畫

鋸 四
鶴嘴 八

(7) 待避、避難施設

イ、避難所

第一避難所——岩崎神社境内及山麓一帯

(初二、三、四、五、六、高等)

第二避難所——正興寺境内

(幼稚園)

第三避難所——坂田家前庭

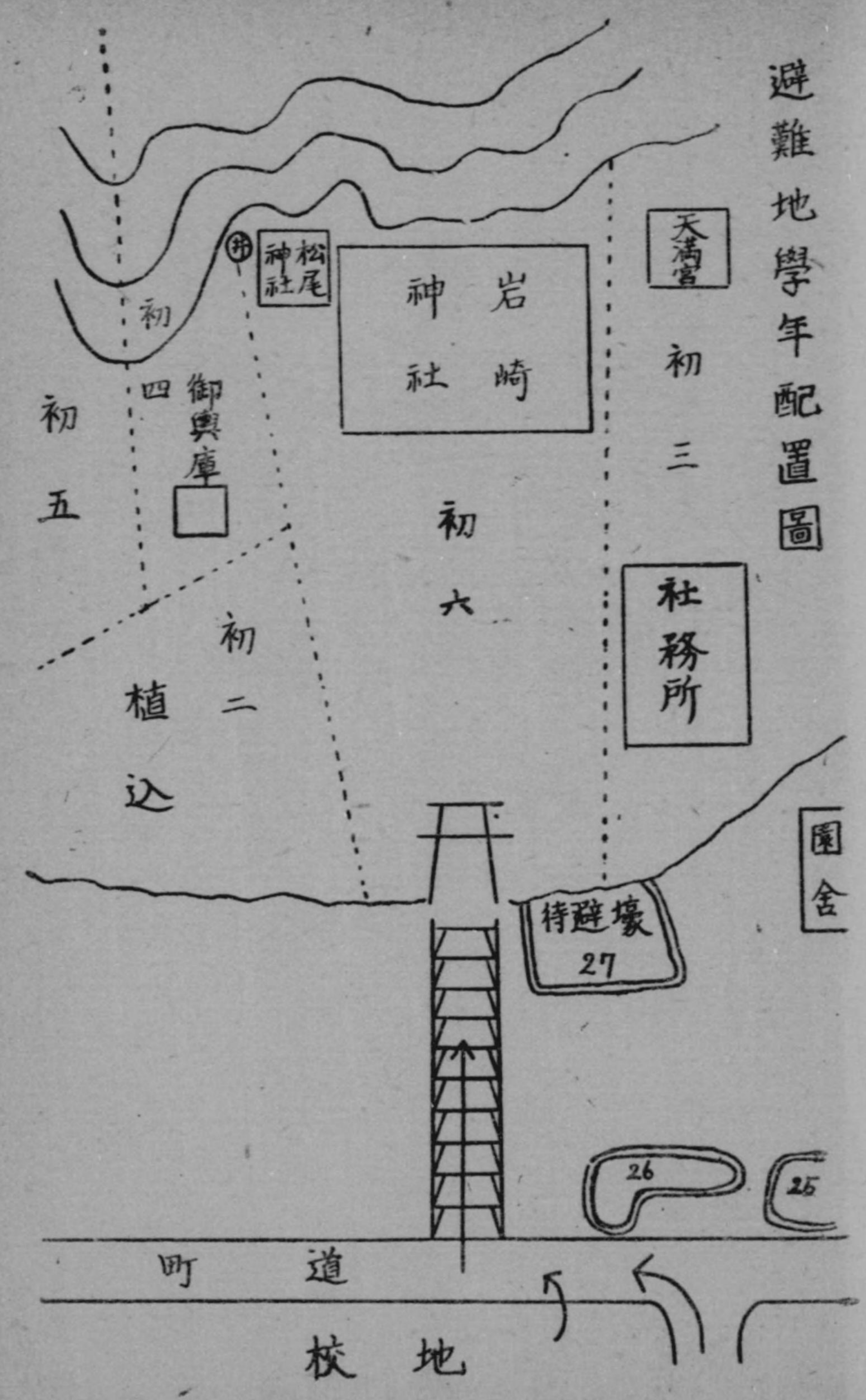
(初一)

之が關係位置及其の順路は左圖の通りである。

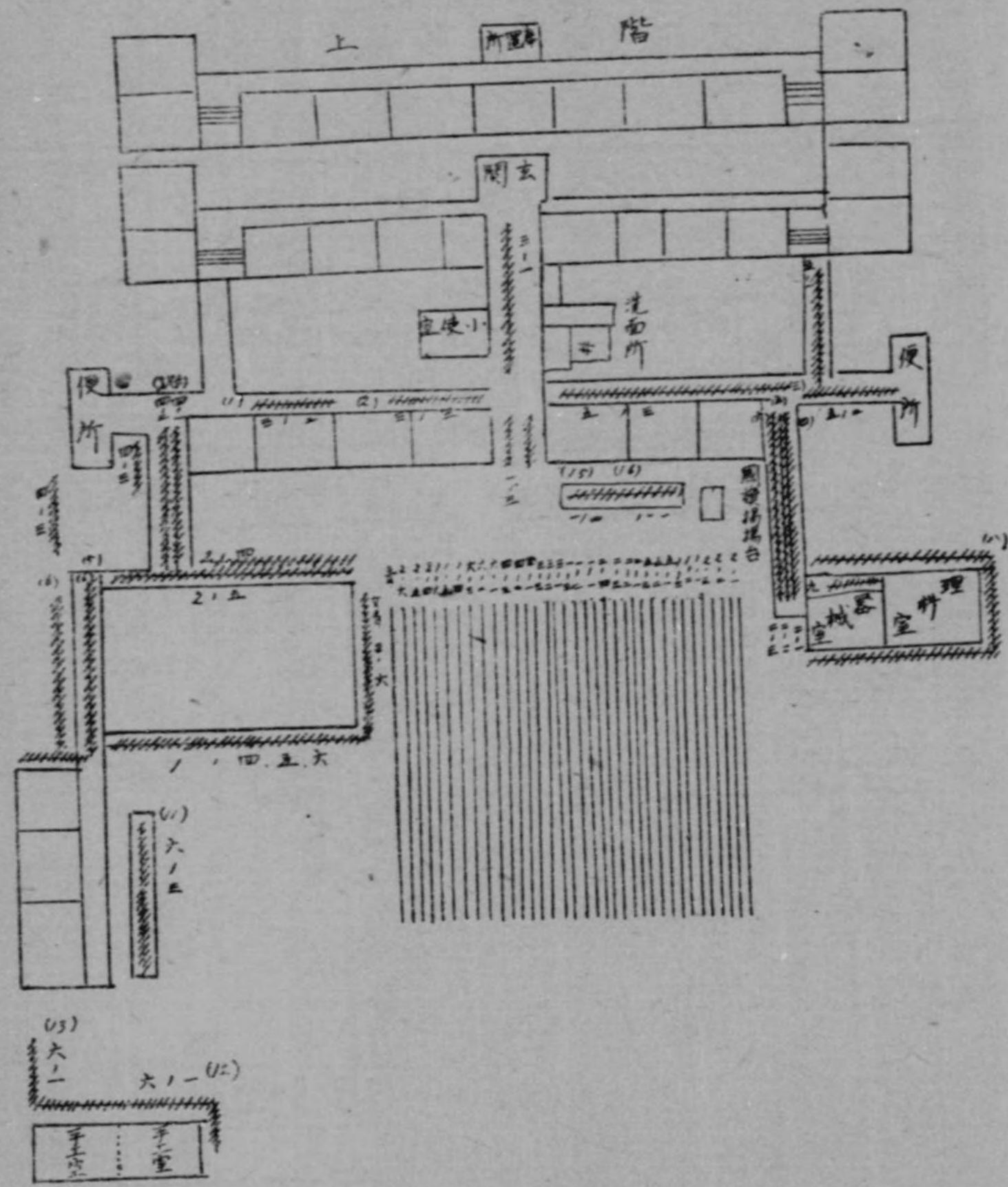
ロ、待避所

主として防空従事者及補助者を收容するも、授業時間中等を考慮し一應全児童收容し得る如く設く。

避難地學年配置圖

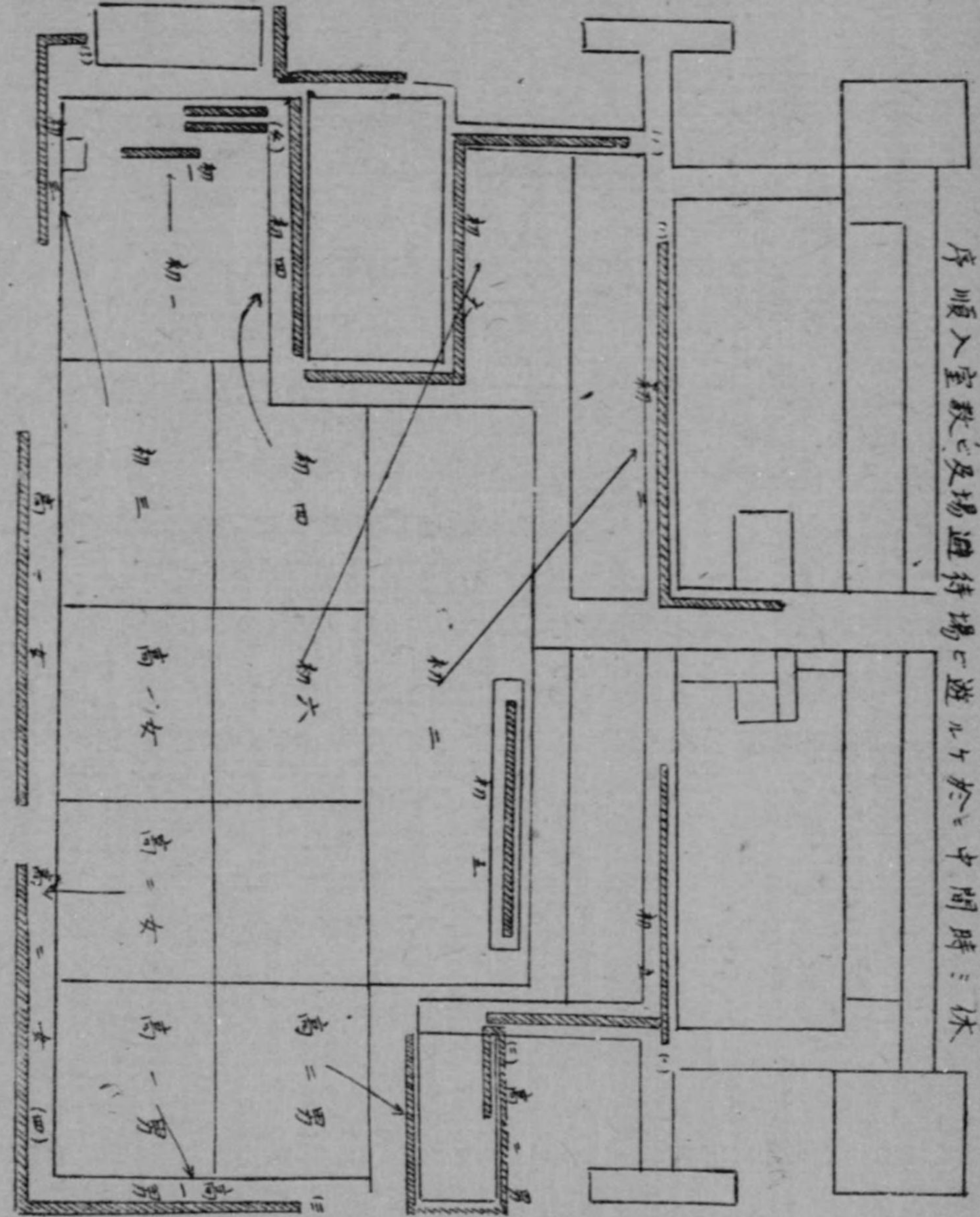


朝會時待避場所及教室入順序

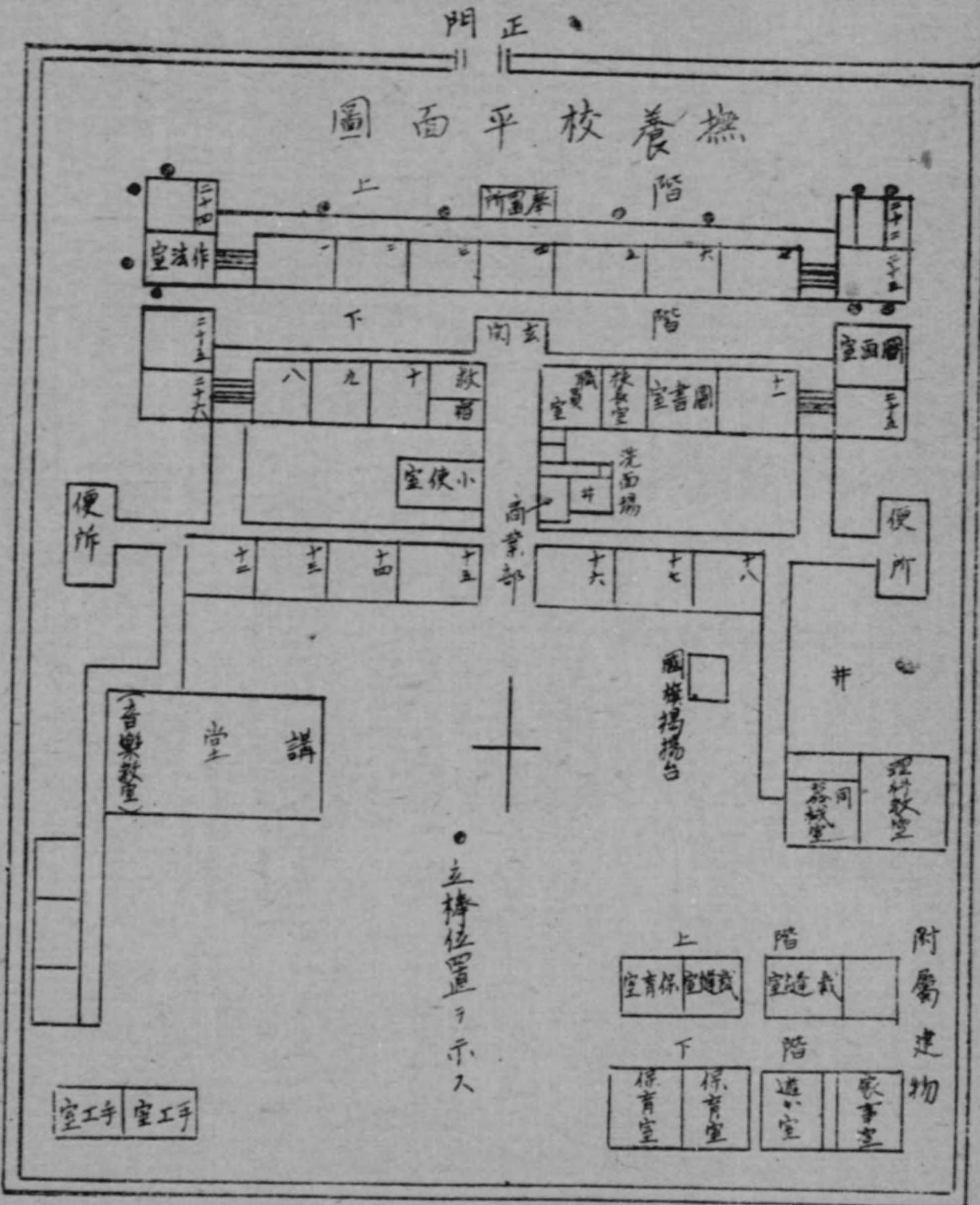


口入東.....漢數字番號
口入西.....アピラ数字番號

休三時中間に於ては待避場所及教室入順序



避難用立棒設置位置



之等待避所は休み
時間遊戯中及び朝
會時により夫々別
に定める。

ハ、避難用立棒
階上教室兒童避難
の際、階段破壊其
の他危険ありと認
むる時に備ふるた
め立棒を設く。

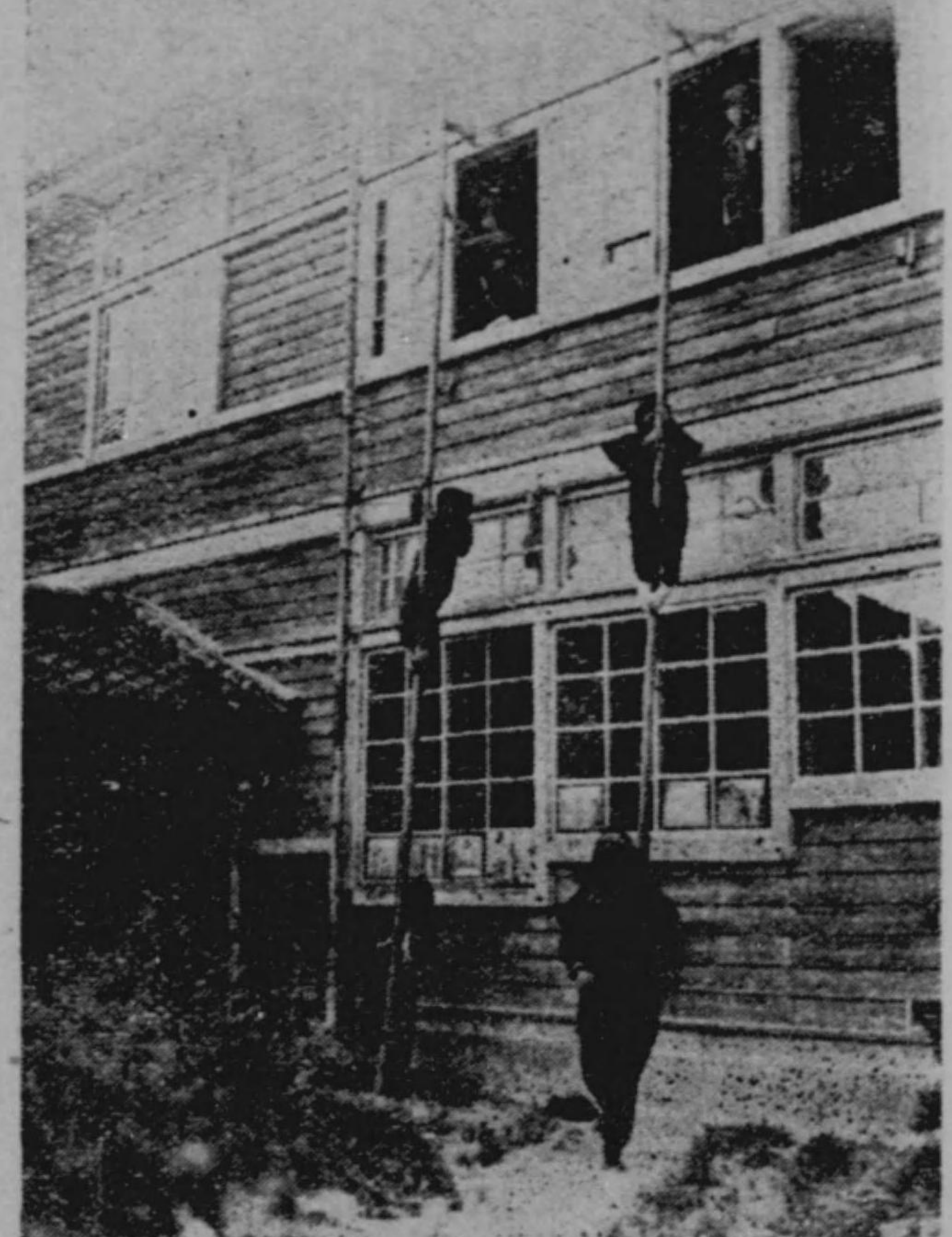
之が關係位置は五八頁所掲圖の通りである。

(8) 其の他

イ、模型機

敵國航空機模型 一 一種

第四章 本校防空計畫



(下降てに棒立りよ上階) 練訓難避

ロ、爆音レコード

敵國機 三枚一組

味方 一枚

ハ、敵航空機分類表

中央廊下揭示

ニ、敵航空基地及直距離表

中央廊下揭示

ホ、敵側主要爆撃機寫眞

中央廊下揭示

ヘ、爆弾及焼夷弾形狀構造圖

中央廊下揭示

ト、窓硝子の補強試験

中央廊下窓硝子

チ、危険藥品として所定の場所に保管せるもの

① アルコール、エーテル、テレピン油、揮發油、石油、其他油類、ナトリウム、マグネシウム、

ウム、黄燐、硫黄、樹脂等

② 鹽素酸カリ、ピクリン酸、ニトログリセリン、フォルマリン、二硫化炭素、カーバイト、

生石灰、硝酸、硫酸、鹽酸、其他

右を危険物埋藏設備に納めるものとす。

③ 携帯電燈、メガホン、自轉車、防護警報器材、傳令用紙等

第四節 特設防護團活動基準

並兒童及幼兒の措置

一、防空活動態勢に轉移の時機

本校は原則として警戒警報發令下に於ては授業を繼續するものとし、空襲警報發令と同時に全面的に防空活動に轉移するものとす。

二、警戒警報發令ありたる場合

1. 學校長の處置

第四章 本校防空計畫

(1) 在校時

イ、直ちに擔任教員に命じ授業を一時中止し、第一編成により特設防護團員をして警報傳達、防護資材の配備點檢、可燃物、危険物及貴重品の處置等を急速に實施せしむ。

此の場合臨時高學年兒童をして之が補助に當らしむことあり。

ロ、幼稚園幼兒は直ちに歸宅せしめ解除迄休園せしむ。

ハ、前二項の處置完了したる後再び授業を行ふ。

團員たる教職員にして學級を擔任せざるもの、及傭員をして夫々所要の配備に就かしむ。

(2) 不在校時

イ、防空常置要員は直ちに第二編成により活動す。

ロ、夜間なるときは直ちに警戒管制を實施す。

團長及副團長に連絡し、必要なる指揮を受く。

ニ、登校し來る團員を指揮統制し夫々所定の任務に就かしむ。

(3) 登校途中

イ、團員は直ちに登校所定の任務に就かしむ

ロ、幼稚園幼兒は直ちに自宅へ引返さしめ、爾後解除迄休園せしむ。

ハ、兒童は登校の上授業を受けしむ。

(4) 下校途中

イ、團員は直ちに登校所定の任務に就かしむ。

ロ、兒童は速かに歸宅せしむ。

ハ、幼稚園幼兒は解除に至る迄休園す。

2. 特設防護團員の行動要領

(1) 在校時

イ、特設防護團員は直ちに防空用服を着裝し、夫々の分擔任務に隨ひ左の處置をなす。

① 校内にサイレン、マイク、傳令により警報を迅速確實に傳達す。

② 燈火管制の準備を爲す。

③ 可燃物、危険物、貴重なる文獻及研究資料、食糧等を校庭南側の保管箇所に收納す。

④ 一切の容器に水を滿すと共に消防器具を點檢し、直ちに使用し得る如く各防火群に配置す。

配置の位置は第四二頁要圖による。

㊦ 擔架を使用し得る状態に作り置くと共に、救急材料を整備し、何時にても收容可能な状態に置く。

㊧ 待避所を點檢し、要すれば通路障礙物を整理し直ちに使用し得る状態に爲し置く。

㊨ 其の他の危険防止乃至防護活動の敏活化の爲、第三篇第五節三の4 舍内訓練の要領により校内の整理整頓をなし置く。

㊩、特設防護團長は學級擔任外の團員をして左の如く配備に就かしむ。
交替要員を考慮し左記勤務割表を作成す。

㊪ 空襲警報發令に備へ警報受領要員を電話室に一名待機せしむ。

㊫ 奉護擔當者を奉安所警備に就かしむ。

㊬ 防空監視所擔當者は待機せしむ。

(2) 不在校時及登下校途中

直ちに登校、團長の指揮下に入り各自の業務に服す。

其の行動要領は第二編成により活動し夜間は燈火管制を實施する外、在校時と同一要領に依り

處置し、又は配備に就く。

三、警戒警報下に於て空襲警報發令ありたる場合

1. 學校長の處置

(1) 在校時

イ、直ちに擔任訓導にサイレン、傳令、マイクにより授業の休止を命ず。

㊲、児童は一應待避又は避難せしめたる上、情勢に應じ五分以内に歸宅出来る者に諸注意を與

へ、通學地域別に依り地方擔任職員附添はしめ順次下校せしむ。

㊳、團員は全員直ちに第一編成の任務に就かしむ。

㊴、參集し來る學校報國隊防空補助員をして夫々第一編成の配備に就かしむ。

(2) 不在校時

イ、非番の團員は全員直ちに登校第二編成の任務に就かしむ。

㊵、參集し來る學校報國隊防空補助員をして第二編成の配備に就かしむ。

㊶、児童は登校せず家庭に於て夫々防空に協力せしむ。

(3) 登下校途中

- イ、非番の團員は全員直ちに登校第二編成の任務に就かしむ。
- ロ、參集し來る學校報國隊防空補助員をして夫々第二編成による配備に就かしむ。
- ハ、兒童は自宅に近き場合は速かに歸宅せしめ、學校に近き場合は一應學校に赴かしめ待避避難せしめたる上、順次情勢に應じ歸宅せしむ。

2. 特設防護團員の行動要項

全員直ちに防空用服裝を完全にし、全面的に防空態勢に轉移し、夫々任務に隨ひ左の如く處置す。

(1) 在校時

- イ、第一編成により校内に警報を迅速確實に傳達す。
- ロ、夜間なる時は直ちに空襲管制を實施す。
- ハ、其他危険防止及防護活動の敏速化の爲第三編第五節三の4舎内訓練の要領により處置をなす。

以上の任務終了せば、防護監視擔當者以外は夫々配備箇所最寄待避所に於て待避す。第五五頁要圖參照。

ニ、防護監視擔當者は直ちに監視所に配備し監視に當る。

ホ、各室の窓を取外し又は開放し室内監視を嚴にす。

(但し隣接建物に面し延焼の虞ある部分の窓は全部閉ぢ置くものとす。)

ヘ、特設防護團長は配備及整備狀況を點檢し、要すれば所要の修正を命ず。

(2) 不在校時及登下校途中

非番團員は直ちに登校、第二編成により團長の指揮下に入り各自の任務及配備に就く、其の行動要領は前項に同じ。

四、警戒警報なくして空襲警報發令ありたる場合

(警戒警報に應ずる所定の防護態勢完了前に空襲警報發令ありたる場合も含む。)

1. 學校長の處置

(1) 在校時

三の1の(1)に同じ。

(2) 不在校時

防空常置委員は直ちに左の措置をなす。

イ、夜間なる時は直ちに空襲管制を實施す。

ロ、團長及副團長に連絡し指揮を受く。

ハ、登校又は参集し來る團員及學校報國隊防空補助員の指揮統制に任じ所定の配備に就かしむ。

(3) 登下校途中

イ、児童は學校又は家庭の何れか近き方に赴かしめ、學校に於ては一應三の1の(3)の要領により所定の場所待避せしめたる後、情勢に應じ通學地域別に依り歸宅せしむ。

ロ、其の他は不在校時に同じ。

2. 特設防護團員の行動要領

(1) 在校時

團員は直ちに第一編成の活動に入り、左の如く行動す。

イ、校内に警報を迅速確實に傳達す。

ロ、空襲管制準備をなす。

ハ、急速に可燃物、危険物、貴重なる文獻及研究資料、食糧を校庭南側保管場所に收納す。

ニ、一切の容器に満水し、防火消防器具を第四二頁要圖の如く配置す。

ホ、擔架を使用状態に作り救急材料を整備し、何時にても收容可能の状態に置く。

ヘ、其の他危険豫防及防護活動敏速化の處置をなす。

以上の任務終了の上は速かに第五頁要圖の待避所に於て待避するものとす。

ト、嚴重なる防護監視をなす。

チ、各室の窓を取外し又は開放し(但し延焼の虞ある部分の窓は閉ぢ置くものとす)室内監視を嚴にす。

(2) 不在校時及登下校中

特設防護團員は直ちに登校、團長指揮下に入り、第二編成の業務に服す。爾餘の行動要領は在校時に同じ。

五、空襲被害時

1. 團長は狀況に依り適宜各部各班及各群相互に協力援助を爲さしむるものとす。

2. 防護監視擔當者は敵機の行動を監視し、投下彈の落達場所を迅速に團長に報告するものとす。

3. 室内監視擔當者は小使室横待避所に待避し居り、焼夷彈落下したる場合直ちに應急防火に努むると共に、バケツを叩き或は大聲を發する等の方法に依り、全校に周知す。

尙落下せずと認むる擔任區域と雖も、一應必ず點檢し、特に天井裏、床下、物置、便所等目に付

かざる場所に注意するものとす。

4. 焼夷弾落下したる場合は、防護團長に於て直ちに警察署及警防團に通知するものとす。
5. 焼夷弾は其の種類の如何を問はず、最初の一分間に於て鎮滅に努むるを以て第一義とす。
6. 火災となりたる場合は、先づ延焼防止に努め、次に燃焼箇所の消火に努むるものとす。
7. 消火活動中と雖も爆弾の落下音を聞き、又は附近に爆弾落下し始めたるときは、直ちに伏臥し、又は附近の待避所を利用し咄嗟の危害を避くるものとす。
8. 延焼の虞ある校舎は、直ちに窓を閉ぢ火焰を被る箇所及發火し易き底下、妻等に水をかける等延焼防止に努むるものとす。尙風下に於ては火叩き、バケツ、水柄杓等を以て飛火の警戒をなすものとす。
9. 火災擴大の虞あり初期消火困難と認めたる時は、直ちに警察署警防團に出勤を求むるものとす。
10. 警察署警防團等の防空機關校外より赴援し來りたるときは、本校特設防護團員は之に協力して消火に努むるものとす。
11. 御眞影奉安所危険に類したるときは、豫定奉遷所の安否を検し奉遷するものとす。

右の場合に於ては、本校特設防護團員は赴援防空機關の統一指揮下に入るものとす。

- 右の場合に於ては、御眞影たることを明にする奉護施設所掲の標識を揚ぐるものとす。
12. 負傷者発生したる場合は、救出運搬をするものとす。
 13. 空襲に依る被害ありたるときは、全校協力して應急處置に努むると共に、所轄警察署に左記事項を速報し、詳細は文書報告の項に定むる様式に依り知事宛報告するものとす。

記

- 一、御眞影、勅語謄本、詔書謄本の安否
- 二、死傷者數
- 三、建築物の被害程度

六、兒童の措置要領

1. 警戒警報發令時にありては幼兒を除く外、授業を繼續する旨を周知徹底し置くこと。
 2. 登下校時間を豫め周知し、その途中に於て空襲警報發令ありたる場合は、夫々近き方に向ひかしまる如く措置する旨の周知。
- この場合登校し來れるものについては、地方別により待避、避難せしめ、情況により歸宅せしむる旨の徹底。

3. 空襲警報發令ありたる時児童學校にある場合は

イ、五分以内で歸宅し得るものは歸す。

ロ、それ以上の者は一時待避、避難せしめたる上、情況により地方別に纏め職員の附添を以て歸宅せしめること。

ハ、待避、避難の場所を周知徹底し置き、出迎へ等の場合混亂に陥らざる如くすること。

ニ、之が爲児童の通學の爲の所要時間、道順を周知せしむる如く指導し置くを要す。

ホ、空襲警報發令ありたる場合は、可成町内會隣組を單位とする児童出迎責任者を決定し置き、出迎へに來る様豫め連絡し置くものとす。

4. 各學級に於て五分以内で歸宅せしめ得る児童と居残り児童とを調査し、家庭と連絡し置くこと。

5. 児童の住所分布圖を學級、學年要すれば學校に於ても作製し、更に校外分隊別に通學道順を作製し置くを要す。

6. 空襲警報解除されたる場合の登校については次の如く周知し置くを要す。

イ、十二時半迄に解除されたる時は全児童各校外分隊別に登校せしめ、十二時半以後なる時は登校せしめず。

但し十一時迄に解除されたる時は辨當を終りて（又は持參の上）登校し、残りの授業を受けしむものとす。

七、幼児の措置

1. 警戒警報發令時

イ、發令と同時に歸宅せしめ、休園する。随つて發令中は休園とす。

ロ、歸宅せしむる場合は、誘導係に於て少數人員班別とし歸宅せしむ。

ハ、班別左の如し。

南濱中部班	第一組
南濱東部班	第二組
才田南班	第三組
才田北班	第四組
才田西班	第五組
才田東班	第六組

ニ、保姆は東西南北の四方面を四名にて分擔す。

青年學校女子部生徒を各班に四名宛附添はしめ、情況によりては高二女生徒を増加す。

ホ、園児の住宅及道順は圖表として作製し誰にても附添ひ得る如くす。

ヘ、可成家庭から迎へに來る様連絡し置くものとす。

ト、毎月八日の定期訓練に本訓練を實施し、保護者の訓練と兼ね併せ行ふ如くす。

チ、服裝其他の處置要領は國民學校に準じ行ふものとす。

2. 空襲警報發令時

警戒警報發令時の外國民學校と同様避難せしめ、地方別にまとめるものとす。

3. 警報解除の場合

登園時刻以前に非らざる限り休園せしむるものとす。

第五節 團員配置計畫

一、警戒警報發令ありたる場合

1. 晝間（平日）

イ、兒童在校時

○全團員第一編成の活動及配置

ロ、兒童不在校時

○全團員第二編成による配置

○職員在校時及不在校時により、夫々七八頁の勤務割表により第三編成に配置す。

2. 夜間（平日）

イ、全團員——第二編成により配置

ロ、處置完了後、女子團員は團長の指示により歸宅せしめ、男子團員は適當なる時期に別表勤務割表に依り組順に一組を残して歸宅せしむ。

3. 休日

イ、平日夜間に準ず。

二、空襲警報發令ありたる場合

1. 兒童在校時

イ、團員全部非常配置に就かしむ。

ロ、非常配置は左圖の通りとす。

ハ、緊急止むを得ず、児童をして補助せしむる時と雖も可成速かに児童をして待避又は避難せしむるものとす。

2. 児童不在校時（放課後を含む）

イ、全團員非常配置につく。

ロ、晝間なる時は、第二編成の配置とす。

3. 夜間並に休日

イ、全團員直ちに登校し、七六頁非常配置圖の配置につかしむ。

ロ、長期に亘るときは、情況により左表團員勤務割表により配置す。

團員勤務割表（組別）

一、町内團員

- 第一組 吉田 麻植 矢野 加藤 奥野 元木 中谷 大橋 秋本 貴志 中村
- 第二組 石井 南 松山 前田 喜田 撫佐 尾崎 高麗 柴田
- 第三組 高橋 田中 吉川 千葉 兼松 新宮 中島 平野 矢野 吉成 柏

二、町外

- 第一組 金森 稻室 尾形 齋賀
- 第二組 北島 山田 齋藤 林 谷
- 第三組 黒田 木村 龜井 木内
- 不在者 細川 松島 佐賀

第六節 常置防空要員業務書

第一項 常置防空要員

一、範圍

全職員とし、其の日の日直宿直員を以て充つ。

二、勤務割及交替

1. 人員

日直員 女子 二名

第四章 本校防空計畫

宿直員 男子 二名 を以て本書により勤務す。

2. 勤務割は庶務係に於て行ふ。

イ、常人公用の爲宿泊を要する出張を行ひたる場合は次番者を以て充つ。

ロ、無断又は係主任の許可なく、みだりに交替するを得ず。

ハ、交代時刻は時季により異なるも、毎放課後一時間後より翌朝始業三十分前迄を基準とす。

第二項 任務及服務要領

一、防空實施時

1. 本書に於て規定せる所により次の如く服務す。

イ、服務規律の嚴正勵行、

ロ、處置要領の自信、

防空計畫全般に精通し、設備資材を確認すると共に、處置をあやまらざること。

ハ、服務中最少限二回巡視點檢し、器材員數の保全を期するものとす。

ニ、夜は準備管制を後半夜に於て實施し、不時の警報發令に備へること。

ホ、サイレン吹鳴要領、電話連絡先を熟知し置くこと。

二、警戒警報發令時

イ、警報受領——記録

ロ、サイレン吹鳴——校内傳達

ハ、連絡先に連絡

先づ團長、副團長に報告指揮要請

ニ、夜間なる時は燈火管制

ホ、防火資材の配備並點檢補正

ヘ、登校團員の指揮掌握、配置

ト、在校時に於ては團長に直ちに報告し、團長の命を受け業務につく。

チ、待機、又は授業繼續

リ、爾後外部との連絡に當る。

三、空襲警報發令時

イ、在校時は團長に報告、指揮要請

ロ、不在校時は全団員を以て配置、警備の體勢に移る。
ハ、監視に重點を置く。

四、突如たる空襲警報發令時は前三項を同時的に行ふものとす。

五、來襲時

イ、全團員登校し來る時は全體の缺陷を補ふ如くつとめ、御眞影奉護の爲の警備につく。
ロ、在校時は團長に報告し指揮要請。
ハ、不在校時團員登校少數なる場合は、全員を指揮掌握すること。

六、落下彈ありたる時

1. 爆彈による被害時
イ、御眞影奉護の任に當り、其他に於ける被害箇所の確認。
ロ、校舍等物的施設は地方事務所、警察署に連絡し、可能なる範圍に於て、直ちに修復す。
ハ、被害状況の調査報告
ニ、人的被害時は直ちに警察署に連絡し、檢視又は許可ありて處置すること。
但し負傷者につきては救護に當るものとす。

2. 焼夷彈による被害

イ、消火に當る。
ロ、火災發生すれば警察署、警防團へ連絡し應援を受く。
ハ、但し團員不在校時にして團員登校し來れる場合は、夫々の任務者に引繼ぐものとす。

七、児童、幼兒の措置

1. 始業前後に於て登下校中の児童ある時警報發令ありたる場合は先づ防護に當るものとす。
2. 之等児童の措置は計畫に基き實施する事。

第七節 防空通信連絡實施計畫

一、職員非常召集連絡網の制定

1. 警戒警報發令時
イ、各自聽きつけて登校
ロ、電話を以てする場合（左表参照）
ハ、傳令を以てする場合（左表参照）

(2) 校外分隊役員による連絡系統

児童連絡系統

分隊	區 域	連絡順	電 話 番 號	分 隊 長	副 分 隊 長
一	四軒屋町北側齋田南濱境南側北國小路以南	天2	吉兼新聞店 二四二	龜井孝行	三原勝次
二	岩崎神社見通し以南一圓の男子	天自	成徳女學校 三五八	天野邦春	五十嵐愛子
三	右 同 女子	天1	由井文具店 四一三	井上隆子	五十嵐愛子
四	岩崎神社見通し以北一圓の男子	山自	三木政仁 一七	山田 勇	田浦道信
五	齋田黒崎境以南一圓の女子	山1		逢坂久子	増田岸江
六	黒崎一圓	山2		杉山正之	豊田義昭
七	南濱北國小路以東の裏手男子	佐2	三谷醫院 二六五	生田稔幸	寺田雄治
八	丸池南濱齋田發大工野一圓女子	佐3	稻木食料店 六七	桑野正子	立石ミエ子
九	南濱北國小路以西八坂神社以東	佐1	吉本足袋會社四三八	石堂忠夫	古川 孝
一〇	南濱八坂神社以西南濱木津境	佐自		佐藤政次	喜木明弘
一一	木津一圓	佐4		齋藤武雄	五十嵐 茂
				齋藤武雄	濱中山八重子
				齋藤武雄	小比慈子
				齋藤武雄	上比英子
				齋藤武雄	村田シズ子
				齋藤武雄	郡田純子
				齋藤武雄	生田ミチ子
				齋藤武雄	笹田 精
				齋藤武雄	龍田笑子
				齋藤武雄	青山末子
				齋藤武雄	奈加多津子
				齋藤武雄	吉野政計
				齋藤武雄	高井扶美
				齋藤武雄	仁田春裕
				齋藤武雄	龜岡政次

三、外部との通信連絡法

1. 傳令による場合

- 警察署 二名 (距離八〇〇米)
- 町役場 二名 (距離六〇〇米)
- 警防團本部 二名 (距離六〇〇米)
- 警防團第二分團事務所 二名 (距離二〇〇米)

2. 電話による場合

縣廳教學課	德島 五〇一一	病 院	内 島 一〇五	藥 局
板野地方事務所	五〇〇三	小 川	三三二	河 野 二〇〇
撫養町役場	一一二二	新 居	三三二	

第四章 本校防空計畫

撫養町警防團本部	一一八					
撫養警察署	二四					
撫養保健所	四六四					
撫養中學校	一一七					
撫養高等女學校	一一五					
撫養商業學校	三七六					
實業女學校	三五八					
林崎國民學校	一六九					
桑島國民學校	二二九					
黒崎國民學校	二四三					
木津神國民學校	二四四					
四國配電會社	三七					
		院				
		日下	近藤	大石	中瀬	西條
		一四二	五二	二〇二	三一七	一八
		藥				
		ガルマ		福田		
		一六二		五五		
		局				
		中瀬		米本		
		呼出 一六		呼出 一四二		
		秋田齒科	西條齒科	板井女	松下	原齒科
		二七一	四五四	三五九	一〇	一六七

第八節 訓練實施計畫

一、方針

1. 國民學校防空に關する教育訓練の主眼

防空は戦闘なり、戦勝の要諦は之に従事するものをして、盡忠殉國の至誠より發する敢闘精神に燃え必勝の信念を堅持せしむるに在り。必勝の信念は千磨必死の訓練に依つて得らるるものなるを以て、定期的に行ふは固より隨時不斷に訓練を重ね、如何なる事態に遭ふも沈着冷靜積極果敢に活動し得る自信を把握せしむるを以て主眼とす。

2. 團員の訓練

(1) 一般教育訓練

防空全般に關する教育訓練を謂ひ、全員に交替勤務に支障なからしむる如く訓練するものとす。特に留意すべき業務左の如し。

イ、消防訓練

① 消防訓練は單に本校特設防護團消防班員のみに限らず、全員之を徹底し置くものとす。

ロ、待避訓練

①本校に在りては、適確迅速に待避せしめ被害を最少限度に極限する爲、平常より待避箇所を各人毎に定め置き、待避の際は防空頭布を以て頭部を覆ひ、待避せしむる如く訓練し置くものとす。尙待避に付ては可成安全性、活動性を考慮し、配置箇所最寄の待避所に入らしめ、迅速に任務に就き得る様、團員の待避訓練を重要項目として必ず實施し、防護活動との迅速なる連繫を演練し置くものとす。

②登下校に際し、突然空襲に遭ひたる場合の待避を考慮し、平常より待避所の位置、收容力等を熟知し置くと共に、寸刻の餘裕も無き場合伏臥姿勢を執り、耳目は手を以て抑へ、咄嗟の危害を避け得る如く訓練を重ね置くものとす。

③窓硝子ある建築物に近く待避する場合は、硝子の破片に依る傷害を防止する爲、窓は取外し、又は開放するを原則とし（但し延焼の危険ある隣接建物に面したる窓は豫め閉ぢ置くこと）團員に對しては、窓に直面することを避けしめ、飛散箇所より離れて待避せしむる様訓練し置くものとす。

ハ、救護

救護藥品、三角布、擔架の使用法、應急止血其の他の應急處置等に関し、救護班員は固より防護團員全員に之を徹底せしめ置くものとす。

ニ、其の他特設防護團各部各班及各群相互の任務に従ひ、其の使命完遂に遺憾なきやう、其の防空能力の向上を期するものとす。

(2)幹部訓練

防空訓練の徹底を期する爲には、關係機關の指導を俟つことなく幹部自ら率先垂範し得る様、防空業務全般に関し訓練を重ね置くを要すると共に、防空の適切且つ實効ある活動は、一に幹部の指揮の如何に係るなるを以て關係機關と連絡し、講習會其の他あらゆる機會を利用し、防空業務の習熟、指揮能力の向上に努め、學校防空活動に遺憾なきを期するものとす。この場合、係長以上を中心とするものとす。

(3)基本訓練

基本訓練は防空業務の基礎的な知識技能を、個々に亘つて正確に體得せしめ、實戰活動の基本たらしむるものとす。殊に當該年度の基本訓練目標に關しては、之が徹底のため格別の指導訓練を重ねるものとす。

(4) 総合訓練

基本訓練によつて習得したる知識技能を實戰的ならしむる爲、各種の状況を現示し、防空業務全般に亘り、総合的に訓練を実施し、以て實戰即應の態勢を具現し、必勝の信念を把握せしむるものとす。

(5) 學校報國隊防空補助員に對しては、定期的に或は随時に教育訓練を実施する如く、撫中隊長と協議決定するものとす。

(6) 時期による訓練

イ、定期訓練

○毎月八日一回實施

○訓練の基準

目的、對稱、要員、日時及所要時間、場所、想定、活動要領、講評

ロ、隨時訓練

○撫養町に於て訓練計畫をしたる場合

○警防團の想定に基づく場合

○全国的に實施される場合

○特に團長に於て必要と認めたる場合

(7) 教育内容による訓練

イ、基本訓練

① 奉護訓練

奉還要領、開扉、包裝、奉持、行進、奉護、安置、警固、手續

② 待避、避難指導力の充實

伏せ、行進、地物利用

③ 消防訓練

投砂、投筵、送水、破壊、連絡、注水、

ロ、総合訓練

① 學校獨自の場合

② 町實施に即應の場合

該時に於て指示連絡ありたるものによる。

①縣下一圓に實施される場合
縣指示により立案。

②全國的に實施の場合
其の都度の指示により立案。

③團員綜合訓練基準案(例)

1、要員及對稱

特別任務者を除く全職員

2、時間(約一時間)

3、場所(目的により決定)

4、想定

兒童不在校時警報發令下に於ける(奉護、搬出、消防)學校防護を主とする綜合訓練

5、活動

イ、訓練警戒警報發令

○警報傳達

○資材器材配置並點檢補正

○待機(特定者の外、平時の状態を維持)

ロ、訓練空襲警報發令

○要員配備

奉護

搬出 待避

消防

○燒夷彈落下

各部要員及各防火群活動

○火災發生

消火に應援——連絡

奉遷

搬出

○鎮火

○被害報告

ハ、訓練空襲警報解除

資材整備、警戒

ニ、訓練警戒警報解除

○資材收納

○要員引上

集合

6、講評

敬禮解散

以上の外団員に對する訓練は、第三篇兒童に對する訓練實施計畫に準じて實施するものとし、本項に於てはその項目のみを掲ぐるに止めたり。

3. 兒童に對する訓練

自衛防空に於ける訓練計畫中に含むべきであるが、前述せる如く一應之を切離し、第三篇に於て防空教育の體系として之を詳述する事とする。

(1) 待避訓練

イ、待避所の使用法

ロ、地形地物の利用法

ハ、諸合圖による動作

ニ、待避に要する基本動作

ホ、舍内に於ける待避訓練

ヘ、舍外に於ける待避訓練

ト、立棒の使用法

チ、梯子の降下法

(2) 避難

イ、教室の整理及出方

ロ、廊下及校舎附近の通り方

ハ、立棒の使用法

ニ、避難位置の決定

ホ、待機の仕方

(3)各種業務に要する訓練

監視通信、警報、燈火管制、防火消防、待避避難、救急、應急處置等あらゆる業務に關し、必要なる教育訓練の基礎的事項については第三篇に於て詳記することにする。

第九節 文書報告其の他

一、學校經營

1.空襲被害無き場合は空襲警報解除後速かに授業を繼續す。

2.校舎の一部又は全部が破壊若しくは焼失したる場合は、緊急に計畫を立て校舎の殘存部分及正興寺、法泉寺の移轉先に於て、二部又は三部制を以て、空襲警報解除後成るべく速かに教育を繼續實施するものとす。

二、文書報告

校の内外を問はず本校に關し空襲に依る被害ありたるときは、左記様式に依り知事宛地方事務所視

學室經由の上左記様式に依り、被害状況を報告するものとす。

三、學校防空計畫設定其の他諸準備に對する再檢討

空襲に依る被害ありたる場合は勿論、然らざる場合と雖も、學校長は關係者と協力防空活動實施の状況を詳細に調査研究し、本校防空計畫設定其の他の諸準備に遺漏無きや否やを檢討し、實行上更に有効適切なる準備を行ふに努め、次の防空活動實施に萬全を期すべきものとす。

何年何月何日空襲被害状況調

學 校 名

空襲時の状況及其の際探りたる處置 (記載例)	被 害 状 況 (記載例)
午前(後)何時何分空襲警報受領と同時に全員待避に移り、何分待避完了何分爆彈(焼夷彈)落下、何箇所より發火せるも何箇所は直ちに消し止む。	一、御眞影は御安泰なり(何處何處へ奉還す) 二、焼失(破壊)校舎左の如し (一)何教室(總坪)何坪(全焼・全壊内約何坪焼失又は破壊)

- (二) 何教室の一部焼失(破壊)せるも使用に支障無し
 - 三、死傷者左の如し
 - (一) 何何行爲中爆弾の破片(焼夷弾の直撃)に依り即死(重傷・全治何週間の負傷)
(何科何年何歳何某)
- 授業繼續に支障なし
- 一部〇〇に移轉し授業繼續中なり

其他

- 一、防空上の所見(計畫に於て不備なりし事項及特に適切なりし事項等を記載す)
- 二、顯著なる功績(防空活動に於て最も適切なる又は勇敢なる行爲に出て、抜群の功績を表したる者の行爲の概要を記載す)

第三篇 防空教育

誓の勝必空防

- 一、私達は「御國を守る戦士」です。命を投げ出して持場を守ります。
- 一、私達は必勝の信念を持つて、最後まで戦ひ抜きます。
- 一、私達は準備を完全にし、自信のつくまで訓練を積みます。
- 一、私達は命令に服従し、勝手な行動を慎みます。
- 一、私達は互に扶け合ひ、力を協せて防空に當ります。

第一章 國民學校教育と決勝教育

國民學校の目的が、皇國の道に則り國民の基礎的鍊成を爲すにあり、之を端的に表現すれば、皇道を翼賛し奉る國民の基礎的鍊成にある。時局が如何に轉移するとも教育本然の姿は不變であらねばならない。むしろ時局の變轉が急であればあるだけ、教育の大道は泰然たらねばならぬ。何となれば國民學校教育が此の本質に於て勝抜く皇國民の基礎的鍊成であるからとも言へる。

時局教育と言ふも決して時局便乘的な教育であつてはならないのであつて、時局教育といふことがあり得るとすれば、それは教育の外廓乃至は附け焼刃的なものとしてではなく、教育の中に時局教育が攝取し包含されねばならない。即ち時局下教育の必要なる内容として、包擁統合して皇國民鍊成の内容たらしめ、決勝段階に於ける教育を行じねばならない。教育に動的なものと不動なるものがある。動的に見え、動的に表はれて來るものは、時局の要求であり、時代の要請である。

この意味に於て、吾人は教育不動の本義に徹すると共に、流轉極りなき最近の時局を確實に把握して、然も教育の本義に基き之が國家の要請に即應すべく鍊成せねばならぬ。

而して現段階に於ける教育に課せられたる時局的、國家的要請は、國の内と外を問はず、物と人たるの別なく擧げて戰鬪配置につかじめ、戦力増強の一路に邁進すべきであつて、教育も亦、戦時非常措置の英斷によつて動的變移に積極性を強化し、教育の戰鬪配置についてののである。然も教育の時代的要求は決勝教育にある。

時局的國家的要請たる決勝教育が國民學校教育の本義に内抱され盡された時、そこには強固なる皇國民の鍊成道がある。

第二章 決勝教育と防空教育

上述する所によつて國民學校教育と決勝教育の關係を明らかにしたが、然らば如何なる様式を以て決勝教育を取入るべきか、決勝教育には教科書はないが、教材として生きた素材が與へられてゐる。吾人は教材を教へようとしたことはない。教材で教へるのである。人を教育するのである。素材中興亞教育に關するもの、軍人援護に關するもの、増産協力に關するもの、貯蓄増強に關するもの、等凡て重要素材ではあるが、空襲必至の決勝段階に於ける防空的素材として、防空教育の位置も亦、おろ

そかに出来ないものがある。即ち人的生命を包含する教育であるからである。

第三章 學校防空指針と防空教育

然らば防空教育を決勝段階に於て如何に爲すべきか、吾人は既に指示せられたる内務文部兩省の指導方針たる「學校防空方針」の精神を基調として、之が運営に當るべきは言ふまでもない。然しこれは原則を示されたまでであつて、これより一步も出てはならないものではないと考へられる。何となれば空襲の事たるや、より具體的であり一層特殊であるからである。

而して學校防空指針に於ては、兒童の防護に關しては規定するも、國民學校教育の立場に於ける所謂教育訓練に關しては、その概要を示すも、之が奨勵を行つてゐるのであつて、従つて吾々は積極的に兒童防護の原則精神に基き、之等兒童の防護能力を昂めることは急務中の急務であると考へられるのである。こゝに防空教育をして本校が敢て之を強調せんとする所以のものがある。

第四章 國民學校に於ける防空教育の意義

然らば國民學校に於ける防空教育の意義を何處に求むべきか。

一、基礎的訓練として防空

民防空の根底に培ふものは、國民各階層に深徹せる國土防衛の士氣、防空意識の昂揚にあると共に、各人が直接的防空能力を領有する爲の、徹底せる訓練の必要なことは論を俟たざる所である。

これが爲の方法として、二つの場合を考へることが出来る。一つは學校教育の徹底を俟つて防空教育を徹底するか、乃至は學校教育を介して之が徹底を期せんとする場合である。他の一つは家庭防空群乃至は職域地域に於て施される防空教育である。今日迄のところ後者によつて實績を挙げ、學校防空乃至學校に於ける防空教育はおくれてゐる様である。然し時局の要請は學校を介し、又は學校に於ける防空教育の效果に俟つ程、悠長なものでないといふことである。この事實がたまたま學校に於ける防空教育の重大使命を忘却せしめつゝあるものであつて、防空教育に限らず一般的に言つて、學校が常に指導的地位を堅持せなければならぬのであつて、積極的に之等に對する精神的、

能力的にも且模範たるべく、少くともその機構と計畫とに於ては、防空體勢確立の根底に培ふべき何物かを示唆なくてはならぬ。

二、本校防空教育の意義

國民學校に於ける防空教育が、學校自衛上の防空の範圍に止り、且それに要する知識技能の錬成に手を盡くしても、それは敵機來襲への單なる備へありと言ふに過ぎない。かゝる意味より本校に於ける防空教育の意義を、「待つあるをたのむ」態度は元より、進んで仇敵米英撃滅の烈々たる闘魂、斷じて撃つ氣魄に求め、僕等の手で……との信念を以て、訓練を積ましむると共に、科學的な航空精神の陶冶を目指してゐるのである。國民學校に於ける防空教育はこゝに核心を求むべきであると確信するのである。

三、防空教育の目的

防空上及決勝精神昂揚の爲必須不可欠なる基礎的知識及技能を錬成し、沈着、冷靜、積極、果敢に行動し得る自信と能力とを保持せしめ、盡忠殉國の至誠より發する敢闘精神を堅持し、國土防衛の士氣を昂揚すると共に、仇敵米英撃滅の烈々たる闘魂を振起し、決勝の信念を培養し、更に科學的航空精神の陶冶を圖り、以て兒童の防空生活を深徹せしめんとす。

四、防空教育の基本方針

1. 國民學校に於ける防空教育と所謂防空訓練なるものは一元的である。従つて防空教育を基幹とする一分野として防空訓練の地位があり、かくて訓練の効果が揚り、防空訓練の深徹を俟つて防空教育は強化されるのである。よつて教科指導は勿論、適切なる防空教材を通じて防空教育を深徹し、空襲必至に即應する防空教育の徹底に努力せねばならぬ。
2. 空襲の實相に關する認識を昂め、防空上必須なる知識技能の錬成を圖らんが爲防空訓練度を高めると共に、實戰即應の體制を強化する。
3. 皇土防衛の士氣を振作し、米英撃滅の闘魂を振起せしめ、躰訓練との關聯に留意し、特に規律訓練に細心の注意を拂ふと共に防空生活の深徹を期さねばならぬ。
4. 兒童の防空生活を通じ、家庭防空及社會教化上の指導的地位を確保する。

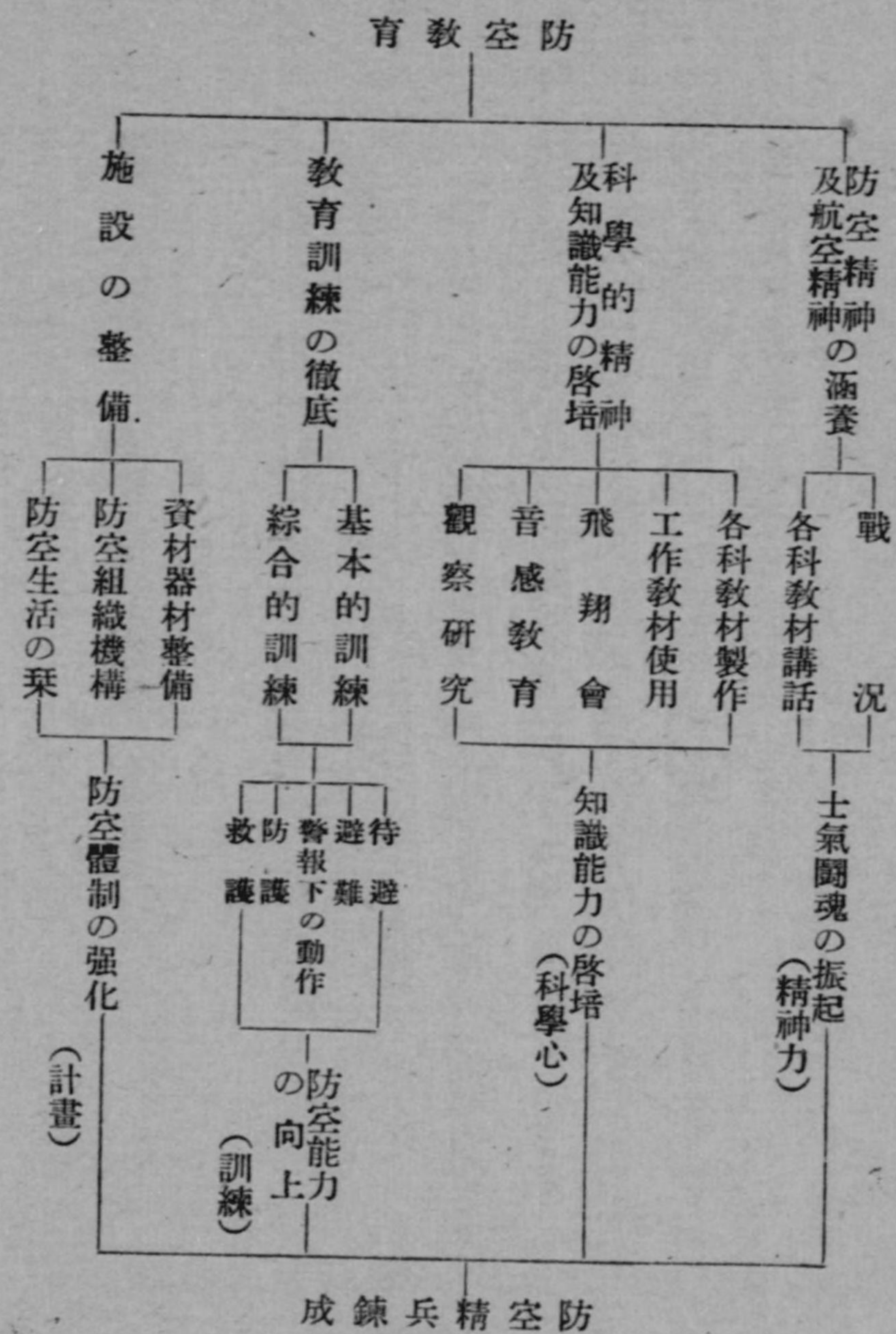
第五章 本校防空教育の實際

第一節 防空教育の構想

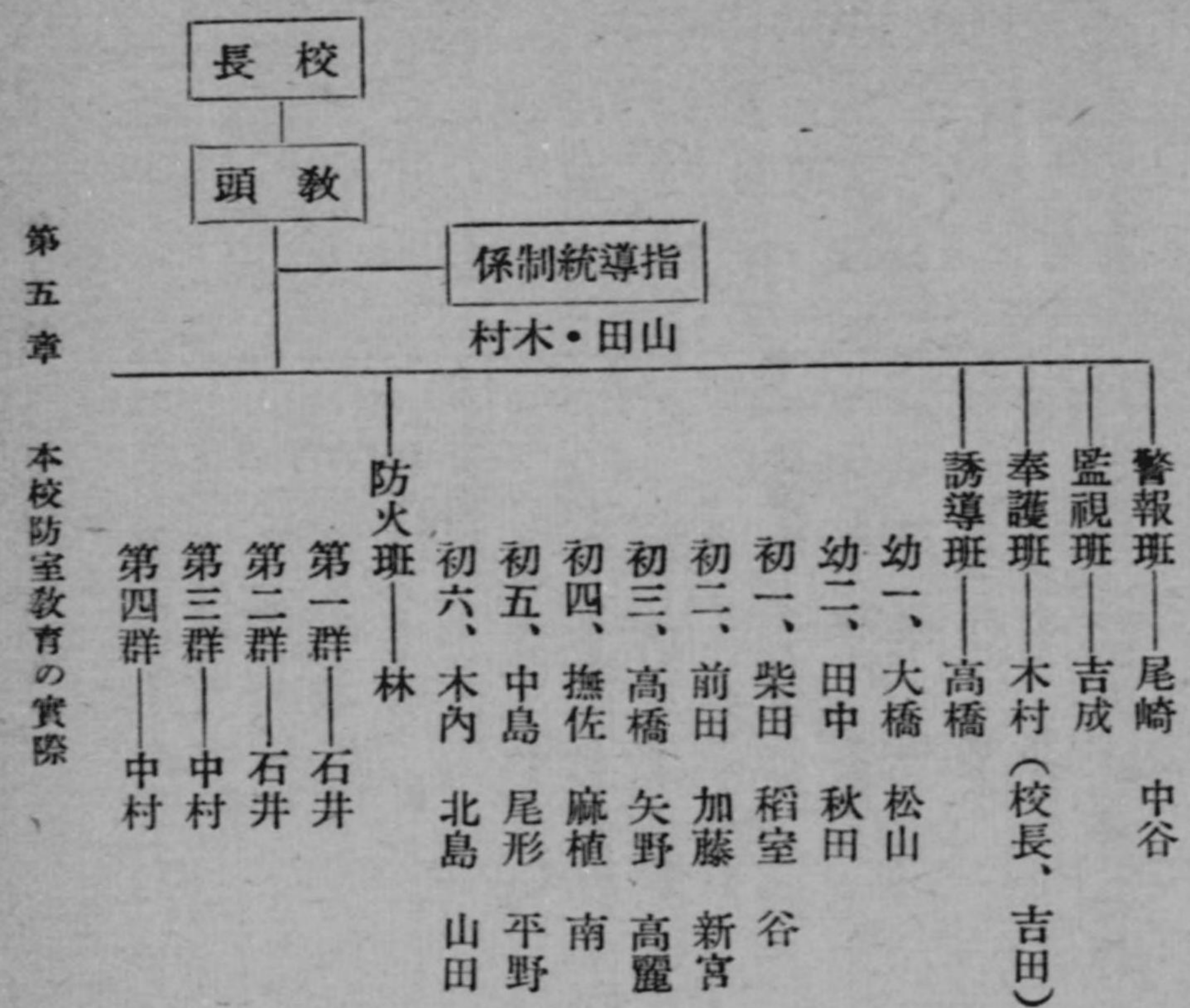
精神力と知識と能力を附與せんとすれば、指導者の力と計畫と訓練を必要とする。知識は體驗を通して可能であり強力である。能力は知識と相俟つて訓練に俟つ所が多い。訓練は反復練習により正確と迅速を期し得る。而して知識も能力も精神的要素に缺くる時は、龍を畫いて眼を點ぜざるに等しい。蓋し精神的要素は知識によつて高まり、訓練によつて深まる。故にこの三者を強化するものは指導力であり、指導力の具現は訓練である。その訓練こそ防空教育の根幹であると云ひ得るのである。

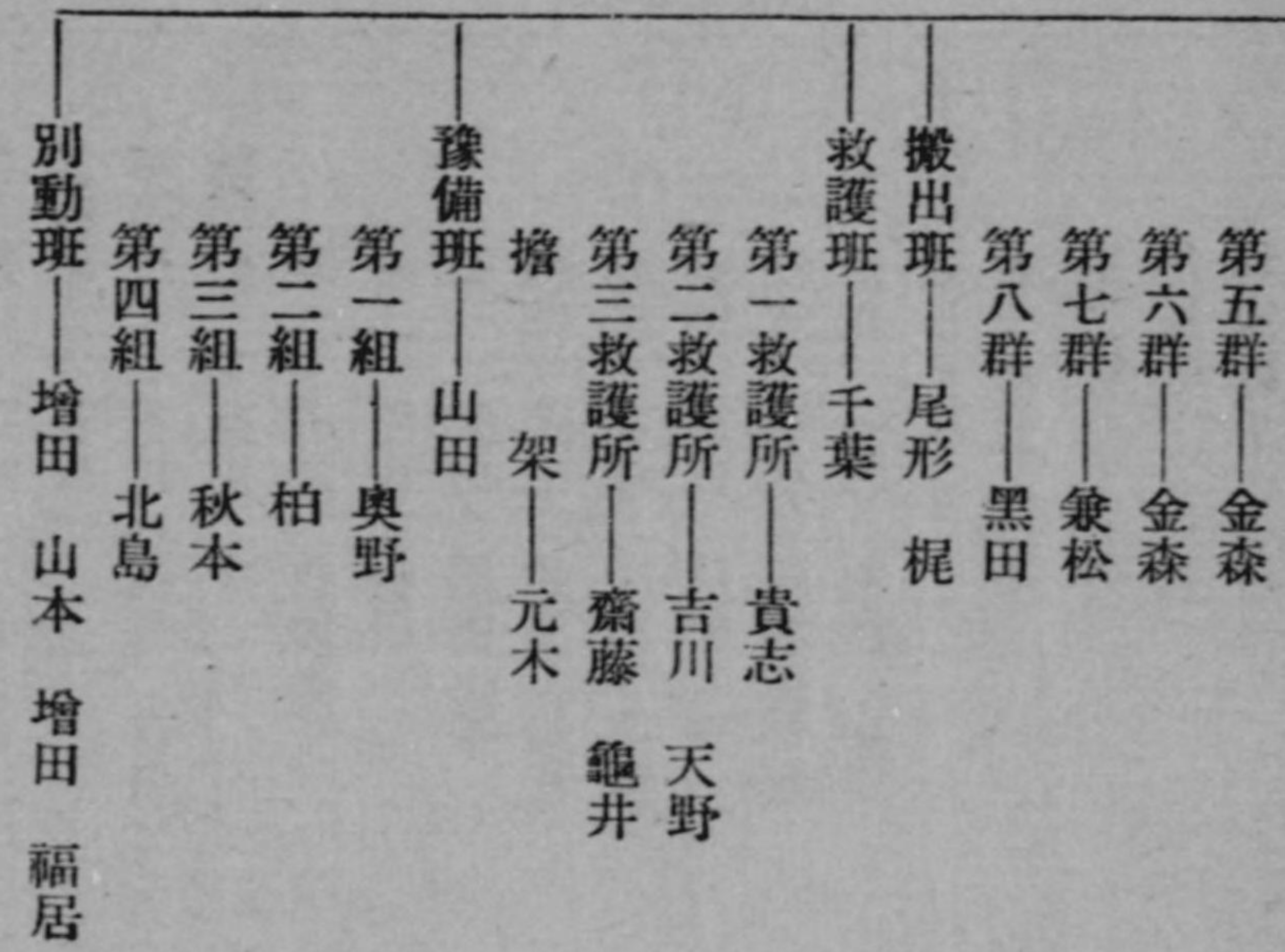
今本校防空教育に於ける構想を表記すると左の如くである。

撫養校防空教育の構想



指導組織





本校幹部教育訓練の組織一覽表

役割	長	指導者	助		教		助		手		兒童計
			高二男	高一男	六男	五男	2女	1女	女青		
團長	—	—									二八
副團長	—	—									六六
警報班	—	〇	二	二	一五	一三					六六
監視班	—	(一)	三	三							七一
奉導班	—	二	三	九							一四三
誘導班	(一)	五	七〇	七三							一四五
防火班	(一)	一	八	七							一五六
搬出班	—	六									七六
救護班	—	—	八	〇							一五六
豫備班	—	(四)	一	〇							一五六

特別班	八	三八(五)	九一	九九	一七	一三	一四三	一二二	一六	五〇一	四
計											
備考	括弧内は兼任を示す。團長の下に指導統制係二名を設く。										
教師	四六										
兒童	五〇一										
小使	四										
總計	五五一										

【註】幹部訓練としての助教助手教育を終了すれば全校全兒童に學年を單位として普及徹底を圖る組織である。

第二節 防空教育と精神鍊成

防空精神・航空精神及科學的精神の鍊成は、夫々各教科經營と關聯する所が多いのでその項に詳述を譲るが、防空教育が國民學校教育の本義に合するか否かは一つにこゝにある。即ち防空教育の核心を爲すものが、精神力の鍊成である。國民學校教育の目的より、時局の要請より、吾人の努力點の

最大にして究極のものと言ひ得よう。

第三節 防空教育と教科經營

國民學校に於ける防空教育が教科經營との關聯を何處に求め、如何に關聯し、之を如何に各教科の立場に於て役割を果し、又如何にして防空教育に活用すべきであらうか。

一、關聯の基礎

教科書編纂の精神に、兒童の生活に即し、理解實踐の容易なるものから精選し、國防乃至銃後の國民的精神を培ふべき材料を求めたことを明示されてあるのである。更に教科書に盛られた教材を見るに、各教科を通じて國防教材の多く散見することである。これは國民學校教材の一特色であり、各教科を通じて國防の一分野を擔任すべき使命を有すると見るべきである。殊に國防が近代戰の様相より科學戰を重要なものとしてゐることは、今次の大東亞戰爭に隨所に於て實證せられた所である。

二、教科との關聯

1. 防空教育と國民科

世界の大勢、時局の推移列國の國防並に科學の進歩に不斷の注意と關心を喚起し、神州不可侵の

敢闘精神を涵養して防空思想の普及昂揚に努める。

2. 防空教育と理數科

航空機の原理、性能、構造、機種等の基本的科學心を啓培助長し、以て判別、防衛、各種兵器等の知識を深徹し、近代戰が科學戰なる所以を理解銘記し、工夫改良創造に努め、防空なくして國防なき苛烈なる科學戰に即應する日本人的科學心を陶冶鍊成する。

3. 防空教育と體鍊科

實戰的訓練により剛健不撓の心身を鍊磨し、避難待避、避難降下棒等の合理的な演練に依り、眞摯敢闘旺盛にして持久力に富む氣力、體力を鍊成する。

4. 防空教育と藝能科

感官を通して美的情操的に觀察研究製作をして、音感に依る鋭敏なる判別力、標識迷彩等の認識工夫、學年に應じて各種航空機落下傘等の製作、展覽、飛翔會等の開催に依る能力の向上徹底を期する。

5. 防空教育と實業科

勤勞體驗を通して愛機の製作、工夫、改良、創造の能力を高め、航空機に関する知識技能を磨き、

延いて防空精神の向上を企圖する。

第四節 防空教育施設

1. 施設計畫

防空教育の爲の施設として本項に記述せる以外は、學校防空施設計畫を準用する。

2. 防空思想昂揚施設

(1) 防空精神の啓培

防空讀本の編纂

○防空業務の各般に涉つて、之を學年の地位に應ずる如く教材を配當せり。

○教材の配當は循環的、發展的ならしめ、卷を追ふに従つて精練する如くせり。

○知識教材としての素材及び技能的教材に關しては之が訓練の効果と一元的ならしめる如く考慮するにとめたり。

○本讀本の指導時間配當は概ね毎週一時間の割に配當し學期、學年によつて階程を定めたり。

○各學年に於ける題材は之を十乃至十五に留めたり。

○別に時間配當表による細目を作製し、之に題目、要旨、教材、指導要項及注意、準備連絡を配す。

○防空讀本の取扱に關しては、特に防空生活との関連に留意し、之が居常鍊成に意を用ひ實踐に便ならしむる如くせり。

○教材の正確さを期すると共に、教材の清新味を加へるべく、新聞、雜誌等の新らしき事項を補備するに留意する如くせり。

○防空讀本の字體、用語は國民科國語に従ひ且他教科との連關に意を用ひ、特に科學教材との關係を密ならしむる如く着意せり。

○本校防空教育の體系と一元的にし、教材の配當時季についても考慮せり。

(2) 航空精神の涵養

イ、少年飛行兵志願の獎勵

○本年度合格者、杉山正之外十二名

○後進誘掖指導

○激勵慰問並に通信文の交換

ロ、郷土出身航空關係の先覺偉動者の説話に依る航空阿波の偉大なる足跡の理解と奮起。

ハ、訓話（學校長、朝會、學校）

ニ、梅林大尉・矢野兵曹長記念日の設定。

(3) 防空思想の發揚

イ、防空講座開設

○毎週一回土曜日午後一時間希望者のみを集めて開設す。

○指導者は防空主任之に當る。

ロ、防空教育訓練

○定期訓練 毎月八日町の訓練と同時に綜合訓練を行ふ。

○隨時訓練 學年別、學級別に基本訓練を行ふと共に、必要に應じ綜合訓練を行ふ。

ハ、講演會

ニ、映畫、寫眞、鑑賞會

ホ、同乗飛行體驗發表會

○本年度縣代表 大屋俊二

へ、郷土飛行隊見學

○猛訓練振り

○機種、高度、速度、編隊形の直觀指導

ト、一四式三號水上偵察機プロペラ（村田虎藏氏寄贈）展示

チ、各種航空に関する統計圖表の揭示

3. 防空知識涵養施設

(1) 識別及判別の爲の施設

イ、指導者

○航空機分類統計表

○模型及寫眞

ロ、兒童

○航行中の飛行機識別

○新聞雜誌等の寫眞蒐集

○見學

○主要列國航空機標識

(2) 諸計畫熟知の爲の施設

イ、防衛計畫 防護計畫の揭示並に印刷配布

(3) 製作

イ、模型機製作（紙細工、粘土細工、木工）

ロ、滑空機飛翔會

ハ、模型機創作發表

ニ、模型機展觀

ホ、簡易爆音聽取器材の創作

(4) 音感教育

イ、基本音感教育

ロ、音感訓練競技會

ハ、爆音聽取競技

4. 防空教育訓練施設

- (1) 本施設は學校防空施設計畫に設定せるものにより教育す。
- (2) 教育の爲の施設として特に加ふべきものに就ては逐次之を加ふるものとす。
- (3) 防空室設置（中央廊下代用）
- (4) 防護室の設定（建築計畫中）
- (5) 防空訓練成績結果表（左表参照）

昭和 年 月 日		動 靜 人 員		
資 材	復 歸	完 結	各 班	事 故 者
第二群	2			
第三群	3			
第四群	4			
第五群	5			
第六群	6			
第七群	幼			
第八群	傳令			
	監			
	防火			
	誘			
	搬			
	救			
	豫			
	備			

考 備	資材整備完了	教室復歸完了	被 害 報 告	避 難 完 了	救護班 到着配備完了 資材配備完了	避難準備完了 報告	從事者配備完了 防火群資材配備完了
	第一群	初一			I		
	第二群	初二			II		
	第三群	初三			III		
	第四群	初四			奉護班		
	第五群	初五			監視班		
	第六群	初六			搬出班		
	第七群	幼					
	第八群	豫					

第五節 防空教育訓練

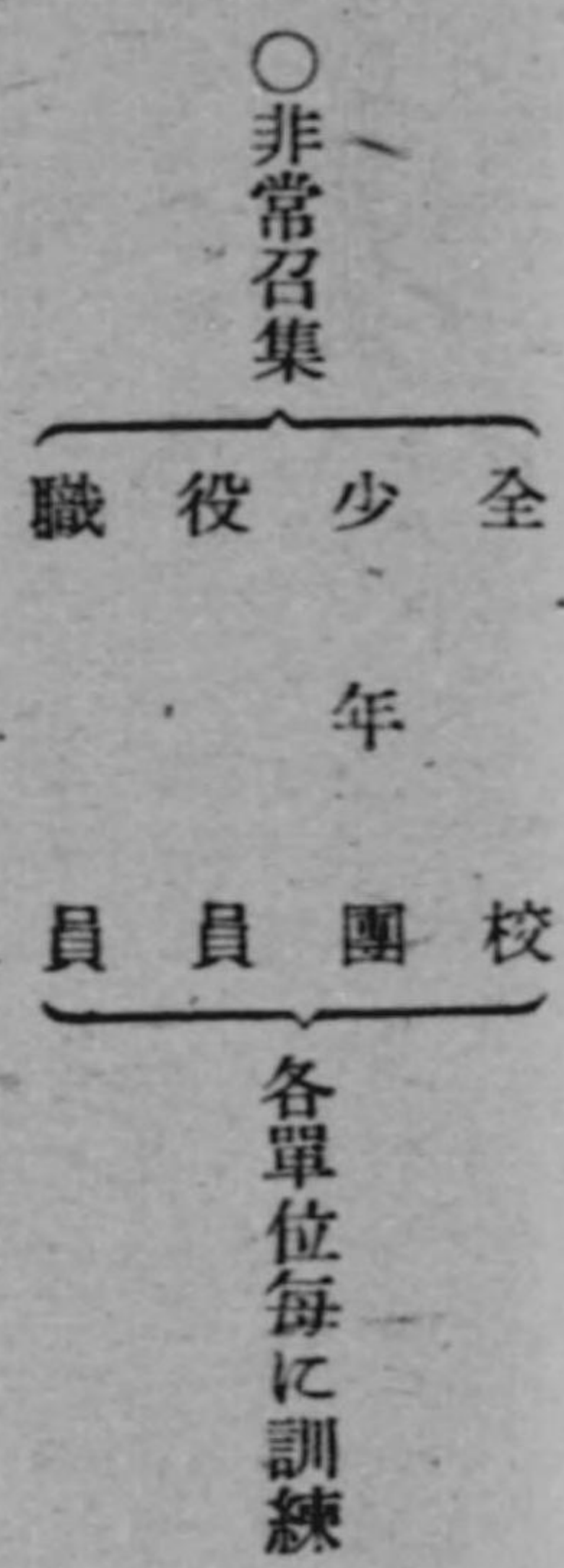
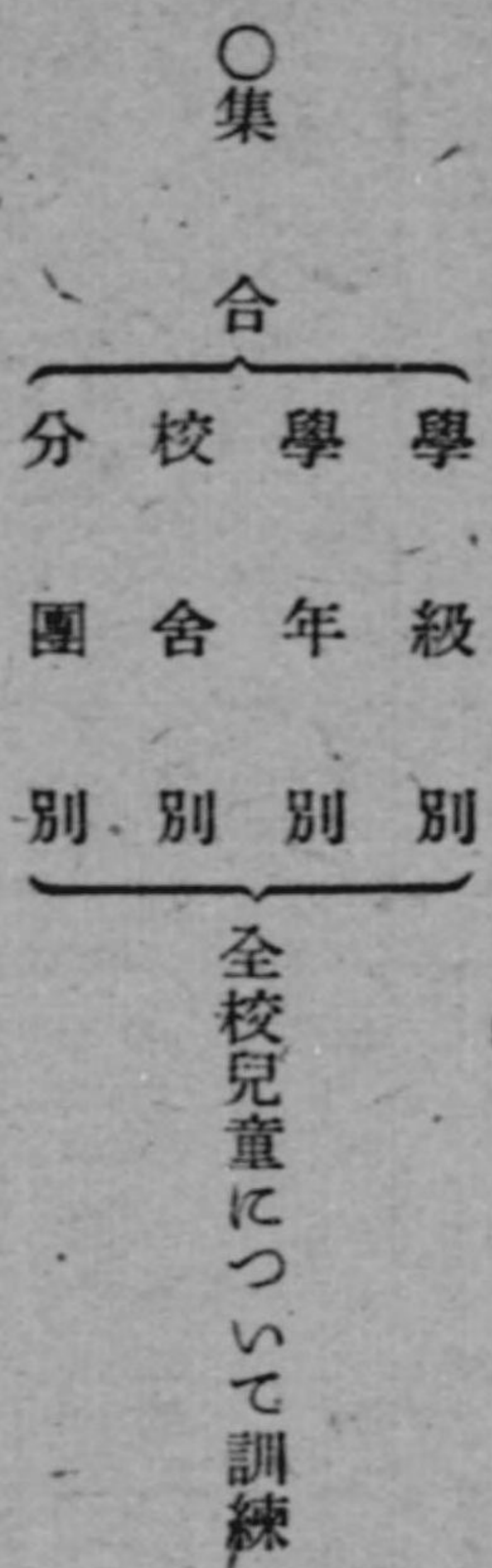
一、防空教育訓練の方針

1. 基礎訓練に重點を置き、個別的分節的に反覆修練を重ね訓練事項の徹底を期す。
2. 學年的段階に應じて訓練を行ひ、教授と一體的に的確なる技能の鍊磨を圖る。
3. 訓練に就いては命令嚴守、協同團結の精神を養ふ。

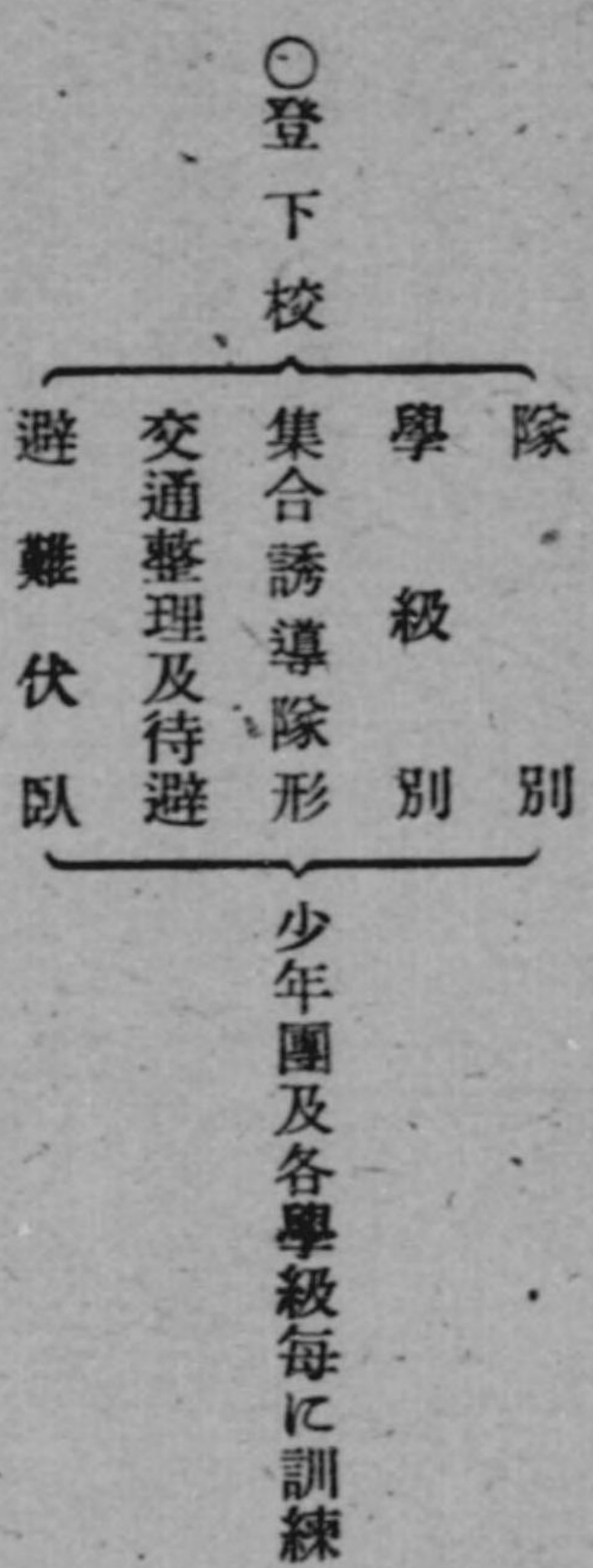
二、防空教育訓練系統

◇基本訓練

一、集合教育訓練



二、登下校教育訓練



三、通信連絡教育訓練

○通信連絡

電鈴、ラツパ、電話、
拍子木、標識等による

聞き方、見方について全校兒童を訓練

第五章 本校防空教育の實際

傳令報告)少年團幹部について訓練

四、基礎知識教育訓練

- 機種判定
 - 投下彈判定
 - 風向判定
- 主として初三年以上の學級訓練

五、待避、避難教育訓練

- 待避、避難用意
- 伏臥訓練

○待避

(甲) 學級別
校舍別 (廊下)

(乙) 分團別

學級訓練、少年團訓練

○避難

分團別

六、防護教育訓練

○防 災

ポンプ操作法
バケツ操作法
梯子操作法
火叩操作法
伏蕙操作法
防毒訓練
水柄杓操作法

梯子、火叩、伏蕙、水柄杓は
五年以上の學級訓練にて

○救 護

擔架操作法
繃帶訓練
急救訓練

六年以上女兒及男兒に

七綜合教育訓練

警戒警報發令

用意實施

第五章 本校防空教育の實際

空襲警報發令

待避、避難、

監視

空襲

奉護、防災、

急救、防毒

空襲警報解除

警戒警報解除

全校兒童について實施

三、教育訓練實施要領

基本教育訓練

1. 基礎知識の訓練

◇ 機種判別

(1) 敵機に對する基礎的知識を附與する爲次の如き分類表を用ひて教育訓練する。

機種

ソリデーテットPBY一哨戒爆撃機

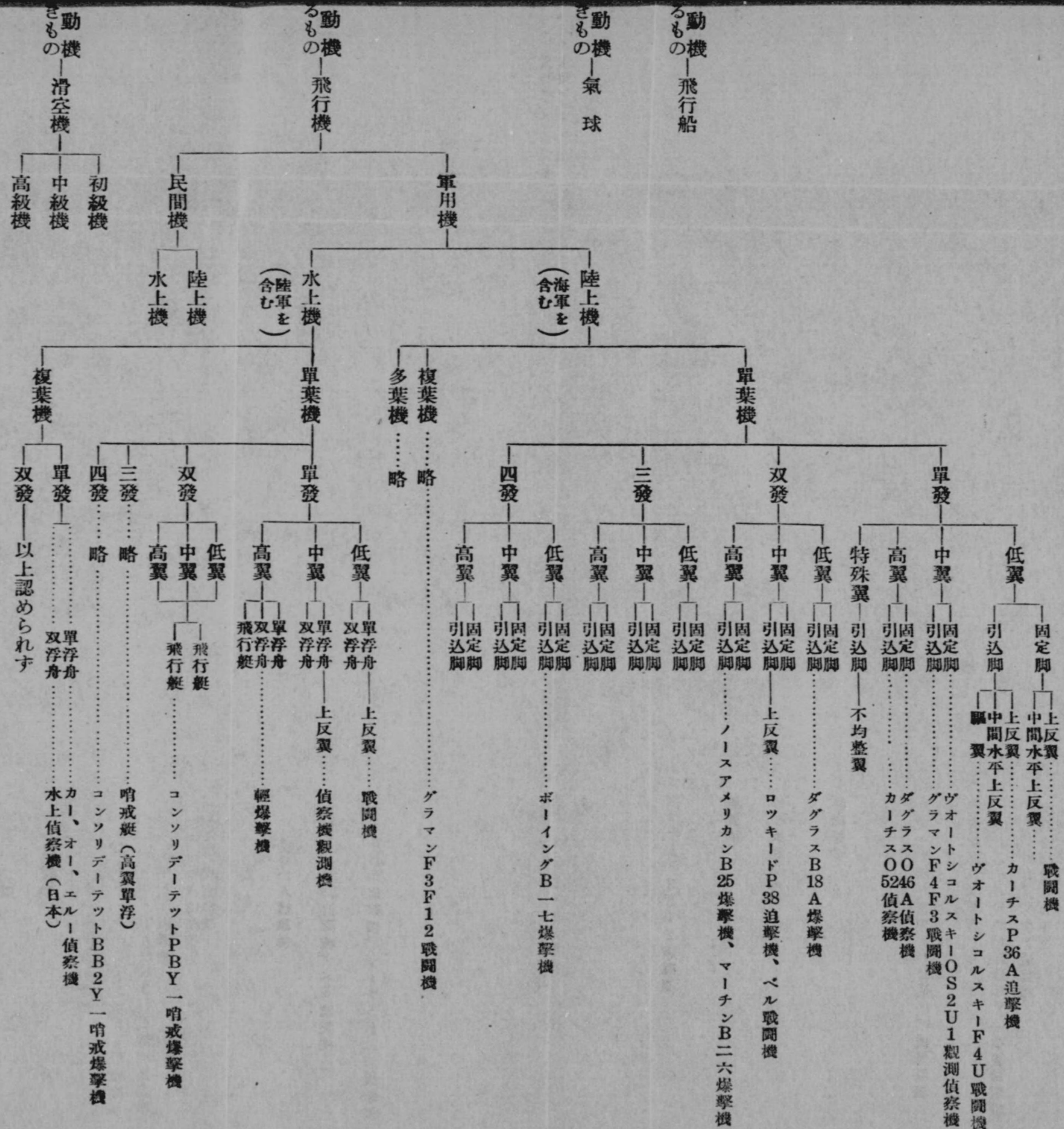
(艇(高翼單浮)

ソリデーテットBB2Y一哨戒爆撃機

、オI、エルI偵察機

偵察機(日本)

分類……水陸区分……翼数……發動機数……翼位置……脚式……翼型……機種



(2) 構造による機種の判定

- イ、降着装置による判定
- ロ、主翼に依る判定
- ハ、發動機の数に依る判定
- ニ、プロペラの取付け方に依る判定

(3) 敵米爆撃機の識別訓練(機影発見時の判別方法)

イ、發動機の数を見よ

四發機だつたら

飛行艇か、陸上機か

○ 飛行艇だつたら——「フロート」が翼端引揚式か、固定式か

引揚式……コンソリデーター2Y系

固定式……ヴォートンコルスキー

計畫中のもの……マーチンPB2M飛行艇

○ 陸上機だつたら——ボーイングB-17系

コンソリデーター B 24

試作中……ダグラス B 19

ボーイング X B 15

双発機だつたら

飛行艇か——だつたら……コンソリデーター P B Y 2

コンソリデーター P B Y 5

マーチン P B M 系

計画中……ボーイング X P B B 1

陸上機か——だつたら……ノースアメリカン B 25

ダグラス A 20 A

ダグラス B 18 A

マーチン B 26

ロッキード ハドソン

ロ、尾翼を見よ

方向舵は幾枚か、その取付け方は

方向舵二枚を持つ代表的爆撃機

ノースアメリカン B 25

コンソリデーター B 24

コンソリデーター P B 2 Y 一型

コンソリデーター P B 2 Y 二型

マーチン P B M 一型

コンソリデーター P B 2 Y 二型

ロッキード ハドソン

マーチン P B 2 M 1

ハ、主翼を見よ

菱形型——ボーイング B 17 系、コンソリデーター B 24 系、マーチン B 26、ダグラス S B

D、ダグラス A 24、ダグラス A 17 A

矩形型——コンソリデーター P B 2 Y 系、マーチン P B Y 系、ヴォートシコルスキー S

第五章 本校防空教育の実際

橢圓型——プリスタ1SB2A、プリスタ1F2A、レバブリックP43、海軍工廠製SB

三角型——ダグラスA20A、ダグラスB18A、ダグラスB23、マーチンPBM、ノース

メリカンB25、ダグラスTBD、ダグラスB19、ベルP39、カーチスP40、カ
1チスSB2C

其他——ロッキードP38(双胴型)、ボーイングXPBB

ニ、敵味方判別の決心は機總體の特異形に著目せよ

寫真及模型により解説

ホ、米飛行機の略號

米國軍用機用途別略號表

陸軍機

追撃機	單座	P	追撃機	複座	PB
戦闘機	多座	FM	偵察機		OB

偵察機 水陸兩用 OA

爆撃機 練習機 初歩 PAT

練習機 實用基礎 BT 練習機 爆撃訓練 BAT

輸送機 司令運輸 C 直協戦闘機 練習 B

オートチャイロ 特殊通信 G

海軍機

爆撃機 戦闘機 OF

多用途機 観測機 OS

哨戒機 偵察機 NS

雷撃機 練習機 GN

輸送機 多發型 單發型 G

連絡機 爆撃戦闘機 BF

観測偵察機 哨戒爆撃機 PBF

哨戒雷撃機 偵察観測機 POT

偵察爆撃機

S B

雷撃爆撃機

T B

連絡輸送機

J R

Xは試作機

Y複製的生産型

Z部分的改造

B 15 A、B 15 Bは進歩を示す

L Bは輕爆、H Bは重爆

へ、爆音による飛行機の判定

(4)教育訓練方法

イ、基礎知識の修練

○各國軍用機種の研究

蒐集、寫眞、繪畫、模型等

分類、機體、性能等の研究

○各國軍用機標識を各教室に掲示し教育す

○作業による教育

工作、各種模型機の製作及標識の模寫

ロ、判定力の修練

○實目標及補助器材により判定力修練

例 ○三面圖を用ひ機種を判定せしむ。

○模型機(標識を附せるもの)を用ひ、翼長及直距離等より算定判定せしむ。

○言語による法 機種名、屬國名を言はせる

○動作による法 舉手、蹲踞、伏臥

○運動による法 日月遊び、巴鬼遊びの要領にて實施

◇ 投下彈判定

(1)投下彈の威力

投下彈の威力は物質的の威力——直接的威力或は一次的威力——精神的威力——間接的の威力或は二次的の威力——との兩威力を具備するものであり、之等は相關的現象を起すを常とする。

従つて防者の立場に於ては、心理的衝撃を減殺する對策を講ぜねばならない。之が爲には、防

者の弱點を十分に認識し、一面剛健なる精神力を涵養すると共に、他面現實的に敵の物質的威力を阻止するに足る施設と、準備と訓練、即ち物的準備を忽にしてはならない。

(2) 投下彈の種類及効力

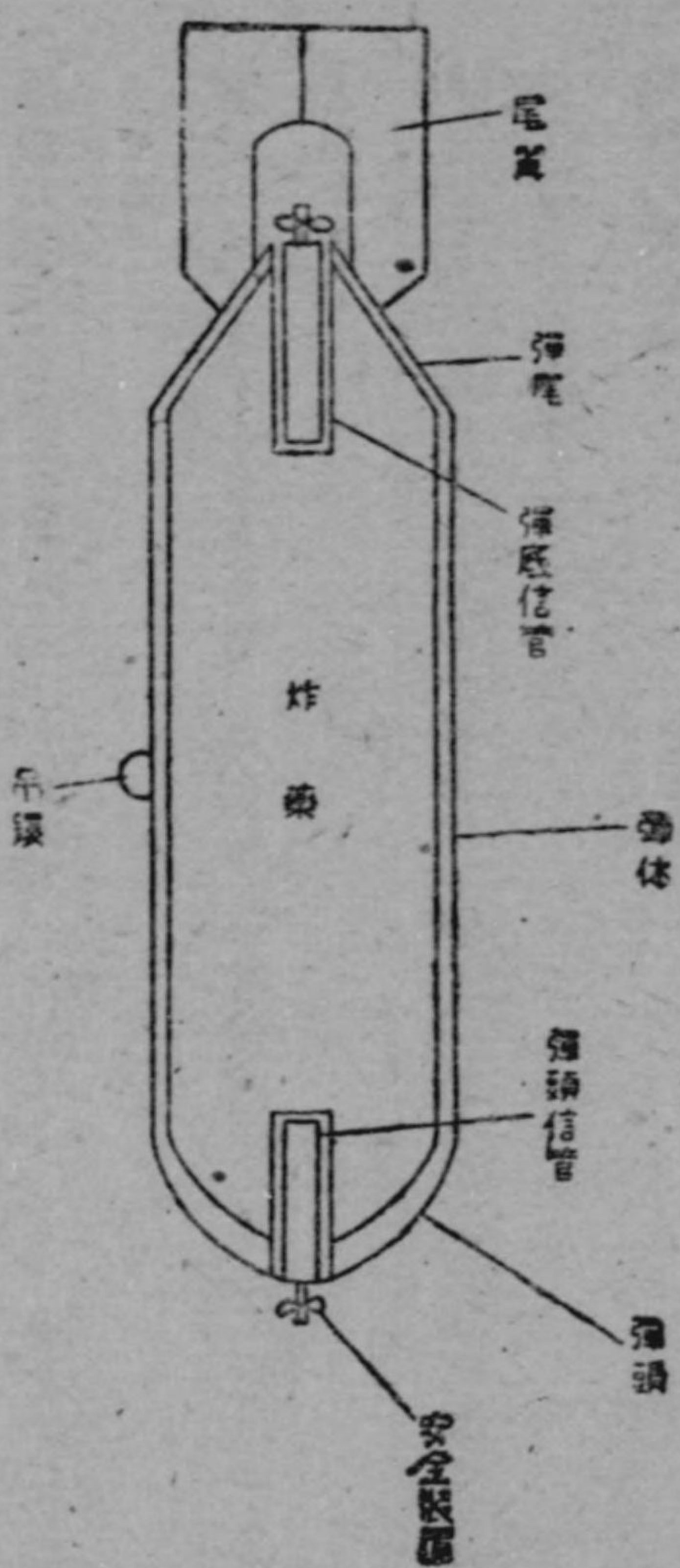
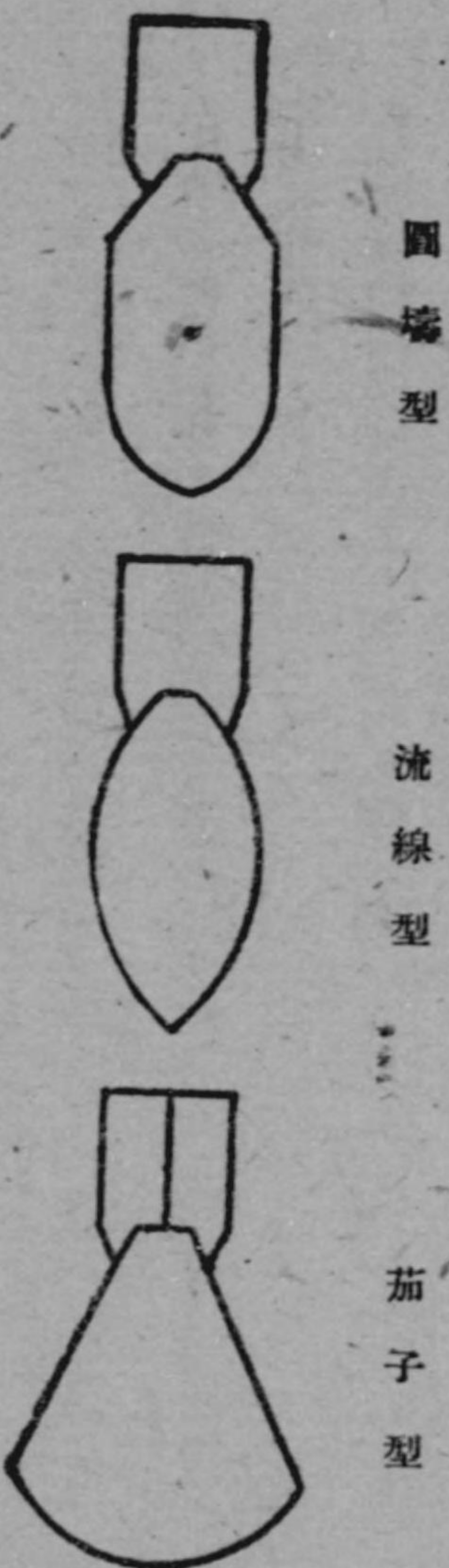
イ、爆彈

① 爆彈の種類

爆彈の効力に依つて大別する、次の通りである。

- 破片爆彈
- 地雷爆彈
- 破甲爆彈

② 爆彈の形状及構造



③ 爆彈の威力

爆彈は爆發に伴ひ、侵徹作用、爆發作用、燃燒作用、地震作用、瓦斯中毒作用等の効力を發揮する。

其の概要を述べると、

- 爆彈は目標に落下激突して之を侵徹又は貫徹し、漏斗孔又は突破孔を穿つ。
- 爆發と共に著しく多量の瓦斯を發生し、且つ大音響を發する。
- この莫大な瓦斯と熱とによる膨脹作用によつて爆發點及び其の附近を破壊殺傷する。

- 一秒間二千乃至三千米に及ぶ速度の衝動波作用、即ち爆風壓が起り、之亦附近のものを破壊殺傷する。
 - 爆風壓の爲附近に突風の如き衝動を與へ、續いて爆風中心點に向つて吸引作用、即ち爆陰壓が起る。
 - 弾片及び破壊した物件が四周に飛散して、之亦破壊殺傷威力を持つ。
 - 附近某範圍の土地が震動して地震作用が起る。
 - 爆發により破壊せられた地物の崩壊片が飛散して四周に激突する。
 - 爆發の際生ずる千度乃至二〇度餘に及ぶ高熱によつて、附近にある可燃性物件を燃焼させる。
 - 爆發の際發生する有毒瓦斯、主として一酸化炭素によつて附近の人畜に害を及ぼすことがある。
- 以上の効果、作用が千分の一秒或は千分の二秒といふ至短時間に同時に行はれて総合的に威力を發揮することとなる。

㉑二砲彈の衝動量

衝動量 kg/cm ²	爆發中心點 よりの距離	衝動量 kg/cm ²	爆發中心點 よりの距離	衝動量 kg/cm ²	爆發中心點 よりの距離	衝動量 kg/cm ²	爆發中心點 よりの距離
五、〇〇〇	二〇米	二、〇〇〇	四〇米	〇、〇四〇	一〇〇米	〇、〇一九	一五〇米
						〇、〇一五	二五〇米
						〇、〇〇九	

㉒、焼夷彈

㉑エレクトロン焼夷彈

エレクトロンの彈體の中にテルミットを充填し、それに發火装置と尾翼とを附したもので、エレクトロンはマグネシウム九二・九六%、アルミニウム八・四%よりなる合金で、攝氏二千度乃至三千度の高熱で、白い火花を盛に散らして燃焼するのが特徴である。

㉒黄燐焼夷彈

鐵製の彈體に黄燐或は二硫化炭素に黄燐を溶解した液體を詰めたもので、點火力は比較的弱いが盛に悪臭と煙を出して空氣中で自然發火する。黄燐と彈片を四散して、可燃物に附着するのが特長である。

① 油脂焼夷弾

下半分にテルミット、上半分に油を充填したもの、或は真中にテルミットを入れ、周囲にベンチンとパラフィンとの混合からなる固體油を詰めたもので、真赤な焰と黒煙とを上げて燃焼するのが本弾の特性である。

② 焼夷カード

約五種及び十種角の二種あつて、厚さ一耗、材料はセルロイド又はセルロイドの中間に生ゴムを挿入せるものがあり、自然發火し、燃焼時間は十五秒乃至十分である。

③ モロトフのパン籠

ソ聯で使用したものは、一見五百冠級爆弾位の容器に十冠級焼夷弾を約六十發入れたもので、某速度に達した時に彈體が自動的に二つに開かれ中の焼夷弾が飛散する。

其他同一着想の下に各國何れも、或は空中で容器を爆發させ、或は飛行機より投下すると同時に容器が分解して、小型焼夷弾を散布するものもある。

ハ、瓦斯彈

① 性能

効力の持続時間によつて一時性瓦斯と持久性瓦斯に分たれ、効力速度より即効性瓦斯と遅効性瓦斯に分れる。又之が生理作用により催涙性瓦斯、窒息性瓦斯、中毒性瓦斯、クシヤミ性瓦斯、糜爛性瓦斯

② 効力

現用毒瓦斯性能及効力は次の如くである。

主要毒物効力表

種類	刺激を感じる濃度 ○/立方米	一分間不耐の濃度 ○/立方米
鹽素	一〇	一〇〇
ホスゲン	五	二〇
ヂフェニル・シアン・アルシン	〇・一	〇・二五
亞硫酸ガス	一三	三〇〇

區分	性息窒		性涙催					性ミヤシク		
	名	稱	常温形態	氣體	液體	固體	特臭	常温時のガス性	用法	生理作用
鹽素	ホスゲン	氣	帶黄綠	無	無	無	刺戟臭	一時性	放射	主として呼吸系統に作用し、肺に傷を與へ、窒息致死
ヂホスゲン	ホスゲン	氣	無	無	無	無	刺戟臭	一時性	放射	主として呼吸系統に作用し、肺に傷を與へ、窒息致死
プロムベンシル	プロムベンシル	液	無	無	無	無	刺戟臭	持久性	彈丸	主として呼吸系統に作用し、肺に傷を與へ、窒息致死
プロムシアンベ	プロムシアンベ	液	無	無	無	無	刺戟臭	持久性	彈丸	主として呼吸系統に作用し、肺に傷を與へ、窒息致死
クロービクリン	クロービクリン	液	無	無	無	無	刺戟臭	一時性	同右	主として呼吸系統に作用し、肺に傷を與へ、窒息致死
クロルアセトフ	クロルアセトフ	液	無	無	無	無	刺戟臭	一時性	同右	主として呼吸系統に作用し、肺に傷を與へ、窒息致死
ヂフエニルクロ	ヂフエニルクロ	固	無	無	無	無	刺戟臭	一時性	彈丸毒煙	主として呼吸系統に作用し、肺に傷を與へ、窒息致死
ヂフエニルシ	ヂフエニルシ	固	無	無	無	無	刺戟臭	一時性	同右	主として呼吸系統に作用し、肺に傷を與へ、窒息致死
ヂフエニルシア	ヂフエニルシア	固	無	無	無	無	刺戟臭	一時性	同右	主として呼吸系統に作用し、肺に傷を與へ、窒息致死
アダムサイト	アダムサイト	固	無	無	無	無	刺戟臭	一時性	同右	主として呼吸系統に作用し、肺に傷を與へ、窒息致死
青酸	青酸	液	無	無	無	無	刺戟臭	一時性	同右	主として呼吸系統に作用し、肺に傷を與へ、窒息致死
一酸化炭素	一酸化炭素	氣	無	無	無	無	無	同右	同右	主として呼吸系統に作用し、肺に傷を與へ、窒息致死

性腐康	
イベリット	液
ルイサイト	液
	無
	無
	無
	無
	無
	無
芥子臭	持久性
天竺葵臭	同右
彈丸及撒毒	同右
皮膚を糜爛し、眼及び呼吸器を侵し、尚ほ吸收中毒を呈す	

ニ、細菌彈

傳染力強大な病原菌を撒布する目的で作られたのが細菌彈である。

ホ、照明彈

各種投下彈を夜暗投下する場合、目標を照明せんとする爲使用せられるものである。

ハ、發煙彈

爆彈、燒夷彈等の各種彈丸と混合投下により防護動作を困難にし、交通を混亂に陥れ、指揮連絡を不便にする爲に作られたもので、多量に濃厚な煙を發生する如く考案されたものである。

ト、發聲爆彈

音響爆彈とも云ひ、落下中に大音響を發するものと、爆發と共に發するものとがある。之は大音響により人心を不安恐怖に陥れ其他の防空動作を妨害する効果がある。

チ、宣傳文其他

紙の爆彈で精神的混亂動搖を助成せんとするものである。

伊太利戰線で米空軍が最近使用したのものには、女、子供を狙ふ次の如き巧妙な爆發物が考案されてゐる。

○拾ひ上げその一部を廻すと同時に爆發するもの

萬年筆、シャープペンシル、懐中電燈、口紅、コンパクト、爪切、日除眼鏡、ナイフ、懐中時計、紙入、墓口

○口に入れると同時に爆發するもの

キヤラメル、チョコレート

○摩擦と同時に高熱を發するもの

櫛、ブラツシュ

之による被害者が子供に多かつたことは、親心の心理作用を極度に利用したものである。

◇ 風向判定

1. 風向（風速）の判定は防空訓練上非常に主要な基礎訓練である。即ち毒瓦斯彈に對する處置の上

に於て、又は延焼防止對策の上から、或はグライダー、模型飛行機飛翔訓練の上から速に風向（風速）を判定する能力を養つて置く事が緊要である。

(1) 風向判定の方法

イ、吹流しによる判定

○赤白の吹流しの動き方、方向にて空氣の流れを見る。

○各流しのふくらみ、角度にて風力判定。

ロ、風向力計による判定

○矢の動きと其の靜止状態を見る。

○風力計の廻轉狀況と其の判定。

ハ、發煙及び砂煙による判定

○發煙筒により煙をつくる。

○煙砂煙の行方を見る。

○煙突の煙のたなびき方。

ニ、焚火による判定

第五章 本校防空教育の實際

○薬や薪を燃やして煙をつくる。

○煙の立ち方を見る。

○火の燃え方を見る。

ホ、木の葉の動き、枝や幹の動き方を見る。

ヘ、持ち合せの布切れ、糸切れ、頭髮等をたなびかせる。

(2)教育訓練法

イ、基本的方法を各種指導すると共に、常に非常の場合を考へ、器具器械によらざる方法、特に直覺的能力の修練に努力する。

ロ、場所を移動し又上層の風向と地表上の風向の相違等も考へしめる。

ハ、基本的修練が進めば應用的に一定の状況を與へ(何處へ毒瓦斯彈が落ちたの如き)直ちに之に對する處置を執らしめる訓練。

ニ、夜間を豫想し、頬に對する風當り等も修練する。

2.基本姿勢及合圖による訓練要領

(1)基本姿勢及諸動作

イ、蹲踞

○號令「折敷け」

○動作

※直立姿勢よりする時は、右足を約二足長後に出し膝を折りこれを地に着け、右臀部を右踵の上に置き右手は握つて股の内側を抑へ左手は軽く握り拳を上に向け臂を左膝に托す。

※必要に應じ頭を低くし顔を伏せしむ。

ロ、伏臥

○號令「伏せ」

○動作

概ね臂立伏臥の動作に準じ、兩拳を握つて子指の方を地につけ同時に左足を後に引き次に右足を後に伸ばし兩足を揃へ足首足先を伸ばし兩腕を地につけ掌を開き拇指にて耳を抑へて人指中指に喉を押し薬指にて鼻を側方より押し靜かに頭を伏せ口は開くものとす。

熟練するに従ひ一舉動にて行ひ得るに至らしむ。

ハ、立て

○號令「立て」

○動作

※蹲踞より立たしむるには兩膝を立て右足を左足に引きつけ直立姿勢となる。

※伏臥姿勢より立たしむるには拳を地に着け兩腕を地より離し左足を引き右足を左足に引きつけ兩手をつき離し立つ。

ニ、蹲踞より伏臥姿勢

○動作「伏せ」の號令にて兩手を地につき左足を後に伸ばし前項伏臥の要領にて伏せしむ。

ホ、伏臥より蹲踞

○動作「折敷け」の號令にて兩手を地につき左足を大きく引きて體を起し右足を少しく前に引きその踵上に臀部を托す。

ヘ、行進中(駈歩、速歩)の伏臥

○動作「伏せ」の號令にて片足を少し廣めに前に出し膝を折り兩手をつき前足を後に引く。

以下略

(2)合圖による諸動作

イ、手又は旗

○集合 兩手にて大きくまねく如く四、五回上下に手を振り然る後右手を高くさし上げ整列位置を示す。旗を用ふる時も之に準ず。

○前進(速歩) 右臂を高くさし上げ前進方向に二、三回緩徐に振る、旗を用ひるを可とす。

○駈歩 速歩前進の要領に準じ急速に五、六回振る。

○伏臥 兩臂をひろげ大きく上に上げたるものを速に兩掌を伏せて下におろす。旗を用ひる場合は一度あげたる旗を急におろす。

○停止 兩臂を前進方向に對して眞横にひろげる、この場合兩臂は肩の高さに於て水平なることを基準とす。

ロ、笛

○集合 笛を一息長く吹く徹底せしむる爲二、三回行ふも可。

○伏せ 數回急速に斷續吹奏す。

3. 傳令教育訓練要領

ハ、伏臥の場合、笛又は號令の聞えぬ時背中を二三度打ち遂次合圖を送るものとす。

(1) 目的

- イ、責任觀念の涵養
- ロ、記憶力
- ハ、理解力
- ニ、意志の發表

(2) 方法

- イ、徒歩及自轉車傳令
- ロ、口頭、電話、筆頭

(3) 訓練

- イ、苦心、努力の體驗
- ロ、途中に於ける時間及経路上の難關突破

(4) 出發時の動作

イ、任務の了解

ロ、復唱

ハ、言語態度

(5) 要領

- イ、傳令員は傳達者の前に不動の姿勢にて立ち一語も聞き逃す事等あるべからず。
- ロ、不審の個所あらば確認する迄その場にて聞きただす事。
- ハ、發信者の名を冠し「○○命令、○○通報或は報告」等必ず述ぶる如く習慣をつくるを要す。
- ニ、傳令員の歸りたる時はその旨指導者に報告す。
- ホ、指導者の許に去來する時は厳正なる敬禮をなし且つ其の前後の動作を確實にす。
- ヘ、明確簡潔なる言語の發唱。
- ト、活潑なる男らしき態度。

(6) 復唱

復唱の目的は自己が果して誤りなく任務を了解せしやを檢べる。

4. 待避避難教育訓練要領

(1) 警報發令下の要領

イ、警戒警報發令時に於ける要領

④ 舍外

◎ 兒童登下校

○ 初等科にありては各自登下校をなし高等科にありては分團別に登下校をなすものとす。但し日常速度より速く歩行す。

○ 放課後にありては可及的速やかに下校なすものとす。

○ 服 装

● 上衣着用す。

● 女兒にありてはモンベイ着用す。

● 履物を履く。

● 手拭を持ち腰に吊る。

● 高等科兒童等は三角巾又は風呂敷を持ち腰に吊る。

○ 休み時間

教兒共に所定の遊び場所にて遊ぶ。(空襲警戒の項参照)

⑤ 舍内 (以下は發令時及發令中毎朝之を實施す)

○ 窓硝子は東の方へ開ける。

但し南北校舎にありては南の方へ開け夜間にありては外側の窓硝子は閉す。

○ 出入口の戸は外し教室内の邪魔にならぬ所へ横に置く。

○ 額花瓶等破損し易きものは取り外し邪魔にならぬ所へ置く。

○ 其の他教室整理をなす。

○ 防空兜防空靴點檢用意をなす。

○ 非常門は全開す。

○ 避難用資材準備

○ 笛旗メガホン等。

○ 避難用立棒取付避難用架橋。

○ バケツに水を入れ教室入口へ置く。

○ 人員點檢。

○各學級に於ては出席簿以外に児童氏名簿二通を作製し、一通は擔任教師他の一通は級長又は誘導員之を携帯するものとす。

○警戒警報發令されたる時は直に、又發令中は毎日朝擔任教師及級長又は誘導員は児童氏名簿に出席せる児童名を記入すべし。要すれば行動中要注意児童名及び其の理由をも記入す。

○避難を要するに至りたる時、避難を完了したる時、避難より復歸したる時、其の他必要ありと認めたる時は必ず速やかに人員を點檢す。

○人員點檢は次の方法による。

児童各自相隣れる者の在否を確認記憶し、各分團長は自己分團に所屬せる人員を點檢、級長又は誘導員に報告。級長又は誘導員は分團長より報告せる人員を集計すると共に要すれば獨自の方法に於て全人員を點檢の上擔任教師に報告す。擔任教師は級長又は誘導員の報告により人員を知悉すると共に、自から児童の在否を確認す。又必要に應じ教師及び級長又は誘導員は氏名簿に照合、以て人員の正確なる點檢を期す。

○避難中に於て児童を其の父兄に引渡したる時は、速やかにその旨氏名簿に記入す。

○一學級に於ける分團數は四乃至八を以て適當とす。

ロ、空襲警報發令時に於ける要領

④舍外

◎児童登下校中に發令されたる場合

○登校以前に於て發令されたる場合
合にありては登校せしめず。

○登下校途中に於て發令されたる場合
場合にありては直ちに歸宅又は登校何れか近き方による。

◎休み時間中發令されたる場合

○突如として敵機來襲ありたる場合
合は其の場に「伏せ」の姿勢をとる。



練訓本基隊伏時會朝

○少時の餘裕ある場合にありては別表第五五頁要圖の場所へ待避す。
○情況により教室に入らしむ。

◎朝會時に發令されたる場合

○突如として敵機の來襲ありたる場合は其の場に「伏せ」の姿勢をとる。
○少時餘裕ある場合は別表第五七頁要圖の場所に待避し「折敷け」の姿勢をとる。
○時間的に餘裕のある場合は五六頁要圖の順により教室入りをなす。
○焼夷彈等にて教室に火災起りたる場合は其の場より直ちに避難す。

◎校外授業時發令されたる場合

○突如として敵機の來襲ありたる場合は其の場に「伏せ」の姿勢をとる。
○少時餘裕のある場合は待避壕に待避す。
○時間的に餘裕ある場合は直ちに教室入りをなす。

○焼夷彈等にて教室に火災起りたる場合は其の場より直ちに避難す。

◎合内

◎授業時間中

○避難に先だち敵機の來襲を受け現に空襲を受けつゝある間は、本部の指示ある以外現在の教室に於て待避し移動せざるを原則とす。

この場合爆彈投下又は機銃掃射されつゝあるか、或はされる危険ありと判断したる時は、速やかに「伏せ」の號令を下し全兒童を伏臥せしむ。

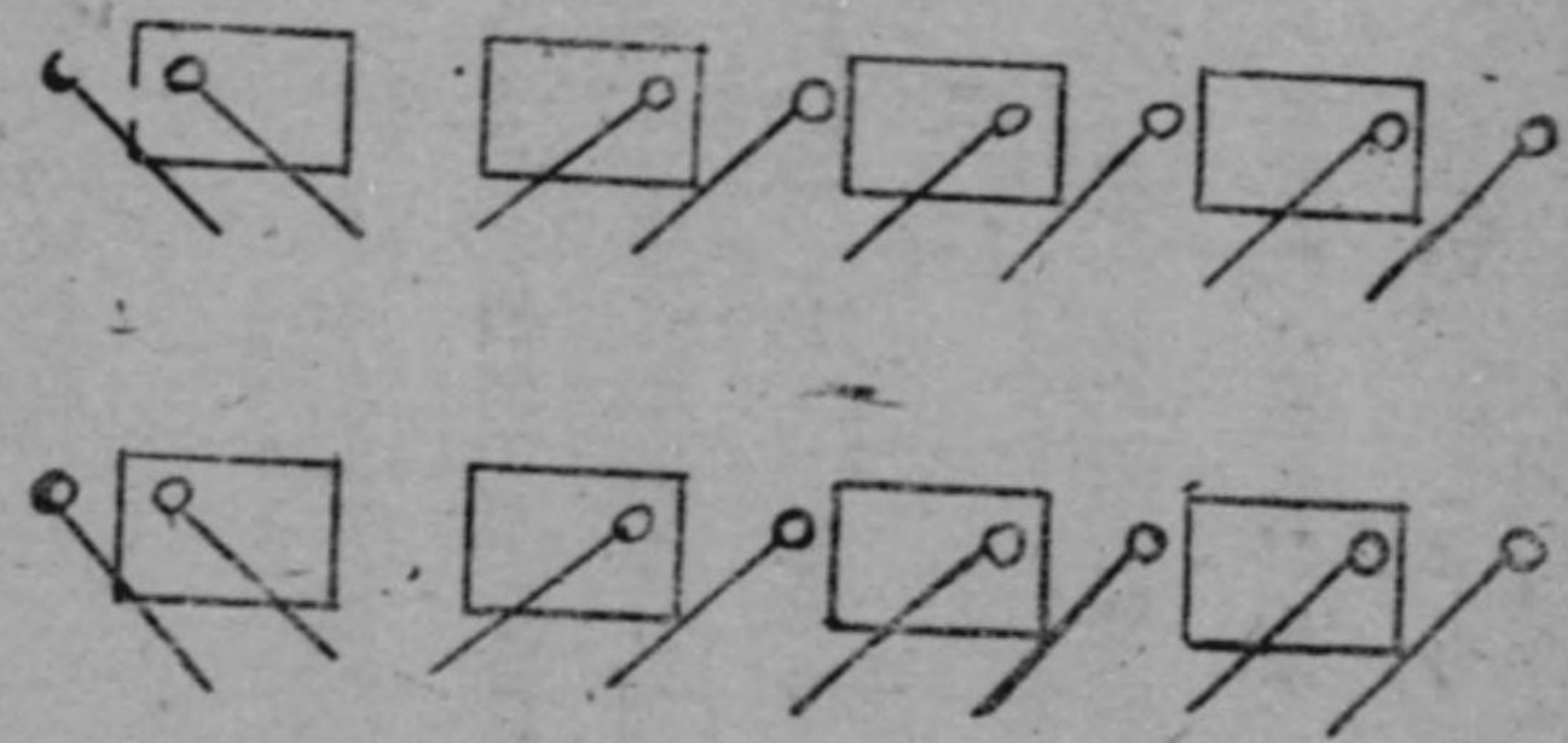
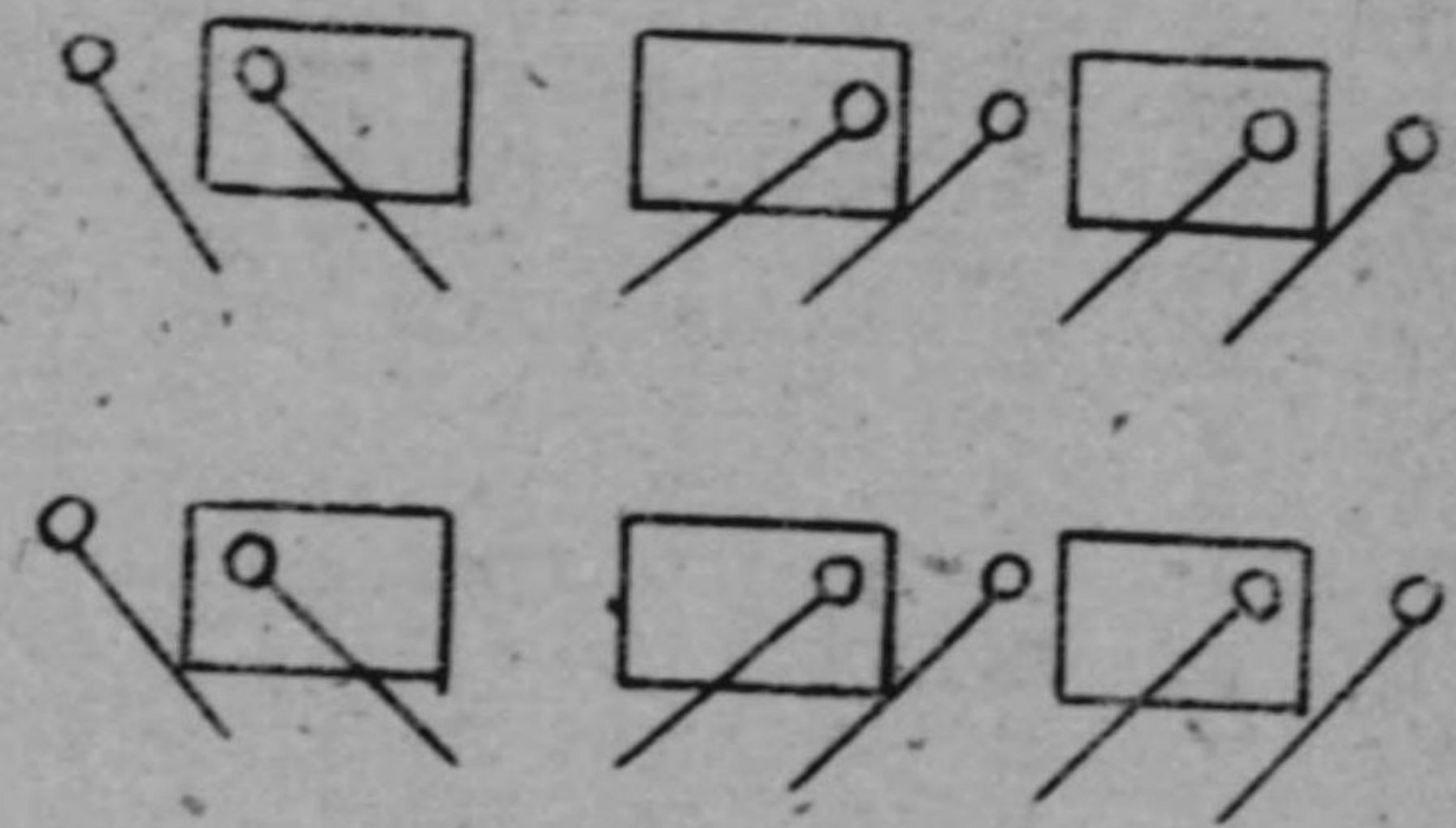
(特別教室亦同じ)

爆彈投下機銃掃射の危険去りたりと認められたる時又は本部の指示ありたる時は、「折敷け」の號令を下し兒童をして蹲踞せしめ、速やかに學習用具を腰掛上にて整理し携帯せしめ教室内を整理し、何時にても避難せしめ得るが如くし本部の指示を待つものとす。この時兒童をして腰掛に着席又は起立せしめざるを要す。

教室内に於ける「伏せ」は凡そ次の要領を基準とす。

「伏せ」の號令にて左(右)側のものは自己の腰掛の左(右)端に自己の足が略々位置し、頭を腰板に接するが如く斜に伏臥し、それに隣れる者及び中の筋の右側にある者は自己の頭が机下の斜前に位置し、脚が机と腰掛の間にある如く斜に伏臥せしむ。中の筋の右側にある者は自己の足が略々自己の腰掛の後右端に位置し、それよ

教卓



り體が右斜前になるが如く伏臥せしむ。

○防空頭巾は警戒警報中は常にこれを携帯し空襲警報發令ありたる時、又は危険に陥ると認めたる時は直ちに着用せしめ、若し着用の暇なくして空襲を受け伏せたる時は教師の判断により空襲の間隙を利用しこれを着用せしむ。一旦着用したる者は、

教師の命以外これを脱がしめざるを要す。

○伏臥姿勢にある時空襲の危険完全に去り避難の要無きに至りたる時は、「立て」の號令により全兒童は腰掛に着席せしむ。

○伏臥の姿勢にある場合、火災其の他のため現在の場所に長く止り危険を感じたる時及び空襲の危険や去りたる時は、折敷の號令にて全兒童は自己の腰掛の横に腰掛に近き脚を着床し、反對脚を立膝して蹲踞の姿勢をなし、速に學習用具持物を腰掛上にて整理携帯し次の命令を待つ。

○蹲踞の姿勢にありては、空襲の危険生じ又は再襲されたる時は「伏せ」の號令にて速に伏臥の姿勢に移らしむ。

○時間的に餘裕ある場合

●自教室にある時は本部の命令を待つ事なく警報を聞くと同時に避難用意をなす。

●特別教室にあるときは直ちに自教室に歸り避難用意をなす。

ハ、避難要領

空襲警報發令されたる場合は本部よりの指令に基き速に第五三頁圖表の場所へ避難するも

◆事前避難

◎避難準備

○蹲踞「折敷け」

○避難用意

●防空頭巾

●防空靴

●學習用具

の順に用意をなさしむ。

○人員點檢（警戒警報發令時参照）

○本部へ避難準備完了報告。

○避難中の諸注意

◎避難開始

○避難開始「ゆつくりと前へ」

○一時に全兒童をして席を立たしめることなく、出入口に近き筋より順次席を立たし

めて二列にて教師指揮監督のもとに避難せしむ。

○避難順序及徑路は五四頁要圖による。

○避難配置は五三頁要圖による。

正興寺

坂田宅庭

岩崎神社

◎避難完了

○避難地到着（蹲踞）

○人員點檢事故調査。

○本部へ報告。

◎教室復歸

○復歸出發

「今から教室に歸る、○組から前へ」

○教室へ復歸

●正興寺 往路を通つて教室へ歸る。

●坂田氏宅 往路を通つて教室へ歸る。

六年は北側二列で往路を教室へ。

四年は南側二列で往路を教室へ。

六年に次いで三年、三年は四年の歸路を。

四年に次いで二年、二年は往路を歸る。

●岩崎神社

○人員點檢、事故調査。

○本部へ報告。

◎兒童服裝の整備

○學習用具

○防空靴 の順に整備す。

○防空頭巾

◇緊急避難

◎避難準備

○蹲踞 「折敷け」。

○避難準備 「避難用意」。

○人員點檢。

○本部へ避難準備完了報告。

◎避難開始

「避難開始急いで前へ」

◎避難完了

○避難地到着（蹲踞）。

○人員點檢事故調査。

○本部へ避難完了報告。

◎教室復歸。

◎兒童服裝の整備。

ニ、避難中の要領

①舎内

第五章 本校防空教育の實際

教室より避難途中廊下にて空襲を受けたる時は、直ちに「伏せ」の号令にて伏臥せしめ、腰板に頭を接するが如くし、昇降口に體を曝すが如きことなからしむるを要す。尙階段上にある児童には腰板に頭を接するが如くして横に伏せしむ。

㊦ 舍外

◎ 集合整頓

- 敏速に動作をする。
- 前後列は正しく重なる。
- 如何なる地形地物の下にあつても立派になし得ること。
- 二列縦隊二列横隊四列側面縦隊を基本の隊形とし、他に隊形なしに唯集合させることも必要である。

○ 号令は「横隊集れ」「縦隊集れ」「縦隊四列集れ」等とかける。

◎ 行進

○ 急歩駆歩の二種類とす。前者は事前避難其の他に用ひ、後者は緊急避難其の他に用ひる。

○ 前後の間隔は一米三〇釐を保ち前者の誰なるか、左右者の誰なるかを常に注意しつつ行進する。基準は右。

○ 遅れたる場合には速に駆歩を以て追付く、地形地物によつて止むを得ず隊形を變化したる場合も又同じ。

◎ 待避基本

※ 折敷け

- 号令を大聲を以て行ふ場合には一齊に動作する。
- 先頭にのみ小聲で号令したる場合は注意力を以て速に先頭に準じて動作する。
- 合圖による場合には一齊に動作す。

※ 伏せ

- 折敷の場合と同様。
- 伏する隊形は下圖の如きを原則とす。
- 「起て」の号令にて聞えたる者より「起て」と大聲にて呼び隣者に注意する。



※地物を利用して伏せ

○「地物を利用して」と言ふ號令にて、待避すべき地物を發見し、その方向に姿勢をとる。「伏せ」で速駈を以て駈つけ伏せをなす。

○約二十秒以内に伏せを終る。徒に周章て不完全な待避をせざる様注意する。

○「起て」の號令で互に呼びつゝ立つことは「その場に伏せ」と同じ。

◎人員點檢

○整頓をする時に重なりに注意する。

○番號を附ける誘導者は之によつて全員の數を知る。

○各分隊にて人員を點檢し報告する。その總數と番號をかけたる場合の總數と一致するを要す。

○各分隊にて點檢する場合は折敷をなす。

◎情況下の諸動作

※敵機來襲

○二十秒以内に地物を利用して伏せる。起てる場合には負傷者の有無を確かむ。

※焼夷彈落下

○危険のない場所へ落下したる場合は捨て置く。

○校舎上、校舎の際等に落下し炎焼せんとするを發見したる場合は、速に従事者に連絡し場合によつては自ら消火に努める。

○人家の二階等に落下し延焼せるを發見したる場合は連絡のみ行ふ。

○其他各種情況によつて應變の動作を行ふ。

○「鎮火」又は「應援到着」の情況にて一列縱隊に整列する。

※毒ガス彈落下

○風の方向を見定め風上へ避難する。

○水を求め、手拭に浸し鼻と口にあて各分隊で集合して居ること。

○「毒ガス處置」の情況にて動作を終る。

ホ、避難上の諸注意

○風の方向を見ること。

○先生によく注意せしむ。

第五章 本校防空教育の實際